

会 議 録

|                  |  |
|------------------|--|
| 1 会 議 の 名 称      | 公共施設受益者負担特別委員会                               |
| 2 日 時            | 平成30年 9月11日(火)<br>午前 9時30分 開会<br>午後 5時54分 閉会 |
| 3 場 所            | 全員協議会室                                       |
| 4 出 席 者<br>(10人) | 安藤 玄一 八島 満雄 宮脇 俊彦                            |
|                  | 舘 大樹 土山由美子 中山真由美                             |
|                  | 橋田 夏枝 相馬 欣行 越水 清                             |
|                  | 国島 正富  |
| 5 欠 席 者          | なし   |
| 6 説 明 員<br>(22人) | 副市長(宍戸 晴一)                                   |
|                  | 教育長(鍛代 英雄)                                   |
|                  | 市民生活部長(齋藤 浩人)                                |
|                  | 子ども部長(岩田 孝)                                  |
|                  | 消防長(吉川 敏勝)                                   |
|                  | 教育部長(谷亀 博久)                                  |
|                  | 行政経営担当部長(古宮 雄二)                              |
|                  | 健康づくり担当部長(井上 稔)                              |
|                  | 企画部参事(兼)公共施設マネジメント課長(桐生 尚直)                  |
|                  | 消防本部参事(兼)消防総務課長(和田 健一郎)                      |
|                  | 市民協働課長(杉山 正彦)                                |
|                  | スポーツ課長(杉山 秀久)                                |

|           |                                |
|-----------|--------------------------------|
|           | 青少年課長（桑原 豊）                    |
|           | 教育総務課長（古清水 千多歌）                |
|           | 社会教育課長（小谷 裕二）                  |
|           | 公共施設マネジメント課公共施設マネジメント係長（成井 敦子） |
|           | 市民協働課市民協働係長（久保田 敦子）            |
|           | スポーツ課施設管理係長（小泉 哲郎）             |
|           | 青少年課育成・相談係長（神崎 速夫）             |
|           | 消防総務課総務係長（今井 利周）               |
|           | 教育総務課総務係長（大澤 貴之）               |
|           | 社会教育課公民館係長（小形 宜仁）              |
| 7 傍 聴 者   | 23人                            |
| 8 事 務 局   | 次長 副主幹                         |
| 9 会議のてんまつ | 別紙のとおり                         |

|        |        |                                      |
|--------|--------|--------------------------------------|
| 議<br>題 | 議案第54号 | 伊勢原市上満寺多目的スポーツ広場条例の制定について            |
| 結<br>果 | 可決     |                                      |
| 議<br>題 | 議案第55号 | 伊勢原市行政センタースポーツ施設条例の制定について            |
| 結<br>果 | 可決     |                                      |
| 議<br>題 | 議案第56号 | 伊勢原市立学校施設の開放に関する条例の制定について            |
| 結<br>果 | 可決     |                                      |
| 議<br>題 | 議案第57号 | 伊勢原市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について       |
| 結<br>果 | 可決     |                                      |
| 議<br>題 | 議案第58号 | 伊勢原市立武道館条例の一部を改正する条例について             |
| 結<br>果 | 可決     |                                      |
| 議<br>題 | 議案第59号 | 伊勢原市都市公園条例の一部を改正する条例について             |
| 結<br>果 | 可決     |                                      |
| 議<br>題 | 議案第60号 | 伊勢原市コミュニティ防災センターに関する条例の一部を改正する条例について |
| 結<br>果 | 可決     |                                      |
| 議<br>題 | 議案第61号 | 伊勢原市公民館条例の一部を改正する条例について              |
| 結<br>果 | 可決     |                                      |

午前9時30分 開会

○委員長【安藤玄一議員】 ただいまから、公共施設受益者負担特別委員会を開会いたします。

これより本特別委員会に付託されました案件の審査に入ります。

会議は、配付いたしました次第により進行いたします。ここで、宍戸副市長並

びに鍛代教育長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。初めに宍戸副市長、お願いいたします。

○副市長【宍戸晴一】 おはようございます。本日は、市議会9月定例会に提案させていただいております議案第54号から第61号までの公共施設使用料の見直し関連の8議案につきまして、公共施設受益者負担特別委員会のご審査をいただくものでございます。

各議案の内容につきましては、8月29日の提案説明等でご説明をさせていただき、去る9月4日には議案審議で大局的なご質疑にお答えをさせていただきました。本日は執行者側といたしまして、公共施設のマネジメントを担当する職員のほか、各条例及び対象施設を所管いたします部課長及び所管の係長を出席させておりますので、本委員会におきまして細部にわたりましてご審査をいただき、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、議案の参考資料として提出させていただきました収入増減見込額、概算経費、減免ガイドライン（案）等につきましては、去る8月29日に担当より全議員の皆様にご説明をさせていただきました。この資料は議案の提出とあわせて早期にご説明するよう担当に指示をしていたところではございますけれども、議案の取りまとめが8月にかかりまして、施設の追加等により収入増減見込額の再試算など調整に手間がかかり、結果といたしまして資料のお届けと、ご説明が遅くなりましたこと、ご迷惑とご心配をおかけいたしました。まことに申しわけございませんでした。

使用料の見直しにより収入増減見込額の適正化につきましては、公共施設を将来世代に適切に引き継いでいくために着実に進めていく必要があると考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長【安藤玄一議員】 ありがとうございます。

次に鍛代教育長、お願いいたします。

○教育長【鍛代英雄】 おはようございます。先日の本会議では総括的にご質疑いただいたところでございますが、本日は細部につきましてもご質疑いただきまして、ぜひご理解を賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長【安藤玄一議員】 ありがとうございます。

それでは、議題に入ります。議案第54号から議案第61号までを一括して議題といたします。ただいま申し上げました議案8件については本会議の際、細部にわたって説明がされていますので、直ちに質疑に入ります。

質疑の進め方といたしましては、初めに各議案に関連する項目について総体的な質疑を行った後、議案順に質疑を行いたいと思います。質疑が全て終了した後に委員から議案についてのご意見等を伺います。その後、議案1件ごとに採決を行いますので、ご承知おき願います。発言は簡潔明瞭に、委員におかれましては

質疑項目が多い場合には3項目程度に区切ってお願いいたします。なお、発言の際は挙手をして委員長の許可を得てからお願いいたします。

各議案に関連する項目について、総体的な質疑をお願いいたします。

○委員【土山由美子議員】 それでは使用料について総体的な質問をさせていただきます。

納付に関しての質問なんですけれども、上満寺多目的スポーツ広場と学校施設が、納付という言葉が使われているのに対して、行政センタースポーツ施設の体育館、弓道場、そして、コミュニティセンター、武道館、都市公園、コミュニティ防災センター、公民館は前納という言葉が使われています。このように違いがあるんですけれども、違いを設けている考え方について説明をお願いします。

そして、納付という言葉がある場合は前納でなくて使用後の支払いでよいのか、確認をお願いいたします。

○企画部参事【桐生尚直】 それでは、納付と前納、この違いをなぜ設けているのかということにつきましてご答弁させていただきます。

使用料につきましては前納を基本としておりまして、行政センタースポーツ施設、コミュニティセンターなどの条例では使用料は前納とするということで定めております。ただし、上満寺多目的スポーツ広場条例、学校開放の屋外運動場につきましては天候等によりまして施設を利用できない場合も想定されることから、利用を確認した後に納付書払いとすることとしておりまして、納付書発行の際に納付金を定めることとしておりますことから、条例に使用料を納付しなければならないというような規定としてございます。

次に、納付とある場合の支払いの時期でございますが、ご質疑のとおりでございます。使用の確認をした後に納付書により納付をしていただくというところでございます。

以上です。

○委員【土山由美子議員】 ありがとうございます。天候等の影響が上満寺多目的スポーツ広場、学校施設などがあるので、納付というふうに、必ずしも前納ではないのかなというところなんですけれども、都市公園なども屋外ということではありますので、そういう場合もきっちり整理がどうなのかなということと、それから、市民からの意見としても前納してしまって還付のために行かなければならないというような手間があるというご意見もあったかと思っておりますので、それだったら使い終わってからというふうにそろえるほうがすっきりしているのではないかな。市民にとっても利便性が、一度で済むというところなんですけれども、その辺のところはどのように考えていらっしゃるのか、お願いいたします。

○企画部参事【桐生尚直】 まず、都市公園条例でございますけれども、こちらにつきましては1つの都市公園条例という中に総合運動公園のいろいろな施設がある。屋内の施設もあれば、屋外の施設もありますといったところで、こちらにつきましては全体をくくった中で前納しなければならないといったような規定で

させていただいているというところでございます。

具体的には前納の還付が使いにくいといったご質問があろうかと思えます。こちらにつきましては、基本的には先ほど例として申し上げました上満寺多目的スポーツ広場、それから、学校の開放施設の運動場、こちらは施設に屋外運動場という、屋外の施設であるということに特化してございますので、明確に条例上分けてございます。前納と還付、こちらの具体的な市民の利便性を考えた対応につきましては、今後、詳細の中で各施設ごとに考えていくというところでございます。

以上です。

○委員【土山由美子議員】 ありがとうございます。市民の利便性を考えまして、同じことをするのに、納付という言葉であったり、前納であったり、支払いの時期もはっきりしていないということは、市民にとってわかりにくい、行政はややこしいという印象の一つにもなってしまうということもありますし、利便性ということもありますので、ぜひ市民の立場に立った上での改善を進めていただきたいと思えます。

以上です。

○委員【中山真由美議員】 それでは、まず2点お伺いいたします。1点目、全体的にスポーツ課が所管することが多くなりますが、体制についてしっかり対応できるのか、具体的に説明してください。

2点目が、今回の条例で学校の職員、教員や南分署の職員へ本当に負担はないと言い切れるのでしょうか。多少は初めてで使用の仕方がわからないこと等に対応することもあると考えますが、どのように配慮するお考えか、伺います。

○企画部参事【桐生尚直】 それではまず私のほうから全体的にスポーツ課が所管する施設ということで、そちらの体制についてのご質疑につきましてお答えさせていただきます。議員のご質疑にありましたとおり、今回の使用料見直しの中で全体といたしましてスポーツ課の所管施設が多くございます。こうした中で、今回の使用料見直しに伴います新たに発生する事務といたしまして、学校の開放施設と上満寺多目的スポーツ広場の納付書の発行事務、それから減免事務、また今後スポーツ課が所管と考えております行政センターの体育館と剣道場、こちらの減免事務ということになります。これらの事務量でございますけれども、1年間で時間換算300時間余り、1月あたりに換算しますと25時間程度といったところを想定してございまして、現状の職員体制からの増員が必要であるといったような考えではございません。現状のとおり体制で対応ができるという考えでございます。

以上でございます。

○社会教育課長【小谷裕二】 学校職員、南分署の職員等に改めて負担がないと言い切れるのか、また、初めて使用する方たちへの対応などがどのように配慮されるのかといった質問に対して、私ども社会教育課のほうからお答えさせてい

たきます。石田小学校の特別教室につきましては、部屋の使用に際して新たに使用料が発生いたしますけれども、学校での徴収事務等はございません。セキュリティや鍵管理等も従来と変わりなく、そういった負担は増加しないと考えております。

また、初めての使用団体等につきましては社会教育課にて使用登録の受付をいたします。その際にその後の使用方法等の説明を社会教育課のほうでさせていただきます。また、防災センターの講習室につきましても新たに公民館活動で使用するに際しまして、消防の本来の業務に支障を及ぼさないことを大前提としております。消防の職員が公民館活動における予約や鍵の貸し出し業務にかかわることはなく、これにつきましては使用団体にも周知徹底してまいりたいと考えております。

以上です。

○スポーツ課長【杉山秀久】 私のほうから学校の職員、教員に負担はないのかというところで、学校開放施設のうち屋内運動場及び屋外運動場につきましてお答えさせていただきます。施設を使用するに当たりまして、使用団体は使用しようとする施設の学校に使用許可申請を提出し、学校教育に支障のない範囲で許可を受け、使用できることとなっております。この手続の流れは現行どおり変更はございません。新たに使用料を徴収するなどの事務手続につきましては市で行いますので、有料化に伴う教員への負担増はないものと考えてございます。

また、初めて使用される団体を含めました各団体につきまして、毎年2月に開催しております学校開放の説明会におきまして、使用上の注意や申請等に関する説明をさせていただいております。

また、年度途中から使用したい団体につきましては登録手続、使用上の注意や申請等に関する説明をスポーツ課で行っております。

以上でございます。

○委員【中山真由美議員】 まず、スポーツ課の所管に対する体制は現状の体制で大丈夫であるということを確認いたしました。

2点目の学校や南分署にご協力いただく部分に関しても、ご負担がないように必ず配慮するという形で理解いたしました。

次の質問に参ります。市民の皆様への周知については使用する方、使用しない方にも使用料をいただくことについてしっかり内容をお伝えして、使用料の活用方法にも情報提供を十分に行っていく必要がありますが、そのことに対して少しでも利用者の皆様に気持ちよく使っていただき、使用しない方にもご理解を得る対応は具体的にどのように考えているのか、伺います。

○企画部参事【桐生尚直】 使用料の見直しにつきましては、これまで使用料見直し素案の説明会、それからことし春に開催いたしました見直し案の説明会、各施設におきます利用団体等への説明など、さまざまな機会を通じましてご説明をさせていただく機会を設けさせていただき、ご意見をいただきながら、この取

り組みを進めてまいりました。今後も使用料見直しにつきましては広報いせはら、市の公式ホームページにより広く周知をさせていただきます。また、関係団体や各施設の利用者に対しまして、使用の申請、支払い方法や減免の申請など丁寧にご説明させていただき予定としております。多くの市民の皆様にご利用いただけるよう施設を広く周知するとともに、ご利用される市民の方々に気持ちよく施設をご利用いただけるよう、より一層適切な維持管理に努めていくという考えとしております。

以上です。

○委員【中山真由美議員】　　今まで使用していただいている皆様に詳しいご説明をされていたんですが、使用されていない方への周知というのが今後さらに必要になるのかなと思いますので、今、広報やホームページという形で周知の方法を言われていますが、回覧ですとか、また、くらし安心メールとか、今後、使用方法が拡大されると思いますので、そのような方法を使われるというのは、お考えはいかがでしょうか。

○企画部参事【桐生尚直】　　今、委員のご質疑の中にございましたツールとしまして、回覧ですとか、くらし安心メール、今後、さまざまな市民の皆様の情報のツールというのも変わってございます。さまざまなツールを使いまして、市民の皆様今回の使用料見直し、こういったものを発信させていただくということで考えていきたいと思っております。

○委員【橋田夏枝議員】　　私からもまず3点質問します。

券売機はリース契約だと思いますが、万一、不審者等によって破損が生じた場合は保険適用できるのか、確認します。

また、券売機などのふぐあい、故障などで使用できない場合は現金の取り扱いというのが可能になるのか、あるいは、ほかの施設の券売機を利用できるのか、確認します。

3点目、有料化によって、先ほども土山委員から質問が出ましたけれども、お金のルールを明確にする必要があります。各条例を見ますと、使用料の還付等について微妙に表現が異なります。既納の使用料について一律した決まりというのはあるのでしょうか。また、外的要因で未使用になった使用料についての払戻金の方法等、明確なルールは決まっているのか、確認します。

○企画部参事【桐生尚直】　　ご質疑いただきました内容、順次お答えさせていただきます。

まず1点目、券売機の保険適用につきましてのご質疑でございます。一般的にリース契約というものには動産保険をつけることとしておりまして、経費も見込んでおりますので、機器を破損されたようなケースでは補償がなされるものと考えますが、実際の契約内容によると考えております。

続きまして、券売機などのふぐあい、故障などの対応というところのご質疑をいただきました。こちらにつきましては、券売機がふぐあいなどで使用できない



場合で、支払い期限まで時間がないようなケースでは一時的に現金での取り扱いを行わざるを得ないと考えてございます。なお、各施設に設置する券売機は券の購入データの処理なども行えるよう設置施設のみの利用とする考えとしております。

次の既納の使用料について一律の決まりがあるのかというご質問につきましてお答えさせていただきます。各条例で既納の使用料は還付しないこととしておりますが、例外といたしまして、使用者の責めに帰さない場合は還付できる規定を統一的に定めております。使用後に納付書払いとする上満寺多目的スポーツ広場と学校施設開放を除きまして、使用日の7日前までに使用の取り消しなどの申し出をした場合は還付することができる規定を各条例に統一して定めています。また、外的要因により使用できなくなったときの還付手続きにつきましては各条例の施行規則で定めます。その他のさらに詳細な使用者への還付方法などにつきましては利用者の利便性などを考えまして、施設ごとに定めていくということでございます。

以上でございます。

○委員【橋田夏枝議員】 ご答弁いただきましたが、払戻金の方法について施設ごとに定めていく内容というのは、これから決めていくのか、既に決まっているのか、確認します。

もう1点ですが、これまでも公民館等ではドタキャンや事前の手續なしの未使用の状態であったことがあります。有料化に当たり、前納が基本になるという答弁でしたが、中には悪質な団体利用があると仮定しまして、予約をとったものの当日使用されなく、未払いになると債権が発生します。仮にそういった利用者がいた場合、どのように債権の部分の未回収の使用料を請求するのか、確認します。

○企画部参事【桐生尚直】 まず1点目の既納の使用料の具体的な還付方法についてのご質問をいただきました。既に有料化している施設で還付といったような手續をしている施設もございます。総合運動公園、武道館、そういったところは既に有料施設となっておりますので、そういった施設の還付方法というものを参考にしながら各施設で最終的に決定していくということでございます。

次に、未回収の使用料の請求をどのようにするのかというご質問に対しましてお答えさせていただきます。有料化に当たりまして、使用日の7日前まで使用の取り消しの申し出がない場合は、施設を使用しない場合でも使用料を支払う必要がある旨の周知を徹底していきます。使用料を納付されなかったものに対しましては基準がございまして、他施設の納付指導を参考にしながら、使用料を支払っていただくよう督促をするなど、債権回収に必要な手續をとっていくということになります。

以上でございます。

○委員【橋田夏枝議員】 まず払戻金の件ですけれども、施設ごとにルール化するということでした。他委員から言われましたけれども、市民にわかりやすく

ご理解いただくためには、施設ごとによってルールが変わると非常に複雑なことが起きますので、できるだけシンプルで明確なルールを策定していただきたいと思っております。

また、未使用で支払いがされていない、ドタキャンが起きたということ。これまでも公民館の現場の方たちと話すとき、そういう団体が少なからずありました。ただ、今までは無料ですので、そんなに問題にはならなかったんですけども、これからは料金が発生するということです。施設をとったことがある方はわかるんですが、とるときにパソコンからとりますね。IDとパスワードを入力すればその団体のどなたでもとれるということになります。私もよく使いますけれども、それで、会のほうで予約のときにきちんとルールが決まってないで、勝手にパスワードとIDを使ってとってしまったということがこれまでもありました。ただ、これからは有料化なので、各団体、気をつけてとると思っておりますけれども、もう一度確認しますけれども、もしそういった団体に対して支払いが見込めない団体がある場合には何らかの制裁というものを考えていらっしゃるのか、確認します。

○企画部参事【桐生尚直】 支払いが見込めない団体に対しての対応でございます。こちらにつきましては、督促をしてもなお支払いが見込めない申請者に対しましては、条例に基づきまして使用の承認をしないこと、そのほか使用の承認を取り消す、使用を中止させるなどの措置が考えられるというふうに考えております。また同時に、債権回収に向けた手続も並行して進めるということになるということで考えてございます。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 ぜひ行政のほうとしては債権ゼロをめざしていただきたいと思っております。

続きまして、喫煙マナーについて質問します。喫煙マナーをめぐるしましては、健康被害の問題もあり、より一層市民の目が厳しくなっております。特に子どもに関しては副流煙を気にする大人が多いです。今後、学校開放など進めば当然不特定多数の大人が利用するわけであり、この機会にスポーツ施設等での喫煙ルールを明確化するとよろしいと考えますが、現在どの程度まで決まっているのでしょうか。また、今後検討しなければならない施設等があるのか、お尋ねします。

○スポーツ課長【杉山秀久】 喫煙につきまして副流煙による受動喫煙としての健康被害が問題になってございます。本市の学校開放施設やスポーツ施設におきましての現状は、学校の敷地内はもちろんのこと、各スポーツ施設内でも禁煙としてございます。喫煙する場合におきましては、敷地外で他の方の迷惑にならないよう利用者をお願いしているところでございます。現在、総合運動公園におきまして、屋外に喫煙場所を設けてございます。屋外で他の方の迷惑にならない場所に喫煙場所を移動するなどの検討を行うとともに、施設の利用者にも周知徹底してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 ご答弁ありがとうございます。喫煙マナーをめぐるの、市民同士のトラブルというのも現状起きております。施設内では遠慮しますけれども、そこをちょっと離れた道路で大人たちが吸ってて、車の通行の邪魔になるといったことも起きていますので、いろいろなところにこれからも目を配っていただきたいと思います。

続きまして、減免につきまして質問します。減免では、別紙でいただきました参考資料をもとに質問します。ここでいう法人とは、学校法人、社会福祉法人のことを意味するのでしょうか。質問します。

あと、市議会として市民との意見交換会など、これから持つ計画もあるかもしれませんが、そういった場合は減免の対象になるのか、質問します。

また、5割減免につきまして市内には障がい児・者を持つ親の会の活動団体があります。こういった場合は、親の会ですので、減免対象になるのか、ならないのか、確認します。

以上3点です。

○企画部参事【桐生尚直】 まず、1点目の減免に関します法人の基準でございますが、市が出資する法人及び市が出捐する法人を減免とするという基準でございます。具体的には一般財団法人伊勢原市事業公社ですとか、公益法人伊勢原市みどりのまち振興財団などが該当することとなり、ご質疑にございましたような、市が出資等を行っていない法人は対象とならないということとしております。

次に、市議会の市民との意見交換に対する減免の扱いがどうかというご質疑でございます。議会の公式事業として実施されるような事業、すなわち通常であれば議会事務局が手続を行うような事業につきましては、市などが実施する事業として全額減免と考えてございます。一方、議員の方が任意で実施するような事業につきましては減免基準に当てはまらないということから、減免の対象外という考えでございます。

次に、障がい児・者を持つ親の会の活動団体についての減免の扱いについてのご質疑でございます。この基準でございますが、団体の構成員の過半数が市内に在住する障がい者で構成されている場合に減免対象とするということでございます。ご質疑の中にもありました団体でございますが、この基準を満たしているということであれば対象になるということでございます。

以上でございます。

○委員【宮脇俊彦議員】 では、有料化の根拠について、利用する人としなない人の公平性、それから、受益者負担の原則ということについて、根本問題なので、副市長に伺いたいと思います。これは市政が何を重視するかのバロメーターになっていると思いますけれども、例えば今回の有料化はそういうふうに言いますが、昨年10月からマイナンバーを使って、コンビニで住民票をとれるようになっております。これは導入するときに、今持っている人が非常に少ないからこのままだとすごい負担になるよということを指摘したんだけど、ふえるから大丈夫

だということをやって、1年間のコンビニに払う料金は270万円。1枚当たり115円というふうになっております。ことし9月で丸1年ですけれども、約1000件です。1枚当たりになると3000円近い負担になっておりますけれども、こういう利用する人としらない人の公平性、今回は言っていますが、受益者負担の原則というのからは、かけ離れた数字になってはいますけれども、こういうことは許されるというふうに思われるかどうか。違うんじゃないかというふうに思うので、まず1点伺いたい。

2点目は、後期基本計画で誰でも気軽にできる運動の推進を掲げております。運動施設の有料化はこうした誰でも使えるという方針とは逆になるというふうに思っています。市民の健康寿命の延伸ということを掲げながら、担当課は運動してもらうために、大学と提携したり、いろいろな運動、チャレンジデーを設けたり、健康教室をやっていますが、運動施設を有料化するわけですけれども、市民がみずから自主的に取り組んでいることをしっかり支援するというふうに掲げながら、有料化をやるというのは反対になるんじゃないでしょうか。これが2点目です。

3点目は財政の厳しさということを有料化の根拠にしております。財政難からということですが、ことし平成29年は厳しいと言いながら、貯蓄に当たるような基金に2億5000万円もため込むというふうな状況になっております。根本問題で、40年間に903億円、これについてはかかるよ。1年間で22億円、5年間で5億円しか改修とかにかかってないから、15億円不足するよと言っておりました。これにかかることは一切後回しにされて、長寿命化計画はこれが決まってからということで、この1年半、公共施設マネジメント課がやったのは、有料化だけです。こうした方向で本当にいいのか。根本的な対策を示せず、市民にこういう有料化を押しつける。こうしたことを1年半もやってきているということでもいいのかどうか。以上3点について見解を伺いたいと思います。

○副市長【宋戸晴一】 お尋ねと順序が変わるかもしれませんが、順次お答えさせていただきたいと思います。

まず総合計画後期基本計画を策定するに当たっていろいろ詰めてきたようなこととの一致についてということでございますが、公共施設の受益者負担の適正化につきましては今後の社会経済環境の変化を見据えた中で市民活動の場となっております公共施設を将来にわたって適切に維持管理し、市民活動の場となる公共施設を維持していくためにも必要な取り組みであるというふうに考えております。そういった意味では総合計画との整合と今回の受益者負担のお話については整合をとって進めてきたということで考えております。

それから、利用する人と利用しない人の間の公平性についてというお話でございますけれども、現実問題といたしまして、公共施設の維持管理には経費がかかっております。使用料を設定していない施設にかかる経費につきましては施設利用者からの使用料と市民の皆様からの税金によって賄われているということでご

ざいます。このことから、実際に施設を使用する利用者と利用しない市民との負担の公平を確保する必要があるというふうに考えております。また、公共施設の中には現に使用料を徴収しているものと使用していないもの、また、類似した施設であっても使用料の設定にばらつきがある、そういったケースもございますので、施設利用者間の負担の公平を確保する必要があります。これらの負担の公平性を確保するために今回の受益者負担の適正化の取り組みを進めているところでございます。

それから、受益者負担の原則についてでございますけれども、特定のサービスを受ける方に受益の範囲内で応分のご負担をしていただくことを基本的な考え方としておりまして、公共施設を利用される方には施設の管理運営にかかる経費の一部をご負担いただくこととしております。それから、ご質問の中にごございましたコンビニ交付などの取り組みについてでございますけれども、いわゆる公共施設の使用料とは別枠の取り組みであると考えております。片方でマイナンバー制度を活用した行政事務の合理化、効率化といった取り組みを、行政全体として進めていく中でございまして、その中で伊勢原市が所管いたします部分につきましては計画的に効率化、合理化に資するような取り組みを積み重ねていく必要がある。そういった判断で進めさせていただいているところでございます。

この間、おかげさまで、行革の取り組み等々を積み重ねる中で、一時期本当に底をつくところまで行っておりました財政調整基金についても、大分積み増しをすることができております。これは1つには税等の徴収の努力を続けていることと同時に、行革を進めることによりまして歳出の削減効果を積み上げてきた結果といたしまして、特に今回、ここ数年間税収が想定していたよりも伸びてきている。徴収努力もありますけれども、その効果がありまして、結果として財調のほうへ積み増すことができております。ただし、これをもう少し長期で見ますと、税収のもととなります市民の人口の動向、あるいは企業の活動の動向というのも現状がそのまま続いていけばよろしいんですけれども、長期を見たときにはなかなかそういう見通しも立てにくい。やはり財政的にはさまざまな努力を重ねながらということになろうと思っておりますけれども、現時点で歳出の削減、あるいは歳入の拡大に結びつくような取り組みについては一つずつ着実に進めていくということを進め重ねていく必要があると考えております。現在、財調に約15億円がございましてけれども、実際にこの後、必要となる、特に公共施設の長寿命化等に要する財源とのバランスでいきますと、とてもそれで賄えるような多寡ではないというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 趣旨と答弁がずれているというふうに思います。先ほど言ったのは、公共施設は受益者負担だとか、利用する人としらない人の公平性というのを理由にして有料化の根拠にしております。先ほど言ったように、一方では300円払って経費は3000円ぐらにかかる、こういうのを続けるという

ことが本当に公平性につながるのか。今の推移から見たら、数年はそういう状況が続くと思うんです。しない人にもこうやって税金の負担がかかるということで、都合のいいように市が使っているとしか見えないと指摘したいと思います。

それから、後期基本計画との整合性です。これについても市の取り組みはいろいろやっているけれども、同じ後期基本計画の中で、これについては言及がありませんでしたけれども、市民みずからが自主的に取り組んでいることをしっかり支援するということが掲げられております。そういうことを現在やっているのが公共施設を無料で皆さんが使えて、いろいろな活動をやっているということになっていると思うんです。これを有料化するということはそれを覆すような話ですね。だから、全然整合性がとれていると——施設は継続したりできるかもしれないけれども、市民の活動は後退する。そういう発言が説明会の中でも再三出ております。つくしサークルの人が700人からボランティア活動を支えてやっているけれども、年間で7億円ぐらい、このまま有料化されたら負担になるということできなくなるとか、そういうふうなことが出ております。中央公民館ではパソコンサークルがこのままでは維持できなくなるだとか、大田公民館でも出ておりました。それは行政経営担当部長もご存じのとおりです。そういうことにきちっと応えていないと思います。

財政の厳しさも、先ほど回答にはなかったんですけれども、危機感を、15億円毎年不足するということについては何ら対応がとられないまま、1年半、公共施設マネジメント課がやってきた。公共施設マネジメント課はいいのかもしれないけれども、それについては後回しで、結局、3人新しく配置したけれども、有料化だけで長寿命化なんかについては後回しにずっとしてきたままになっているんじゃないですかというふうに指摘したんです。それについて回答をお願いしたい。

○行政経営担当部長【古宮雄二】　ご質問、いろいろご意見もございましたので、その中でお答えして。先ほど総合計画との関係がございました。委員のご質問の中で、市民みずからが自主的に取り組むことを支援すると。そこに沿ってないではないかということがございました。先ほど副市長からもご答弁さしあげて、私も今までご答弁させていただいているところでございますけれども、市民の皆様が活動する上で、そこに公共施設が適切に存在するというのが大前提になるという考えを私ども持っております、そこの考えは今でも変えてございません。先ほどの総合計画に伴うもの、今お話がありました自主的な取り組み、それぞれ活動の場があつてこそできるものであるという考えの中で、繰り返しのご答弁になりますけれども、公共施設を適切に維持管理していく取り組みの1つとして、公共施設の使用料の見直しを進めているというところでございます。

また、最後に長寿命化は後回しということでお話ございました。公共施設マネジメント課、2年目を迎えておまして、小世帯でいろいろ事務を進めております。特に議会にご説明する中では公共施設使用料見直しというのが前面に立っ

ているというところではございますけれども、それ以外にも公共施設等総合管理計画に基づきまして実施計画をここで策定してございます。それに沿って平成30年度から順次こちらの行政センター地区の再編、長寿命化計画につきましてもその中で社会教育施設、学校教育施設の長寿命化の計画を立てていくということで進めさせていただいているところでございます。

以上です。

○委員長【安藤玄一議員】 宮脇委員、この場は質疑をしていただく場で、意見は最後にお聞きします。簡潔明瞭にお願いします。

○委員【宮脇俊彦議員】 じゃ、続けて聞きます。できるだけ負担にならないようにと再三言っておりますが、先日タウンミーティングを議会でやりましたけれども、総務常任委員会の報告の中で市民団体は資金が不足して厳しい状況になっているとありましたけれども、市はそういう認識は持ってられないのかどうかについて伺います。

それから、説明会の中で、有料化を提案しているけれども、もっと市自身が身を切る改革が必要なんじゃないかということで、有料化をやるんだったら、副市長2名体制を1名にすることや、小田急の駅の自由通路の市が負担している電気代、最初1000万円でしたけれども、今1200万円になっているみたいですがけれども、そういうのを求める必要があるんじゃないかとか、その2点について、どういう見解をお持ちか、伺います。

○企画部参事【桐生尚直】 1点目の団体の活動資金の不足というご質疑でございます。今回の使用料の見直しでございますけれども、市といたしましては、受益者負担の適正化、この取り組みは公共施設の受益者負担に関する基本方針に基づいて各施設の使用料を算出させていただいております。そうした中で、活動される市民の方々の負担が重くならないよう、極力配慮させていただいているといったものでございます。具体的には使用料の算定に当たりまして、性質別の負担割合といったものを設定しておりまして、社会教育施設やコミュニティセンターなどにつきましては対象経費の半分を公費で負担し、それ以外の部分を利用者の皆様にご負担していただくということでございます。

さまざまな立場の利用者がいらっしゃる、さまざまな利用団体がいらっしゃるというところは承知してございますが、この負担感の受けとめといったところは一様ではないというふうには考えております。団体によってこの金額が非常に大きな負担になるといったところのご意見も今まで寄せられておりました。そうした中で、市といたしましては基本方針に基づきまして、利用者の皆様に過重な負担とならないような十分な配慮をさせていただいた中で料金設定をさせていただいておりますので、その点につきましてはご理解をいただきたいということでございます。

以上です。

○行政経営担当部長【古宮雄二】 副市長2人制につきましてはご案内のとおり

り、現市長が就任されまして、議会のほうに条例で提案させていただいて、議会でもご議論いただいた中でお認めいただいたものでございます。それに伴いまして、それぞれの副市長の選任についても議会にお諮りしたところでございます。その必要性については十分議会の中でご議論いただいているというふうに私は認識してございます。

また、2点目の小田急の伊勢原駅の自由通路のお話だと思えますけれども、自由通路につきましても、私専門でないので、細かいところまで申し上げられませんが、自由通路については小田急が管理する部分、市が管理する部分、こういう形で仕分けができています。その中で、市が管理する部分について、市が応分の負担をしているということで理解してございます。いずれにいたしましても、説明会等でこうした経費を削れば使用料の見直しは要らないんじゃないかというご意見をいただきましたけれども、この使用料の取り組みとこうしたご意見については、歳入歳出ありますけれども、そこはリンクはしないものと。仮に今の2点について無駄ということはございません。市のいろいろな取り組みが不要不急であるというような、もしそのような事業があつて、それを削った場合でも、だからといってそれと対角にある同じような金額が使用料が不要であるという理屈にはならないものと私は考えてございます。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】      じゃ、あと2点伺います。減免について、7月24日に企画部公共施設マネジメント課から出された3ページの右側の下から6行目ですけれども、体育協会等の翼下団体の取り扱いについて、下から6行目のところで、現行と比べて取り扱いが後退としないよう基準を修正しますという文章が出ております。体育団体はこういうふうに言いながら、一般市民からとると無料が有料になるわけですから。わかりますか、どこを指摘しているか。7月24日、公共施設マネジメント課が出した資料2の3ページ目の右と左に分かれた右側の下から6行目、現行と比べてスポーツ団体、体育協会等の翼下団体の取り扱いについて、現行と比べて取り扱いが後退しないよう基準を修正しますという、ここでは使っていますが、体育団体にはこういう配慮がありますが、一般の市民団体にとっては無料が有料になるわけですから、大きな後退になると思えますけれども、整合性が、何でスポーツ団体だけなるのかについて見解を伺いたい。

もう1個は、先ほども出ておりましたが、現在、武道館が現金管理をやっていますけれども、日々の収入額の確定は誰がやっているんですか。それから、月で収入は幾らになるかという確定は誰がやっているんですか。それについて教えてください。

以上です。

○企画部参事【桐生尚直】      公共施設受益者負担特別委員会からご意見、ご提案をいただきました内容に対しまして、市の考え方として、体育協会等の傘下団体につきまして取り扱いを減免の後退としないよう基準を見直すといったとこ



ろのご説明をさせていただきました。こちらにつきましては、現行の有料施設というところとの比較の中で体育関係団体の取り扱いが大きく後退してしまうところから、そこだけに改めて見直しをしたというところがございます。この内容につきましては昨年秋の素案の市民説明会、ことし春の案の市民説明会、こういった中でもご意見をいただいております。さらに議会のほうからもご意見、ご提案といったものをいただいております。さらに総合的に考えた中で、現行の有料施設につきましては減免の後退となってしまうといったところから改めてこの基準の見直しをさせていただいたというところがございます。

次の現金管理のご質問でございます。現金の確定などを誰が行っているのかというところがございます。各施設の所管課で、こういった事務につきましては行っているところがございます。

以上です。

○スポーツ課長【杉山秀久】 今、現金の収入の確定は誰が行っているかということで武道館の件をお話いただきました。私のほうから武道館の現金管理につきましてお答えいたします。武道館の使用料につきましては武道館の事務室でレジスターを設置しております。使用者へ使用料の領収書を発行してございます。武道館の窓口で指定管理者のほうで収受をしているところがございます。

施設閉館時に全ての現金を事務室の金庫に保管いたしまして、定期的に金融機関のほうに入金していただきまして、市の口座へ入るような形になってございます。ですので、確定といたしましては指定管理者のほうで、入金していただいた時点で確定しているという形になります。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 最初のほうの減免は、後退させないということについては話があったんですけども、市民にとっては後退ですよ。それについてどう考えているかというのを1点目。もう一遍返事をいただきたい。

もう1個の武道館の現金管理ですけども、そうすると、現金が1カ月幾らというのは、スポーツ課が確定しているのかどうか。それは収納した結果が幾らになるかというのはスポーツ課が管理して確認している、責任を持って管理している。それは収納したところにもこれぐらいあるというのはちゃんと報告が行って確認されているということですか。

○行政経営担当部長【古宮雄二】 それでは、前段のご質問の市民に対しては後退じゃないかというところのお話でございます。今回の使用料の見直しにつきましては一般の利用団体という中で、体育関係の団体も同じように使用料のご負担をお願いするような考えで、使用料の見直しは進めさせていただいているところで、体育協会を特別視しているということは全くございません。使用料の考え方は全て各施設において同じ考えでございます。

一方で、減免については既存の有料施設等で減免の規定を持っております。例えば武道館にも減免規定があり、有料公園でもありと。そうしたものを統一的な

ものにしようと加味した中で我々が作りました減免の規定の初期の段階においては配慮が足りない部分がございます、本来あった体育協会の減免が後退するところのご指摘を受けた中で整理をさせていただいて、改めて提案させていただいたというものでございますので、使用料を課す部分と今回の減免の改めた部分というところはそうした違いがあるということでご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○スポーツ課長【杉山秀久】 武道館の収入の確認についてお答えさせていただきます。委員がおっしゃるとおり、武道館で指定管理者が収入した時点でそこに現金がどのくらいあるかというところは定期的にスポーツ課のほうで確認させていただいております。また、収受に関しましても収入の確認もしてございます。以上でございます。

○委員【宮脇俊彦議員】 それはどれぐらいかけてやられていますか。

○スポーツ課長【杉山秀久】 武道館の収入につきましては毎日行われておりますけれども、週1回、金融機関のほうに入金しております。その時点で確認行為をしているということでございます。

以上です。

○委員【相馬欣行議員】 私のほうからも何点か確認させていただければと思います。今までの特別委員会の経過、それから、先日9月4日の議案審議の内容と一部重複するかもしれませんが、確認してまいりたいと思います。項目的には基本的な考え方について、それから、使用料の徴収、施設管理について、それから、減免についてということで順次確認させていただければと思います。

最初に2点、お伺いをいたします。まず有料化の成果について確認いたします。市民の痛みを伴う市政運営上の改革を断行する場合、目的や成果をしっかりと示す必要があると考えます。今回の公共施設使用料の見直しは、1 公共施設の適正な維持管理の必要性、2 受益者負担の適正化を挙げています。公共施設は市民の福祉向上に向け建設された施設ですから、公共施設使用料の見直しで成果を享受できるのは市民でなければならないと考えます。享受できる成果についてと市民への説明責任を果たしているのか、確認いたします。

2点目として、今回の公共施設の適正な管理の必要性は公共施設等総合管理計画の機能集約や統廃合、維持管理、運営コストを総体として目的が達成できるものと考えます。現段階で詳細な実施計画は3年のみ作成されていますが、具体策は調整や協議、検討が多い状況になっています。予算措置、機能統合は決められた解体施設のみで、他公共施設の長期展望やコンパクトシティを掲げた都市マスタープランの達成にはほど遠い状況ではないでしょうか。公共施設等総合管理計画を達成する上での受益者負担の適正化が担う役割について明確にするとともに理解をいただくことが大切と考えますが、見解をお伺いします。

以上2点お願いします。

○企画部参事【桐生尚直】　まず今回の使用料見直しにおきます、市民の皆様が享受できる成果についてお答えさせていただきます。公共施設は市民の活動の場であり、市民共有の大切な財産であるということで認識してございます。今後、人口減少など社会経済環境が大きく変化する中で厳しい財政状況が続くということが予測されております。こうした中で公共施設等総合管理計画に基づき使用料の見直しのほか、施設の統廃合、既存施設の長寿命化、維持管理経費の削減などの取り組みを進めることによりまして、将来にわたり、安全・安心な施設サービスを提供することができ、市民負担の公平性も確保できるというふうに考えてございます。

市民への説明責任についてのお答えをさせていただきます。使用料の見直しにつきましては平成27年に策定いたしました公共施設等総合管理基本方針、平成28年に策定いたしました公共施設等総合管理計画、そして、平成29年に策定いたしました公共施設の受益者負担に関する基本方針に基づきまして計画的にこれまで進めてまいりました。これら計画の策定に当たりましてはパブリックコメントにより市民意見の徴収のほか、各種団体への説明をさせていただいております。使用料の見直しにつきましては昨年秋の素案説明会、それから、ことし春の案の説明会、各施設利用者への説明などを行ってまいりました。このように使用料見直しは市民の皆様へ段階的に説明を行いながら進めてまいりましたが、今後も引き続き丁寧に説明を行って説明責任を果たしてまいりたいということで考えてございます。

次の受益者負担の適正化が担う役割についてお答えさせていただきます。今後の社会経済環境変化の中で中長期的な視点で公共施設の見直しを行い、計画的なマネジメントに取り組むために平成28年に公共施設等総合管理計画を策定いたしました。この計画の中に公共施設に関する基本方針を定めておりまして、3つの方針を掲げております。1つ目が施設総量の縮減。2つ目が持続可能な施設運営を行う。3つ目が施設更新に当たっては将来見通しを十分考慮するという3つの方針を掲げてございます。受益者負担の適正化はこのうち持続可能な施設運営を行うとの方針に基づく取り組みの一つでございまして、施設利用者の皆様と市民が適正に負担を分かち合いながら持続可能な施設運営を図るために進めている取り組みでございます。受益者負担の適正化の取り組みにつきましては、持続可能な施設運営を行うための役割を担っているということで考えてございます。また、この受益者負担の適正化は市民負担を伴うことから、市民の皆様からより一層ご理解いただけるように、関係団体、各施設の利用団体などに対し丁寧に説明を行ってまいりたいということで考えてございます。

以上です。

○委員【相馬欣行議員】　ありがとうございました。今回の有料化に関しては市民の大切な財産をしっかりと担っていく。そして、公共施設の管理計画等については持続可能な施設運営をするために今回の受益者負担の適正化について必要で

ある、その辺を確認させていただきました。

次に、子どもが減少し、高齢者がふえることで人口バランスが大きく崩れ、社会保障費、扶助費が増加しても担う労働人口が減り、対応できない社会環境に歯どめがかかっていません。誰もが自助の精神で社会保障費を必要としない生活を営んでいただく方向に導いていくことも大切と考えます。公園に健康器具を設置し、認知症、けが予防を進める自治体、ひきこもり、孤独にさせないための外出をサポートする政策を推進する自治体もあります。どこに標準を合わせ、まちづくりの政策を進めるかで、10年後、20年後のまちの形態が大きく変わってくるものと考えます。

今回の有料化は、老朽化する施設管理の観点を捉え、提案していますが、同じ社会問題で改善が急がれる社会保障費の縮減に向けて、今回の政策がどのように影響すると考えているのか、お伺いいたします。

○企画部参事【桐生尚直】 今回の使用料見直しにつきまして社会保障費の削減、こういった政策がどのように影響するのかということにつきましてお答えをさせていただきます。先ほどご答弁させていただきましたとおり、公共施設等総合管理計画に基づき、使用料の見直しなどさまざまな取り組みを進めることによりまして、市民活動の場である公共施設を将来にわたりしっかりと維持していくことができると考えております。こうした取り組みによりまして健康の維持に活用されている公共施設サービスを継続して提供していくことができるということと考えてございます。

以上でございます。

○委員【相馬欣行議員】 継続することは力なりと思っておりますので、ぜひその行動をお願いしたいと思います。

次に質問として、9月4日、本会議場での武道館条例改正の質疑の中で使用料を直ちに修繕にとは考えていないとの答弁があったかと思えます。有料化となれば、使い勝手がよくなるという感覚はごく普通のことであり、これに応えられない場合、不満がクレームとなり、今回の受益者負担の施策そのものが失敗と判断されます。市民が民間のレジャー施設に入場する際やお店で物を購入する際の基準は料金、性能、品質であります。支払った対価として満足しなかった場合は、民間であれば返却とともに、行かない、利用しないとの行動で表現されますが、公共施設の場合はクレームとなります。その主要因は、今回の理由、有料化となることからしっかり対応することが大切であります。また、本市は健康文化都市を宣言しており、公共施設の有効な施設利用を促進するためには有料化だけを市民に押しつけるのではなく、サービス向上策の観点でその品質向上策を同時に実施することは必然と考えます。負担ではなく、必要策と考えていただくためには説明責任と成果の共有、利便性がサービス向上策に相まって生まれてくるものと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

○企画部参事【桐生尚直】 今回、進めております使用料の見直しでございます。

すが、この取り組みにつきましては施設の維持管理経費の一部を施設を利用される方に負担していただくというものでございまして、この取り組みにより収入を持って施設の大幅な改善や改修が可能となるというところではございません。しかしながら、使用料の見直しによりまして新たな負担が生じることとなることから、市民の皆様から利便性やサービスの向上を求められることは真摯に受けとめていかなければならないと考えてございます。これまで以上に施設を利用される市民の皆様の声にしっかりと耳を傾け、説明責任を果たしながら、できることから着実に改善等に努めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員【相馬欣行議員】 最初の考え方のスタートが少し違うのではないかなと思うんですけれども、受けとめてやるのではなくて、有料化する段階で、なぜその方向に先に考えてないのかということではないでしょうか。有料化するということは、先ほども言いましたように、市民の皆さんに負担をかけるわけですから、それにどう対応していくのか。もちろん公共施設を長期維持管理していくという大前提があるということは承知してはいますが、市民の皆さんからすればそうではない部分も感じるのではないかな。そこはしっかりと受けとめて有料化に伴うサービス向上はしっかりと考えていただければと思います。

次の質問にいきます。使用料の徴収、施設管理について基金や特別会計での管理運営の検討について確認いたします。施設ごとに担当部署が違い、予算科目が変わってくるため、一元管理できる方法を模索する必要があるのではないのでしょうか。受益者負担に伴う歳入に対し、新規施設投入や集金等の人件費、維持管理費の歳出が今までの維持管理費とは別に明確に管理することが大切と考えます。管理形態の仕組み化、見える化こそ成果、課題の発見につながると考えますが、考え方について伺います。

○企画部参事【桐生尚直】 管理形態の仕組み化、見える化につきましてご答弁させていただきます。収入させていただきました使用料につきましては施設の維持管理経費に充当することとしておりまして、歳入歳出が明確となるよう施設ごとに独立した予算科目の中で管理をいたします。施設を適正に管理していく上で使用料収入に対する維持管理費等の歳出をしっかりと管理しなければならないと認識してございます。しかしながら、現状の維持管理費と分離して別に管理することは難しいということでございます。また、その効果を見出すことも難しいと考えております。人件費につきましては委託料等に含まれる人件費等の公平性を保つために、維持管理経費の一部としてその相当額を便宜的に算出したものでございまして、予算編成の中で個々の事務事業ごとに人件費、すなわち労務費を積算する仕組みになっておりませんので、この点につきましてはご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○委員【相馬欣行議員】 使用料関係の管理については難しくなるというのは

承知しているんですけども、今回、8本出されているこの管理自体を最終的にこれから振り返ってやっていくと思うんですけども、逆に言うところからのそういうまとめ等というのはどこが組織の中心となって動いていこうとしているのか、その辺についての考え方がもしあったらお伺いしたいんですが。

○副市長【宍戸晴一】　今回、これを提案させていただいている内容にとどまらず、公共施設全般にわたります全庁的な調整を行った上で方針を立てていくということの中で、これまで行革担当の組織で全体をコーディネートということでございましたけれども、公共施設マネジメント課というセクションを設けまして、その中で公共施設全般について、長寿命化対策なども含めて今後のあり方の調整をとるような仕組みを整えておりますので、当然全庁を挙げての取り組みということが前提となりますけれども、組織的には公共施設マネジメント課中心で進めていくということになると思います。

以上です。

○委員【相馬欣行議員】　公共施設マネジメント課のほうで対応していくということですけども、今でもその対応をしていただいていますけれども、各事業の振り返り、その中には当然、こういう金額効果みたいなのところが出てくるんでしょうから、しっかりと束ねていただき、しっかりと振り返りができるような体制を整えていただければと思います。

次に、減免について確認させていただきます。高齢者という理由のみで減免適用しない。これは特別委員会から高齢者について考える必要があるのではないかということに対し、高齢者という理由のみで減免適用はしないという回答がありました。市として高齢者の健康増進は医療費や介護予防等必要な施策と考えます。リーディングプロジェクトの1つとして市民の健康延伸プロジェクトを掲げていますが、先日の特別委員会の減免の考え等について高齢者という理由のみで減免適用しないと言い切っていましたが、本当にその考え方でよろしいのでしょうか。先ほども述べたように、他市では、かなちゃん手形の発行や大人向け遊具の設置など、外出に対する支援策をしている自治体も存在します。本市の人口統計やそれに伴う課題対応、重点施策を考慮するならば、説明の仕方が変わってくるものではないでしょうか。有料化ありきで高齢者に対する対応方法が単発的で統一の見解になっていないのではないのでしょうか。その意味で、市民福祉向上に寄与するという部分を感じることができません。金額の問題ではなく、考え方について見解をお伺いします。

○企画部参事【桐生尚直】　高齢者にかかわる減免につきましてご答弁させていただきます。高齢化が進行していくことが予測される中で、高齢者を支援する施策の必要性、重要性につきましては十分に認識してございます。本市でも高齢者福祉に力を注いでいるところでございます。総合計画の後期基本計画におきましても地域資源等を活用した市民の健康寿命延伸プロジェクトをリーディングプロジェクトの一つとして位置づけ、高齢者の地域生活支援の充実に向けた取り組

みを進めてございます。

一方、使用料の見直しでございますが、使用料の算定に当たりまして、性質別の負担割合というものを設定してございまして、社会教育施設やコミュニティセンター、スポーツ広場などにつきまして対象経費の半分を公費で負担し、それ以外の部分を利用者に負担していただくこととしてございまして、利用者に配慮した料金設定を行ってございます。使用料の見直しにつきましては今後の社会経済環境の変化の中で持続可能な施設サービスを実現するための取り組みでございます。ただいまご説明いたしましたとおり、使用料の設定は全ての利用者の負担に配慮しているものでございますことから、高齢者も含めた施設の利用者に使用料をご負担していただくことを大原則としておりますことをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員【相馬欣行議員】 先日の説明会の中にもそのような回答をいただければ理解ができたのではないかなと思っておりますが、残念ながらそのような回答がなかったもので、本日確認をさせていただきました。

最後の質問になります。主たる構成員は市内に在住する中学生以下の団体が会議室や特別教室にて講習会等に利用する場合は減免にならないようですが、減免についての考え方について確認いたします。

○企画部参事【桐生尚直】 中学生以下の団体にかかわる減免基準につきましてご答弁させていただきます。減免につきましては公共施設の受益者負担に関する基本方針の中で受益者負担の明確化、利用者間の負担の公平性の観点から減免対象は可能な限り限定することとしてございます。これらを踏まえまして、中学生以下の団体利用は子どもの利用が中心となっております施設について、その施設の設置目的を考え合わせまして、一般の利用者との不均衡が生じない範囲で対象施設を限定させていただいております。こうしたことで子どもの活動を支援する考えとしてございます。

以上です。（「了解」の声あり）

○委員長【安藤玄一議員】 ここで議事の都合により暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩

---

午前11時 再開

○委員長【安藤玄一議員】 再開いたします。

引き続き各議案に関連する項目について総体的な質疑をお願いいたします。

○委員【越水清議員】 それでは、質問させていただきます。総体的ということでございますので、基本的なことで質問させていただきます。また、先ほどの他の委員の質問と重複する点もあろうかと思いますが、よろしくお願いたします。

す。

まず公共施設の老朽化等による施設の状態を把握するとともに、使用状況、あるいは使用料や減免の適、不適について定期的にチェックをする必要があると思います。その中で必要に応じまして、幅広い市民の声を聴取し、有料の見直しを行うべきと思いますが、見解を伺いたいと思います。

もう1点は、これに類似した質問がございました。公共施設受益者負担に関する今議会への議案提出までどのように取り組んでこられたのか、改めて経緯を確認させていただきたいと思います。

以上です。

○企画部参事【桐生尚直】 2点のご質問をいただきました。前後いたしますが、まず使用料、受益者負担に関します議案提案までの経緯のほうからご答弁させていただきます。こちらの受益者負担の適正化の取り組みでございます。平成26年度に公共施設等総合管理基本方針を策定いたしまして、持続可能な施設運営を行うため、基本方針の一つに受益者負担の適正化の取り組みを位置づけました。その後、平成27年度に公共施設等総合管理計画を策定し、この計画に基づき受益者負担の適正化の取り組みを推進するため、平成28年度に公共施設の受益者負担に関する基本方針を策定いたしました。この基本方針に基づきまして各施設の使用料見直しを進め、昨年、使用料見直し素案を作成し、秋に市民説明会を開催し、説明会でいただいたご意見等を踏まえ、使用料見直し案を作成し、ことし4月に市民説明会を開催いたしました。また、ことし5月に市議会の公共施設受益者負担特別委員会から公共施設受益者負担に関する意見提案をいただきました。これらの市民からいただいたご意見、市議会からいただいたご意見、ご提案を踏まえまして使用料見直し最終案を取りまとめまして、議案を作成し、この9月議会に上程させていただきました。

次に、必要に応じた条例の見直しを行うべきかというところでご答弁させていただきます。公共施設を市民に提供するに当たりまして、安全・安心にお使いいただくよう常に施設の状態を把握して、適切に管理する必要があるというふうに考えております。また、運用に当たりまして、改善点等が発生した場合は利用者の立場に立って課題の解決に取り組み、結果として条例の見直しが必要と判断した場合は迅速に対応すべきものと考えてございます。

以上でございます。

○委員【越水清議員】 了解いたしました。

次の質問ですが、現在ある公共施設はできる限り維持することが望ましいと私は考えておりますけれども、公共施設の老朽化対策は多くの自治体の課題となっております。これからの公共施設は人口減や税収に見合った見直しが求められることは理解しておりますが、本市にとりまして今後、他の施設の統廃合の考えがあるのか、伺います。

○企画部参事【桐生尚直】 ことし3月になりますが、公共施設等総合管理計



画実施計画を策定いたしましたして、この計画に基づきまして、公共施設の統廃合の取り組みを進めてございます。今後の施設の統廃合につきましては大田公民館と大田ふれあいセンターの機能統合のほか、石田窓口センターの廃止、自治会集会施設であります下落合公民館の廃止を予定してございます。

以上でございます。

○委員【宮脇俊彦議員】 経費について伺いたいと思います。最後の案で参考資料で示された資料2に載っています、導入時に必要な経費ということで、予約システムの改修費160万円が出ていますけれども、これ以外に行政センターの体育館のシャワー室をトイレに改修する費用の270万円、予約受付のためのプレハブ設置をするということで先日答弁がありましたけれども、150万円、防災センターも下におりられない改修をするので310万円、コミセンの管理室の改修が言われていますが、どうしてこれは計上されて（1）にないのか。それから、当然現金管理しますから、それぞれの公民館やコミセンには金庫なり、設備が必要となるとと思いますが、その辺がどうして計上されてないのか。それから、継続的にかかる経費では弓道場の運営費が計上されていませんけれども、これはどうしてなのか、伺いたいと思います。

それから、さっき伺ったときに武道館の現金のチェックをする、週1回やるといふように伺ったんですが、何時間かけてやっているのかについて回答がなかったもので、それについて回答をお願いします。

○企画部参事【桐生尚直】 ご質問いただきました内容につきまして順次お答えさせていただきます。

まず1点目、施設の改修工事、そういったものはなぜ使用料見直しに伴う経費として含まれていないかというところのご質疑でございます。これにつきましては、今回使用料の見直しに伴います概算経費といたしましては使用料見直しの導入に特化した部分として経費をお示しさせていただきました。そもそも施設管理におきます部分というものは使用料見直しとは別という考え方をしてございまして、お示ししました資料には、そういった改修工事費等は計上してございません。

次に現金管理に伴って金庫などの細かなところが計上されていないというご質疑をいただきました。こちらにつきましては既存であるこういった設備の活用ができるかどうかということも含めまして、明確に現段階で経費が必要だという判断とはなっておりませんので、既存の設備等が使えるものであれば、そういったものを活用していくという中で、必要な経費では計上させていただいておりません。

それから、弓道場の管理費用につきましては、使用料見直しに伴うというところとは別の扱い、本来の施設管理という考え方がございますので、使用料見直しに伴う必要な経費の中には計上していないというところでございます。

私からは以上でございます。

○スポーツ課長【杉山秀久】 武道館の収入金の確認にどのくらい時間がかか

っているのかというところで、私のほうからお答えさせていただきます。実際には、はっきりと時間を確認しているところではございませんけれども、台帳等の確認とともに現金を確認してございますので、10分ぐらいで確認できているのかなと考えてございます。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 設備に関するものであれ、今回の有料化に伴ってかかるということは事実だと思います。それから金庫とか、弓道場のことに関してはまだ決まってないことというふうに認識しました。ということは、この資料自体はまだ完成されたものではないと認識していいのかどうかについて聞きたい。

それから、武道館の現金管理ですけれども、10分といいます、1週間分、団体数にしたならそれなりにかかると思いますけれども、券と実際にかかったのをちゃんと点検していけば10分で済むような金額じゃないというふうに思いますが。

それから、現金を入れて、例えば今週は12万円あったというのは入金されていることを、ちゃんと確認をされているんですか。入金されるときに、今週は10万2000円あったというふうに確認されたとしたら、農協の人が管理されているというふうに聞いていますけれども、農協の口座なりに入って市役所に入るとするんですけれども、会計課か収納課かわかりませんが、そこに今週はこれくらいありますよということはちゃんと提示して突合されているのかということ。

○企画部参事【桐生尚直】 まず参考資料としてお示しいたしました資料2、こちらのものが完成されたものであるかないかというご質疑につきましてお答えさせていただきます。こちらの参考資料の資料2でございますけれども、使用料見直しに伴う経費といたしまして、今回の使用料見直しに伴い想定される事務を想定した中で経費を洗い出して、計上して、資料としてまとめたものでございまして、使用料の見直しに伴って必要な経費ということで、完成された資料としてお出しさせていただいているところでございます。

以上です。

○行政経営担当部長【古宮雄二】 若干補足をさせていただきます。概算経費でございますけれども、想定し得る経費というのを拾い出しているということは確かでございます。これが100%完成したものかということ、実際に使用料をいただくに当たって、細微な消耗品がかかったりということも含めて完成かというお話になりますと、今後、例えば消耗品が必要になったりという細かな部分というのは出てくる可能性があるというところは補足させていただきます。

以上でございます。

○スポーツ課施設管理係長【小泉哲郎】 武道館の使用料の確認について説明をさせていただきます。武道館の使用料につきましては事務を行っております指定管理者のほうで予約に対する収入金額を台帳としてつけておりますので、そち

らと金融機関から入りました収入金額の突合をしております。また、武道館につきましては過去から有料施設として運営しておりますので、事務に関する経費の増ということはございません。

以上でございます。

○委員【宮脇俊彦議員】　なぜそれを聞くかということ、人件費はかからないというのが、これが出る前までの回答文だったんですよ。かかる経費は券売機の150万円だけだというのが、これが出る前までの回答でした。今回、これが急にリース料も、かからないといった人件費が出るということで出ました。軽微と言いましたけれども、弓道場の運営費というのは今、話し合いされているというふうに伺っていますけれども、日常的な管理は全部弓道協会がやっていますから、話し合いで、1万円や2万円の話じゃなくて、先日、伺ったんですけれども、100万円近い運営経費が、全部弓道連盟がやっていますから、そういう規模になりかねない数字で、軽微じゃないんですね。だから、わかる限りといっても、そんなに大きな金額がまだ実際は残っているんじゃないですか。

○子ども部長【岩田孝】　弓道場の維持管理の経費についてお答えします。強いて言えば光熱水費、防災設備、電気等の各種保守点検、防虫駆除など、全般的な維持管理を市で行っております。弓道場の日常的な清掃等については、弓道協会のご協力をいただいております。今後は極力弓道協会のご負担にならないよう、市の責任において必要な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】　従来の答弁とは少し違うみたいなので、これはこれで、この部分に行ったときに質問したいと思います。

○委員【越水清議員】　1点、先ほどのご答弁に対して質問させていただきます。統廃合の件ですが、今後、石田窓口センター、あるいは大田公民館等のことは承知してございます。その後、もう少し長期的な観点での統廃合は考えているかということの答弁をお聞きしたかったんですが、よろしくお願ひします。

○企画部参事【桐生尚直】　基本的には公共施設等総合管理計画という大きな計画、マスタープランに基づいて統廃合は進めていくというところでございます。向こう3年間の計画につきましては先ほどご答弁させていただいたとおりでございます。その先につきましては現段階で基本的な見直しの方向というものを管理計画のところにお示ししてございますが、具体的にいつ、何を、どういうふうにやるのかといったところは今後の検討というところでございます。

以上でございます。

○委員長【安藤玄一議員】　ほかに。（「なし」の声あり）

それでは続きまして議案に入っていきます。議案第54号、伊勢原市上満寺多目的スポーツ広場条例の制定についてご質問のある方は挙手をお願いいたします。

○委員【中山真由美議員】　それでは、2点質問をいたします。

まず1点目、提案理由についてです。児童の心身の健全な育成に寄与すること

を主目的とする多目的スポーツ広場を公の施設として位置づけるとのことですが、現在、高齢者の方も含め、多くの皆様が利用していますが、なぜ児童のみを入れているのか、伺います。

2点目としては、広場の整備について、4日の議案審議でも答弁がありました。もう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○スポーツ課長【杉山秀久】 2点のご質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず1点目の、なぜ児童のみという形にしたのかというところでございます。上満寺多目的スポーツ広場は、平成28年4月から供用を開始いたしました。それまでのスポーツ広場は2施設ありましたが、土日の少年スポーツ、主に野球やサッカーが飽和状態であることや、スポーツ施設の不足もありましたことから、正規の少年サッカーコートがとれる広さの施設として整備した経過がございます。また、現状でも少年サッカーなどのスポーツ団体で土日祝日はほとんど利用されてございます。こうしたことから児童の心身の健全な育成に寄与することを主目的としておりますが、児童を初めとした市民の健康維持及び体力の増進として大人のグラウンドゴルフにも利用していただいている現状でございます。

2点目の広場の整備につきましてお答えいたします。スポーツ広場の整備につきましては定期的な草刈りとして、防球ネットや駐車場等の周辺を年間5回にわたり、シルバー人材センターに草刈り業務として委託をしております。その他、トイレ、少年サッカーゴール、フットサルゴール、倉庫内の備品の確認といたしまして、月2回程度の巡回などを行って、広場の整備や安全確認を行ってございます。

以上です。

○委員【中山真由美議員】 まず1点目の提案理由の件なんですが、経緯は確認させていただき、了解いたしました。ただ、このような形で今回条例を変えていくという考え方の中で、児童のみを主目的とするのではなく、広く、市民の方にご提供していただいて、運動をする目的に変えていったほうがいいのではないかなというふうなお考えはなかったのでしょうか。

○副市長【穴戸晴一】 お尋ねの上満寺多目的スポーツ広場でございますけれども、これはもともと市有地としてずっと長く持っていた土地でございます。そもそもこの話までさかのぼると、世界大戦前ぐらいまでさかのぼるような、そういう一連の経緯があって、市が土地を管理してきた経緯がございます。大もとの段階では、戦前の時点で青少年のための農場、圃場を整備して、青少年の健全育成に役立ててほしいといったお話がございまして、そのためのお金を当時の善波にお住まいの方から市に寄附していただいた経緯がございます。そのお金を使いまして、青少年のための農場として使える土地を取得いたしました。ただ、その後、さまざまな経緯がありまして、途中からそういった目的で使うことが事実上できなくなって、ある意味耕作放棄のような状態のまま、長らく、数十年

間にわたって市が空き地として管理してきた、そういうような経緯がございます。今回、上満寺の多目的スポーツ広場といたしまして施設を開始するに当たりまして、その寄附を寄せていただいた方の親族の方がまだ平塚市にお住まいでございますので、大もとの寄附の趣旨といたしまして、子どもたちの健全な育成に役立ててほしい、そういうお心が示されておりましたので、上満寺の多目的スポーツ広場につきましては主目的といたしまして児童の健全な育成に資するようなどという目的を、そのことも踏まえて位置づけをさせていただいたという経緯がございます。もちろん利用に当たりましては広く皆様方にお使いいただくというのが大前提でございます。そのような過去にさかのぼる経緯があるということでご理解を賜ればと思います。

以上です。

○委員【中山真由美議員】 経緯については了解いたしました。戦前からさかのぼる、市が管理をされている広場なのですが、今回、公共施設の受益者負担の基本的な考え方として、使用する方に光熱水費の一部を負担していただく使用料と説明があったと理解していますが、さまざま用具の点検であったり、いろいろな形で費用が発生しております。とにかくグラウンドの整備は特に重要になってきますが、今までもグラウンド整備はされていたと思うんですが、使用されている方に要望のようなものはあったのか、また、今後、使用料が発生することになってさらに整備がよくなっていくのか、そのような点を確認したいと思います。

○スポーツ課長【杉山秀久】 光熱水費の一部を負担していただくという説明があったが、用具の点検等含まれているかということにつきましてお答えさせていただきます。使用料につきましては施設にかかる経費のうち管理運営に要する経費をもとに算定するよう公共施設の受益者負担に関する基本方針で定めてございます。また、管理運営経費につきましては光熱水費や保険料、委託料、修繕料、消耗品費、備品購入費などの維持管理費、そして施設の維持管理や運営にかかる職員の人件費としてございます。そして、上満寺多目的スポーツ広場につきましてはトイレなどの電気料や上下水道料の光熱水費、トイレの漏水などの修繕料、草刈り業務委託料及び登録手続等にかかる人件費などを管理運営費として使用料を算定してございます。

また、グラウンドの整備にかかります要望につきましては、平成28年4月の供用開始から1年を過ぎましたことから、土ぼこりが舞う状況となっております。周りに建物がないことから風が強い日には利用者にご不便をおかけしている状況でございます。こうしたことから、平成29年度には防風ネットの設置を行いました。かなりの強風ということでありまして、余り効果は得られませんでした。平成30年度につきましてはグラウンドの砂を固めるため、年2回の整備業務委託を行ってございます。特に風が強い春先に実施することで土ぼこりが舞う現象に対応してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○委員【中山真由美議員】 30年度に年2回の砂を固める整備を行ってくださっているということなのですが、既に使っている方からはそのような方向で望まれているのかというのを1点伺いたいと思います。

○スポーツ課長【杉山秀久】 土ぼこりがかなりありまして、使用している際に風によりまして目等に砂が入ったりして、砂をどうにか固めてもらえないかというニーズはいただいております。そうした中で、平成30年度で予算化して、対応している状況でございます。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 上満寺多目的スポーツ広場は、先ほども話がありましたけれども、2年目ということで、中学生以上の使っている団体が5団体、以下が8団体ということで、今、少しずつふえている。あの場所も当初は案内板がなかったから、私も行ったときはわからなくて、最近通ったら、串橋の橋のところからプレートができていて、誘導できるように、管理される皆さんも利用してもらうように苦労しているのは、行って見たときにそういうふうに感じました。ただ、今2年目なので、まだ利用は半分ぐらいとは言いましたけれども、これからだというときに有料化するというのはちょっと違うんじゃないか。また、減ったらせつかく皆さんが努力しているのが泡に帰する可能性もあるんじゃないかというのが1点目です。そういうふうには思わないのか。

それから、利用料は年間で5万8548円、1カ月に直すと4800円です。先日の議会の答弁ではかかる人件費、電話代のチェック、催促等を入れると2100円というふうに、12で割った数字は私が出したんですけれども、これで2100円で、収入はこれなんでしょうけれども、こういう人件費とか、電話代、納付チェック、それから払わなかったら催促も、運動施設なので後で使ったか使わないか聞いたりしますけれども、これで本当にできるんですか。その2点について伺います。

○スポーツ課長【杉山秀久】 まず1点目につきまして多くの利用を進めるべきというところかと思えます。まず伊勢原市上満寺の多目的スポーツ広場につきましては、先ほどから申しましたように、平成28年4月から供用を開始しているというところで、稼働率につきまして土日祝日には子どもの団体で約98%、100%に近いご使用をいただいております。平日の稼働率につきましては高齢者のグラウンドゴルフ等の使用で30%ぐらいでございます。全体の使用率は50%を超えておりますことから施設が有効に活用されていると考えています。また、平日の利用率の向上に向けて、平日に使用できる団体へのアプローチとして、近隣のグラウンドゴルフの団体とか、ゲートボール団体などにも周知してまいりたいと考えてございます。

○健康づくり担当部長【井上稔】 利用料と経費の関係でございますけれども、以前に説明している中で、利用料は5万8000円と算出しております。これにつきまして、平成29年度の使用実績をもとに、使用団体10団体、使用回数3

66回の貸し出し時間にかかわる使用料に減免率を想定した額を控除して、算出したものでございます。また、有料化に伴う事務経費につきましても平成29年度の使用団体の実績をもとに算定したもので、事務にかかる時間を年間で10時間と算出したものでございます。金額としては人件費相当額として年間2万円、郵送料で5000円を見込んでおります。経費と使用料の差引額が3万3000円ですけれども、余り使用料の収入が多くない。ただし、使用料収入の多寡にかかわらず、利用する人と利用しない人の公平性を確保する観点などから現在使用料の有料化に取り組んでおり、持続可能な施設の維持管理経費の一部に充てていくということで取り組んでおりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○委員【国島正富議員】 議案第54号について、それぞれの委員からも質問があり、答弁を聞いていたところでございます。特にこの上満寺多目的スポーツ広場ですけれども、非常に環境が悪い場所にあり、子どもたちが使用するについても土日祝日が主体と言いつつ、あそこの場所に子どもたち同士で行けるような環境にはないような感じがするわけです。そこで、平日の高齢者のグラウンドゴルフ等の利用は30%以上あるようですので、その辺の拡大が何をおいても必要だと思いますけれども、新たな考えがあるのかどうか、確認しておきます。とりあえず1点。

○スポーツ課長【杉山秀久】 平日の利用の促進につきましてご質問いただきました。先ほどの委員にもお話をさせていただきましたけれども、平日の利用率が約30%というところでございますので、平日の利用率を上げるためにも、近隣のグラウンドゴルフの団体ですとか、ゲートボールの団体に周知して促進を図っていききたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○委員【国島正富議員】 まさに言われたようなグラウンドゴルフ愛好会の人たちは場所探しで非常に苦労されております。我々も何とか常設の場をつかってほしいという声を何回も聞いているわけですけれども、この施設を芝生化することにより、子どもたちのスポーツ、あるいはグラウンドゴルフのパークゴルフ化することにより、複合的な利用を図れば、もっと稼働率も高まると考えております。特に有料施設ですと、平日のグラウンドゴルフあたりで利用される団体は減免もしなくて済むわけだし、応分の負担もいただけるものと思います。そうすれば、ここで得られる使用料もかなり見込めると思いますので、その辺、芝生というところと必ず非常に財政負担がかかるとお思いでしょうけれども、種をまく手法もあると聞いております。そうすると、比較的簡単に時間もそんなにかけないでもできるということですので、専門家にも知恵をかりながら、これから長期計画の中で結構ですので、その辺のところを複合的な利用を図れるような公園に計画していただけたらと考えております。

特に先ほど言ったように、あそこは本当に風の吹きっさらしのところで、砂ば

こり、土ぼこりが普通の日はひどい。雨が降れば、今度あそこまで行くところの農道自身も整備されているところとされていないところがありますので、その辺の道路であそこまで行く、たどりつく環境が非常に悪いということで、その辺のところも、今後有料として活用するのであれば、研究していただきたいと思います。その辺の考えをお聞きしておきます。

○スポーツ課長【杉山秀久】 上満寺多目的広場につきましては、独立行政法人日本スポーツ振興センターのt o t oの補助金、助成金を受けて現在の広場を整備してきた経過がございます。この関係で、整備後10年間は構造変更の制約を受けておりますことから、グラウンドを芝生化するのは少し難しいのかなというところはございます。財源確保というところの面では、現在ではt o t oの財源が主になってございますので、そういった部分では難しいのかなというところは考えてございます。

以上です。（「了解しました」の声あり）

○委員【土山由美子議員】 上満寺の条例の制定についてですけれども、第4条に使用の不承認、第9条に使用の承認の取り消しとか、そういう規定がございましたけれども、これは具体的に誰がどのようにチェックするのか、ご説明をお願いいたします。

○スポーツ課長【杉山秀久】 第4条の使用の不承認におきましては団体の登録時に市が項目確認を行いまして、チェックしてまいりたいと思っております。第8条の目的外使用等の禁止や第9条の使用の承認の取り消し等のチェックにつきましては使用されている過程におきまして他団体からの情報や市の巡回などにより判明されたときに対応してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○委員【土山由美子議員】 ありがとうございます。巡回のときにとありますけれども、先ほど定期的な整備にはシルバー人材センターというふうにありましたけれども、その方たちが担うという意味でしょうか。それとも別に市が独自にそのような視点で定期的な巡回を行っているのかどうか、その辺、確認をお願いいたします。

○スポーツ課長【杉山秀久】 先ほどの巡回につきましては月2回程度というお話をさせていただきました。こちらにつきましては市のスポーツ課の職員が巡回をしております、各施設の安全確認等を行っている状況でございます。その際に判明されたときに対応していくということもございます。また、シルバー人材センターもそのほかに草刈り等も行っておりまして、どういう団体が使っていたという、そういう情報も含めまして、確認ができればなと思っております。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 私からも第54号について質問いたします。議案書の7ページの第7条使用料の不還付についてです。先ほどの答弁の中にも既納の



使用料は還付しないとありましたが、7日前までなら利用者の都合で返金できるという答弁だったと思います。ほかの条例を見ますと、不還付の条項のところは7日前までに使用料の取り消しまたは変更の申し出をし、という明記がありますが、本条例に関してなぜそういった表記がないのか。あったほうがわかりやすいと思いましたが、そこの辺をご説明いただきたいと思います。

○スポーツ課長【杉山秀久】 上満寺多目的スポーツ広場の使用料につきましては、先ほど来からもありました事後納付としてございます。使用の実績に基づきまして、使用日の属する月の翌月の10日くらいまでに使用団体の代表者へ納付書を送付し、納付期限までに使用料を支払っていただきます。使用実績に基づきまして納付になりますので、基本として還付はないものと考えてございますが、納付後に管理瑕疵による施設が使用できなかったことが判明したり、重複納付なども想定されますことから、還付できることを定めております。なお、利用者の都合による7日前までに使用の取り消しや変更の申し出につきましては運用の中でキャンセルの連絡として想定しております。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 今答弁の中に運用ということがありましたが、運用の中で決めていくということ。ということは、運用マニュアルがあるということでしょうか。

○スポーツ課長【杉山秀久】 利用者におきましてわかりやすいようなマニュアルということで運用マニュアルを作成してございます。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 私、今の時点で運用マニュアル、まだ確認していないところがあるんですが、今回、条例が決まることにより運用マニュアルも同時につくっているということでしょうか。それとも、この議案が通ってから運用マニュアルが皆さんに公表されるということでしょうか。

○スポーツ課長【杉山秀久】 運用マニュアルにつきましては現時点で、簡易なものなんですけど、利用者向けまして、注意事項等を掲げているものがございます。そちらを加工いたしまして、今後つくってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 公式的な運用マニュアルというのがつくられるということで、ぜひそちらのほうも随時私たちとしても確認していきたいと思えます。

続きまして、災害その他の利用者の責めに帰さない理由ということで雨天、荒天なども含まれると思えますが、上満寺は私も何度か使わせていただいたことがあるのですが、非常にやわらかい土を使用しているということで、これは意図的にやわらかいほうが選手の負担にならないということで使用していると思うんですが、余り水はけがよくなく、雨が降った翌日のグラウンドですと、泥んこ状態になってしまうんですね。非常にコンディションが悪いということがたまにあるんですが、そういったときは、使用者が判断してとりやめることは可能でしょう

か。

○スポーツ課長【杉山秀久】 災害その他使用者の責めに帰さない理由には雨天や荒天なども含まれてございまして、現在も運用の中で雨天等によりグラウンドコンディションが悪い場合は使用を禁止してございます。条例改正後も引き続き同様の取り扱いとさせていただきたいと思っております。使用者判断によりましてグラウンドコンディションが悪いときは使用を取りやめることは可能となっております。こうした場合も使用者の責めに帰さない理由によるものに該当いたします。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 わかりました。そういったところも、細かいところですが、運用マニュアルにわかりやすく明記していければと思います。

続きまして、先ほど前段でも申し上げましたが、利用者の喫煙マナーの件で、実はいろいろな施設でも起きていますけれども、特に上満寺多目的スポーツ広場のところでそういった部分を散見しております。上満寺は奥に広く駐車場がございまして、そこを利用している保護者や監督、コーチの方とお話をしますと、運動施設の一部ということで、そこは遠慮して、外で喫煙するという指示で、皆さん、そうされているんですが、スポーツ関係者の方が外ですということ、場外の道路ですということになります。実際そこで喫煙している方をお見かけするんですが、周辺に住んでいる方はいないんですが、馬術場が前にありまして、そういった関係者の方のご意見とか聞きますと、非常に喫煙マナーが悪いというお叱りを受けます。利用者の方はいろいろ考慮してその場所で吸っていたりするんですが、そこを通る細い道に喫煙者の方がいて妨げになっているという車の利用者の声もありますし、また、施設ですとか、近くには厩舎もありますね。そういったところで、非常に難しいんですが、駐車場の奥に喫煙コーナーを設けたらどうですかなんていうご意見もいただいたりするんですが、ちょうどよい機会なので、市としてのその辺の考えをお聞きしたいと思っております。

○スポーツ課長【杉山秀久】 現在におきましては、スポーツ広場内を禁煙という形にしてございます。委員おっしゃるとおり、喫煙される場所が広場から出ていかれて、道路で吸われている現状はあるようでございます。市としましても、そういった敷地外での喫煙につきましては他の方の迷惑にならないように利用者にはお話をしているところでありますが、今後、屋外で他の方の迷惑にならない場所に喫煙場所を設置するなどの研究をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○委員【越水清議員】 それでは、この議案に対して何点か質問させていただきます。まず、現在の使用時間は特定の時間が設定されておらず、日の出から日没までとこのように表記されています。季節により日没の時間は異なると思いますが、今までこのようなときにどのように調整されていたのか。また、使用時間について条例制定後はどのように考えているのか。まずこの1点、伺いま

す。

○スポーツ課長【杉山秀久】 スポーツ広場の使用時間につきましては現状が日の出から日没となっておりますが、有料に伴いまして使用できる時間帯を明確にしております。条例制定後は、今までの使用時間である日の出から日没を踏まえまして、4月1日から10月31日までを午前6時から午後6時まで、11月1日から3月31日までを午前8時から午後4時までといたしてございます。

以上です。

○委員【越水清議員】 ありがとうございます。日没とかいうのじゃなくて、具体的な時間が設定されているといいのかなと思います。

その次の質問でございますが、現在の規定では事前登録が必要。市内在住・在学・在勤で10人以上で、そこまではいいんですが、利用優先順位があるということでございますが、この説明と今後の考え方について聞きたいと思います。

○スポーツ課長【杉山秀久】 スポーツ広場を使用する際には、事前に団体登録が必要になってございます。条例制定後の団体の登録要件といたしましては市内在住・在学・在勤の者が過半数で構成する10人以上の団体としてございます。使用の優先順位の基準につきましては、本施設の主目的でもあります児童の心身の健全な育成に寄与することから、今までと同様に継続してまいりたいと考えてございます。優先順位といたしましては、伊勢原市体育協会に加盟する種目団体で、児童を対象に活動する団体、伊勢原市スポーツ少年団に登録する団体等を優先してございます。

以上です。

○委員【越水清議員】 了解いたしました。その次の質問でございますが、他の委員からもご質問がございました土日祝日は98%、平日は30%というような利用率だと聞きましたけれども、平日の利用率を上げるために近隣のグラウンドゴルフの利用などを考えているというようなことではございましたが、近隣というのは伊勢原市内のことではないような気がするんですが、伊勢原市外のグラウンドゴルフのサークルなどもという意味でしょうか。

○スポーツ課長【杉山秀久】 上満寺多目的スポーツ広場が市の境界に近いところ、伊勢原市と平塚市ですか、そちらに設置してございますので、平塚市の団体に声をかけるということも今後考えていきたいと思っております。まずは市の団体に声をかけさせていただきまして、利用率を上げていきたいと思っております。

以上です。

○委員【越水清議員】 確かに平日の利用率を上げるにはそういった取り組みも必要かと思いますが、まず市内、あるいは近くは平塚市ですね。それについてですけれども、先ほど他の委員からもお話がございました。あその場所に1度行ったことがあるんだけど、2度目に行ったらわからなかったと。場所が見つからなかったというような声を複数の方から私は聞いたことがございます。先

ほどお話がありましたように、串橋から入るところに小さな看板がありますね。あれから小田急線のほうに向かっていきますと小田急線の踏切を渡ります。あそこを渡ったときにすぐ左に曲がっちゃう人がいるみたいだったり。しかし、まっすぐ行けば大きな看板を設置してございますので、あそこまで行けば、こちらかなというふうな推測ができるというような感じなんです、利用率を上げるためには、または、使い勝手をよくするためには、案内板の工夫も必要かなと私は感じています。

それから、今お話がございましたように、あの場所に行くのに、必ずしも皆さん串橋方面からの方ばかりではないんですよ。伊勢原市の南のほうの方は岡崎というか、丸島方面から入ってくるような方もいらっしゃるんですね。あそこから行ったんだけど、入り口がわからなかったという声も実は私のところに入っていて、あそこは丸島から鶴巻温泉に抜ける道ですね。平塚の区域かもしれませんが、あそこからの道のほうが上満寺まで非常に近いんです。そんなわけで、何か工夫されて、またあちらのご了解をいただいたりして、あそこにも標識があったらいいんじゃないかなと私は思っているんですが、ご見解を伺います。

○スポーツ課長【杉山秀久】 スポーツ広場につきましては開設当初から場所がわかりにくいという想定もありましたことから、わかりやすい地図を作成いたしまして、市のホームページへの掲出や利用される団体へ配付もしてきた経過がございます。また、誘導案内看板につきましても周辺が田畑に囲まれておりますことから、設置できるポイントが少ない中で、現在設置に至っております。委員が言われるとおり、串橋にあります妙蔵寺付近に1カ所、小田急線を超えまして、ライスセンター脇を通過しました十字路に案内看板を1カ所ということで設置しております。また、岡崎方面からの案内看板につきましては現状設置していない状況でございます。今後、岡崎方面からの案内等、平塚市との調整が必要になりますけれども、設置できるポイントや大きな表示等、わかりやすい案内看板に工夫をかけていくような調査研究をしてまいりたいなと思っております。

以上です。

○委員【越水清議員】 ありがとうございます。先ほど平日の利用率を上げるために市内はもとより近隣のグラウンドゴルフの方々にもこれから案内をするような仕組みをつくりたいというようなこともおっしゃられておりましたので、平塚方面からあそこを利用される方が来るようになった場合に、どうしてもあそこには案内板が必要だなというふうに私なりに考えております。

最後に質問というよりもいろいろ話が出ていますが、非常に風が強くてほこりが舞うというのはいろいろな方々から聞いておりますけれども、防風ネット、あるいは防球ネットが設置されておりますが、突風のときに広場に入る場所がありますね。5、6mあるんでしょうか。あそこの防球ネットがあるんですが、防球ネットの下の方には鉄の鎖がセットされておりますけれども、それでいても、

突風のときはあのネットが、南風が入れば、北側のほうに3 mぐらい突風であおられてくるんですよ。私はあるとき見たんですけれども、これは危険だなと思いました。駐車場にすっと入ってくる、先ほど奥のほうにというふうな話がありました。奥のほうに入ってくる車両、あるいはあそこら辺にいらっしゃる保護者、子どもさんにあれがぶつかったら大変だなというふうに思っているんですが、そんなこともつけ加えさせていただきます。

以上です。

○委員【八島満雄議員】 他委員から質疑があつて、回答をいただきまして、ほぼ解決したんですが、1点だけ、この多目的スポーツ広場が有料になった場合に、他委員からも話があり、私も伺っています。危ないよというのと、目に砂が入ってしょうがない。うちで治療したこともある。それから、土日以外にたむろしている部分もあるということで、市の巡回は、先ほど回答いただきました。2回ぐらい巡回しているというんですが、巡回を多くして、指導を豊かにし、使いやすくするか、管理者を置くかぐらいの考えが必要ではないかと思っているんですが、その1点だけ、お願いします。

○スポーツ課長【杉山秀久】 本市の有料施設におきましては、管理人を常駐させているところとさせていないところがございます。市の体育館や市立武道館、建物管理が必要なことから管理人を常駐させておりまして、そのほか東富岡テニスコートや鈴川公園の野球場及びテニスコートなどに関しましては管理人を常駐させていないところでございます。管理人を常駐させないかわりに施設の巡回によりまして管理を行っている現状でございます。本施設におきましても建物管理が伴いませんので、管理人を常駐しない中で、巡回等で管理をしていきたいと考えてございます。

以上です。

○委員【八島満雄議員】 ありがとうございます。そうしますと、大変申しわけないですけども、その巡回、2回ぐらいしているということですが、巡回の中で気づいたこと、あるいは知らされたこと、あるいは意見として要望されたことはありますか。

○スポーツ課施設管理係長【小泉哲郎】 巡回中に要望をいただいたこと等につきましては、先ほど来からご質問を多数いただいております、土ぼこりがひどいのでといったことは、近隣の方、利用者の方、双方からいただいております。また、トイレ等の水漏れ等のご報告等もいただき、対応した経過がございます。

以上です。（「了解」の声あり）

○委員長【安藤玄一議員】 ここで議事の都合により暫時休憩いたします。

午後0時2分 休憩

---

午後1時5分 再開

○委員長【安藤玄一議員】 再開いたします。

議員の皆様にも、冒頭にも申し上げましたが、発言は質疑、答弁とも簡潔にお願いいたします。また、意見等は最後にお聞きいたしますので、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

それでは、先ほどの続きですが、議案第54号、伊勢原市上満寺多目的スポーツ広場条例の制定について、ご質疑ある方、挙手をお願いいたします。

（「進行」の声あり）

それでは、議案第55号、伊勢原市行政センタースポーツ施設条例の制定について、質疑のある方、お願いいたします。

○委員【国島正富議員】 議案第55号、伊勢原市行政センタースポーツ施設条例の制定について、質問というか、確認をさせていただきたいと思います。1つ弓道場についてですけれども、開設や管理について、どのような規則や要綱になっているか、その点についてを確認させてください。

2点目といたしまして、当市の弓道場は弓道の練習場として設置されていると理解していますがけれども、公式な大会の開催や昇段試験を行うための会場についての条件等にどのような規定があるのか、確認します。

以上2点、よろしくをお願いいたします。

○青少年課長【桑原豊】 まず1点目、弓道場の開設や管理についてですが、弓道場に関する規則等については行政センタースポーツ施設条例の施行規則を定めまして、体育館及び弓道場の開設時間や休館日、登録や申し込み、また使用の承認、使用料の免除、各種様式など、条例施行に必要な事項を定めてまいりたいと考えております。

また、2点目の弓道場の会場についての条件等についてですが、弓道場につきましてもは大会の競技運営や昇段試験等の審査会によって立ち人数ですとか、選手間隔、また、射場の広さ、また入退場の入り口や審判席のような設備に条件がありまして、本市の弓道場につきましてもは的までの射距離28mや射場の高さ等については問題はございませんけれども、大きな大会や全日本弓道連盟の所管しております審査会等につきましてもは使用できないという規定になっております。

以上です。

○委員【国島正富議員】 ありがとうございます。弓道に関しては、古武道ということで、決してメジャーではなく、マイナーなスポーツだと考えておりますけれども、本市の愛好者はどこの競技大会でも上位を占めておられる大変熱心な組織だと思っております。そこで、これからもしっかりとした施設を確保してあげることが行政の仕事かなと考えておりますので、ぜひその辺のところも見据えて、今の施設、有料となりますので、しっかり管理していただけたらと思っております。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 では、議案第55号に対して幾つか質問を行います。

青少年センター閉館に伴いましてトイレを体育館に設置する計画があるという説明がこの間の本会議でもありました。青少年センター閉館に合わせる形で来年4月から利用可能になることが望ましいのですが、今年度末に改装工事を行うことは可能でしょうか。それとも来年度の予算に計上し、来年度着工する考えなのか、ご説明をお願いします。

○青少年課長【桑原豊】 それでは、今のトイレの設置につきましてお話しさせていただきます。トイレにつきましては青少年センター本館のトイレが使用できなくなることから、今年度予算において、今年度中に体育館シャワー室をトイレに改修しまして、体育館及び弓道場の利用者に影響のないよう共用で使っていただくように考えております。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 今年度中に改装予定ということでしたが、財源についての説明をお願いします。

○青少年課長【桑原豊】 現在、財源では今年度予算におきまして、平成30年度予算額、トイレ改装費としまして273万8880円を予算要求、既に予算確定しておりますので、そちらの費用で改修を進めます。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 了解しました。それでは、次の質問です。平日はスポーツ課が鍵の管理をすと思いますが、休日や夜間の鍵の管理、予約受付等の事務処理は体育館に新たに設置されます管理事務所で行うということでしょうか。その場合利用料金などの取り扱いも可能なんでしょうか。確認します。

○青少年課長【桑原豊】 事務処理の施設についてなんですが、鍵の管理等につきましては体育館入口に設置する新たな管理室において、鍵の貸し出しやあわせまして、使用料の受領等の貸し館窓口業務を行うよう考えております。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 今の説明で、もう一度確認しますけれども、利用料金の現金の取り扱いですね。そちらのほうも管理事務所のほうで行う。また、そのセキュリティー管理も大丈夫か、確認します。

○青少年課長【桑原豊】 まずお金の管理につきましては管理室のほうで受領できるように準備を進めてまいりたいと考えております。また、セキュリティーにつきましては、来年度予算の要求に影響してくるんですけれども、現在の青少年センター本館の機械警備と同様に機械警備での対応を考えております。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 了解です。続きまして、弓道場についての質問です。現在、弓道場の運営管理に関しては弓道協会が行っており、今後は異なった形で管理していくと思いますが、今後有料化の来年度以降、弓道協会とはどういった

連携協力体制をとるのでしょうか。

○青少年課長【桑原豊】 有料化後どのような弓道場の管理ということなんですけれども、弓道場につきましては拠点とする弓道協会のご負担にならないよう、市の責任において、必要な施設の維持管理に努めてまいりたいというふうに考えております。また、弓道協会との関係等については、種目協会としての専門性や豊富な知識等お持ちですので、引き続き負担のない範囲でご協力をいただけるようお願いしてまいりたいと考えております。

○委員【橋田夏枝議員】 市の責任において管理運営するということですが、もう少し詳細をご説明いただきたいと思います。

○青少年課長【桑原豊】 現在でも実は体育館と弓道場全体の維持管理、保守点検等含めまして、市のほうの管理で実際行っているんですが、弓道協会のご協力をいただきまして、日常の管理等については協会のほうのご負担をいただく中で協力いただいております。そういった中で、市のほうといたしましては、来年度にそういった経費のかかる部分については全面的に市の責任において市の負担で管理していきたいというところで、実際に管理の方法につきましては来年度予算の要求の状況にもよりますけれども、直営での管理または委託等も選択の一つとして考えております。

○委員【橋田夏枝議員】 市の責任ということで了解しました。続きまして、弓道の種目についてなんですけれども、非常に特異なスポーツで、殺傷能力のある道具も扱います。正しく道具を取り扱わなければ大変危険なスポーツにもなり、予約すれば誰でも自由に使えるというわけでは、ほかのスポーツと違ってそういうわけにはいかないと思いますが、入り口の部分でどういった点に配慮して万全な運営管理を行う考えなのか、お尋ねします。

○青少年課長【桑原豊】 安全管理についての配慮についてですけれども、弓道場の利用につきましては、安全面を考慮いたしまして現状と同じ、基本的には団体登録による利用を考えております。団体登録時に有段者の配置ですとか、競技経験の有無などを審査要件とさせていただいて、安全の管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。（「了解」の声あり）

○委員【土山由美子議員】 それでは、私も弓道場について質問させていただきます。弓道協会については有料化後に維持管理のあり方がこれまでと大きく変わってくるのかなというところが懸念されるところでありますけれども、その考え方について具体的にお答えいただければと思います。

○青少年課長【桑原豊】 有料化後の維持管理についてですけれども、弓道場につきましては、拠点とする弓道協会のご負担にならないよう、市の責任において施設の維持管理に努めてまいりたいというふうに考えております。先ほどお話のとおり、維持管理の方法につきましては直営もしくは委託等、選択肢として来年度予算要望の中で調整してまいりたいところでございます。また、弓道協会に



おかれましては、種目協会としての専門性や豊富な知識等お持ちですので、引き続きご負担のない範囲でご協力いただけるようお願いしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員【土山由美子議員】 重複したお答えをいただいちゃって申しわけないんですけども。弓道協会はこれまでほかのスポーツ団体とは違って、ほかのスポーツ団体で行っていないような部分まで維持管理をしてきたのかなというふうに理解する部分があるんですけども、そういうあり方についても弓道協会が自主的に協力して、それは弓道協会のあり方の精神なのかなというふうに受け取ったりしますので、ほかの団体との整合性でそろえてしまうという一律的な考え方で、そこは何か特別な考えがあるのか。もし見解がありましたらお願いいたします。

○青少年課長【桑原豊】 特に、特別というお話ではないんですけども、確かに現状といたしまして、弓道場の管理につきましては日常の管理、競技性の部分での張りがえですとか、安土の整備等ですね。弓道協会にいろいろご負担いただいている部分が多くございます。そういったものにつきましては基本的に弓道協会のご負担にならないよう市のほうで責任を持って管理していくんですけども、事実上弓道協会の豊富な経験、知識につきましてはご協力いただかなきゃいけない部分も出てくるかと思っておりますので、こういったところは現状で意見交換等しておりますので、負担のない範囲で、私どもが維持管理できるように配慮していきたいというように思っております。

以上です。

○委員【土山由美子議員】 丁寧な対応で進めていただければと思います。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 今の質問とも絡み合う点、それからさっき一番最初とも関連するんですけども、有料化した場合に、抜きで管理や運営するつもりなのかがよくわからないので、もう1回、それは確認したいということ。

それから、システムで、今度、パソコンで予約できますね。すると登録していれば、関係なくこの時間帯でとぼつぼつと入ってきますね。新しい、全然今までと関係ない団体が入ってくるというふうに思うんですけども、そうした対応についてはどう考えているのか。それが2点目。

3点目は、仮のプレハブの管理室ができるということなので、現金をもらうと思うんですけども、その辺はプレハブで管理して大丈夫なのかという3点。

○青少年課長【桑原豊】 まず、弓道協会とのかかわりなんですけれども、基本的に種目の特殊性から言いますと、弓道場の管理につきましては、私どもの直営もしくは委託等でも考え方はあるんですけども、実際に弓道協会の現状でいろいろご協力いただいている部分の引き続き協力は必要ではないかというふうに考えておりますので、その辺は弓道協会とよく打ち合わせをしていきたいという

ふうに考えております。

また、システムについての協会の方以外の利用につきましては、基本的に先ほどの答弁でもお話ししたとおり、入り口の部分で団体登録に必要な要件をある程度出させていただきまして、システム上は団体登録での利用になりますので、そこは配慮していきたいと思うんですが、現状といたしまして、弓道協会も団体での登録をいただいている中で、市内の関係団体も弓道協会の中に入っておりますので、1団体の利用というふうになりますから、この点につきましても一般の方の利用は可能なんですが、あくまでも個人ではなく団体になりますので、団体の登録の審査の中で考えていきたいと思っております。

3点目の管理室の安全性についてなんですが、現状、管理室に鍵とセキュリティーは間違いないんですが、機械警備での管理を考えておりますので、安全面については十分配慮していきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 先ほど出ましたけれども、弓道は、今伺ったら、赤旗でぱっとやったら、撃つのをやめて、整地や矢を抜いたりというふうにやって、それは弓道協会は統一できているけれども、新しい人が入ると、そういうのを間違えると大変な事故になるというふうに伺っていますので、その辺の対応は本当にきちっとやれるように考えているのかどうかという点について伺います。

もう1点は、運営責任が今度の変更で来年度の4月からになるのか、スポーツ課に移るというふうになるかと思いますが、その辺の今までは全然関知してない部署に移るんですけれども、混乱を来すことがないのかどうか、2点について伺います。

○青少年課長【桑原豊】 1点目の安全面につきましては、今の練習で使っていらっしゃる範囲については、常に弓道協会のほうに立ち会っていただいて安全面を管理していただいている部分もございますので、そういった部分については引き続き協力いただけるようお願いをしていきたいというふうに考えております。

2点目の4月以降の維持管理につきましては、基本的にスポーツ施設を所管するスポーツ課のほうに移管する手続を準備しておりますけれども、実際に管理につきましては今までと影響のないように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 お願いですけれども、弓道協会がこの間ずっと担ってやってきて、成績上も弓道は非常にいい成績を上げているので、そういうのが引き継がれるような管理をお願いしたい。

○委員【相馬欣行議員】 1点だけ確認させてください。先ほどから協会への負担にならないようにという、この負担という言葉聞いて、この負担というのは時間なのか、お金なのか。今後、負担させないということは市がどのぐらい時

間なりお金なりを負担しようとしているのか、その辺について確認します。

○青少年課長【桑原豊】 弓道場の使用につきましては先ほどからお話ししているとおり、弓道協会にいろいろご協力いただいている部分が多々ございます。そういった中で、弓道協会に利用いただいている現状の練習等の時間については今までどおり引き続きご利用いただけるように考えております。負担の軽減につきましては、日常的に管理いただいている消耗品等、持ち出しがあるというふうなお話は弓道協会との意見交換の中で既に伺っておりますので、そういったお金の範囲をうちのほうで対応できるように負担の軽減を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員【相馬欣行議員】 ということは、そのこの詳細について詰められてないということなんでしょうか。先ほど運営面に関しての内容についてもこれからという話があったんですが、今の段階でいつごろまでこれについて詳細が決まるようになるのか、当然備品についても予算という関係が出てくるとなれば、今年度ぐらいにはその辺も詳細が決まってこない、予算の中にも計上できないという話になると思いますが、それについての考え方を伺いできればと思います。

○青少年課長【桑原豊】 基本的に、体育館及び弓道場の維持管理につきましては機能移転に伴いまして、来年度よりスポーツ課に施設を移管するという考えでございます。事務事業の引き継ぎに要する事務全般の詳細につきましては引き続き調整が必要になってくると思います。そうした中で各業務に関連する予算につきましても予算措置に向けて予算の策定の中で明確にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員【相馬欣行議員】 今回の公共施設使用料の見直しに伴う概算経費等も、実は既に我々には展開されているわけですから、当然そういうところにはその予算というのは多分入ってないと。先ほど古宮担当部長のほうから詳細な消耗品等についてはという話があったんですけれども、これから管理形態が変わるとか。いや、それはわかりませんよ。そういうところも含めていくと、そこは難しいことになってくるところもあるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺はしっかりと論議した中で、本来であれば展開してこなきゃいけない状況だと思うんですけれども、その辺については担当ではなくて古宮担当部長なり、どう考えているのか、伺いできればと思います。

○行政経営担当部長【古宮雄二】 コスト負担の話でございます。今回有料化、あるいは使用料の見直しに伴って新たに発生するコスト、また、使用料の見直し以外に、例えば今回青少年センターについては本館の廃止に伴うさまざまな管理人室の設置とか、そうした経費というのが今混在していると思います。私のほうで今回使用料の見直しに伴う概算経費ということで資料として提出させていただいたものにつきましては、純粹に使用料の見直しにかかる経費でございます。そ

の余の経費、ここでお示ししてない経費につきましては、使用料の見直しをする、しないにかかわらず出てくる経費ということで考えてございまして、例えば青少年センターでいきますと、本館がなくなった中で管理人を置く場所がなくなったので、管理人室を設置したり、また、弓道場の今の管理運営に関しましては、本来的に市が担うべきもの、弓道協会が担うべきもの、そうしたところが顕在化してきた中で、有料化があるかないかにかかわらず、本来的に市が守備範囲として負担すべき経費については市が見るべきであろうということで整理をして、青少年課のほうでその辺の調整をしているというふうに承知しております。

以上でございます。

○委員【相馬欣行議員】 これ以上言いませんけれども、項目が、今言ったように、今回導入時に必要な経費であろうと、今後そうじゃなくて、一般的に維持管理する経費だろうが、市民から見れば同じ金額、お金ですね。そこで分けて話をされても、なかなか難しいんじゃないかなと思うんですよ。そういう面で見ると、市民目線から見れば同じように追加で、今までかかってない分がかかるというのは事実でありますから、そういうところまでしっかりとある程度、これから運営面が決まるのであればその時点でも構わないんですけれども、多少なりともそういうところについてはきっちりと情報提供いただかないと困るかなと思いますので、その辺については決まり次第、我々にまた説明等いただければと思いますので、よろしくお願いします。

○委員【越水清議員】 それでは議案第55号につきまして質問させていただきます。既に質問していただいたことに対しての重複は避けたいと思います。まず現在利用されている方は弓道場に平均的には何時間ぐらい滞在するのでしょうか。ある利用者が長時間使用されて、ほかの利用者が待機している状態というのは果たしてあるのかどうなのか、伺います。

○青少年課長【桑原豊】 弓道場の利用状況を見ますと、おおむね午前、午後、夜間の時間帯で利用されているようです。弓道協会におかれましては、ある程度曜日や時間等による利用人数の調整等を行っていただいております、今のところ長時間利用による影響はないものと認識しております。

以上です。

○委員【越水清議員】 弓道協会のほうで自発的にその辺をコントロールしてくださっているように聞いておりますけれども。ありがとうございます。その次の質問でございしますが、使用料は1時間300円ということでございしますが、団体で使われる場合も個人で使われる場合も同じなのか。個人使用はないということもあるかもしれませんが、その質問と、現在、伊勢原市弓道協会以外の方の使用はされていないと聞いております。弓道協会という団体以外に市内の弓道関係の団体があるのでしょうか。伺います。

○青少年課長【桑原豊】 使用料の個人利用の関係と利用団体の関係なんです、使用料につきましては先ほども触れたとおり、安全面等を考慮いたしまして、

団体利用を基本としておりますので、個人利用の設定は今のところございません。また、市内の弓道団体につきましては、伊勢原高校や東海大学の伊勢原校舎に弓道部などがございます。それぞれ弓道協会に所属しておりますので、協会としての扱いで利用いただいております。

以上です。

○委員【越水清議員】 ありがとうございます。弓道教室等を開催する場合には、まだ協会員でない方もそういう教室に参加して弓道場を使うことができると思うんですが、通常の利用は、今、お話にございましたように、現在、伊勢原市弓道協会会員だけであるようです。例えば平塚市の総合体育館の弓道場は、インターネットで調べてみますと、3市3町の公共施設相互利用協定の中で他市の方にも使用してもらうという施設の中に入っているんですが、本市の場合は、この条例施行後はどのようなになるのか、聞きたいと思います。

○青少年課長【桑原豊】 相互利用の協定についてのご質問でございますが、現在、公共施設の相互利用に関する協定につきましては協定書の中で相互利用の協定を結んでいる施設を指定しております。現状の弓道場の規模ですとか、そういったものを考慮いたしますと、市民利用を中心とした施設ということで、今のところ相互利用施設の位置づけについては考えていません。

以上です。

○委員【越水清議員】 ありがとうございます。確かに、他市の弓道場と伊勢原市の弓道場は全くと言っていいくらい、規模施設が違いますので、この対象にはならないのかなという気がしておりましたけれども、ご答弁ありがとうございます。

その次の質問ですが、現在の使用時間、月曜日が9時から17時、火曜日から日曜日は9時から21時半となっていると思いますが、今後、条例改正後は使用時間についてはお考えがあるのか、聞きたいと思います。

○青少年課長【桑原豊】 使用時間の変更等についてのご質問です。開館時間につきましては、現状午前9時から午後9時30分までということで使用しておりますけれども、現状の午後9時以降の利用状況ですとか、他の体育施設と合わせる形で、午前9時から午後9時までに変更し、規則で定めることを考えております。また、月曜日につきましては、月2回程度の休館日を設けることから、休館日以外の月曜日につきましては、現状9時から午後5時までの利用なんですが、通常どおり、午前9時から午後9時までに延長したいと考えております。

以上です。

○委員【越水清議員】 今までを見ますと、月曜日から日曜日まで休みなく使えていたということですね。これから完全な安全管理とか、点検とかということのふうなことののために、完全な休館日とか、設けるというようなことだと思いますが、それについては理解いたしました。弓道場の鍵の管理については今後どのようなになるのか伺います。

○青少年課長【桑原豊】 体育館及び弓道場の開閉の鍵管理につきましては現在は青少年センターの事務室で管理しまして、鍵の貸し出しですとか、終了後の見回り、戸締り等を行っております。条例制定後の来年度4月からにつきましては、新たに設置する体育館入り口の管理室に貸し館窓口を置くことで今、話を進めておりまして、今までの利用者に影響のないように、ご負担のないように、スポーツ課に移管後、利用方法は変更になるような考え方でいます。

以上です。

○委員【八島満雄議員】 では、議案第55号につきまして、トイレや使用のルール、管理、その他要望等々については他委員の質問で理解しました。1点だけ、実は、団体しか使用できない。しかしながら、こうなると、個人がやりたいという意思が除外されるような気がします。そういう意味で、今後、個人が団体になる手だて、あるいは講習会かもしれません。専門的な有段者の指導のもとに個人が数人になってグループになる。要するに、団体になるような手だてについては考えていないのかどうか。その点、1点だけお願いします。

○青少年課長【桑原豊】 現状ですと、5人以上の市内在住・在勤・在学の方を対象に団体扱いとして登録をいただいているところですが、今後も引き続き同様の形を考えている中で、今、ご質問のとおり、個人の方がやりたいというところにつきましては、例えば弓道協会が実施しております初心者講習会ですとか、そういったものは年間やっておりますので、そういったところにご参加いただいて、弓道協会の会員としてご利用いただく。また、学生ですと、先ほどお話のとおり、高校ですとか、大学での団体でそういった取り扱いをしている団体がありますというのをご紹介するような形で、あくまでも安全管理を考慮いたしますと、複数の目で見える形でご利用いただくような配慮をできるように考えております。

以上です。（「了解」の声あり）

○委員長【安藤玄一議員】 ほかに。（「なし」の声あり）

続きまして、議案第56号、伊勢原市立学校施設の開放に関する条例の制定について、質問のある方は挙手をお願いします。

○委員【越水清議員】 それでは、議案第56号について質問させていただきます。現在の使用規定の中に損害賠償等の項目がございますけれども、今までに用具の破損等で損害賠償という事例はあったのでしょうか。伺います。

○スポーツ課長【杉山秀久】 設備、用具の破損等につきましては、平成29年度に体育館の床面において学校開放団体がラインテープを使用前に設置し、使用後にラインテープを剥がす際、板の一部を剥離する事例がございました。事後の発見により使用団体を特定することができませんでしたので、損害賠償には至っておりませんでした。ただ、過去におきましてはガラスの破損、照明灯の破損、消火器の薬剤を出してしまったなどの事例がございまして、いずれも団体に弁償いただいた経緯がございました。

以上です。

○委員【越水清議員】 各学校の開放におきましては運営委員会というのがあると思いますけれども、学校関係者の方とかが中心になると思うんですが、使用団体の代表者の連絡会みたいな組織はあるんでしょうか。

○スポーツ課長【杉山秀久】 使用団体の連絡会というのは現在も設置はございません。

以上です。

○委員【越水清議員】 特に連絡会というものはなくても日常の使用には差し支えないと理解してよろしいですか。

○スポーツ課長【杉山秀久】 連絡会の設置はないんですけれども、毎年2月に学校環境の説明会等におきまして利用者に対して施設利用上の注意ですとか、利用の団体登録等に関する説明を行っておりまして、そちらのほうで対応している形になります。

以上です。

○委員【越水清議員】 続いて質問させていただきます。公共施設使用料の見直しによる収入増減見込額のうち小中学校使用料は309万5077円となっておりますが、そのうち石田小学校、中沢中学校の照明の使用料は入っていないと思うんですが、確認させてください。

○スポーツ課長【杉山秀久】 今回の300万円の収入の中には石田小学校と中沢中学校の使用料は入ってございません。

○委員【越水清議員】 石田小学校、中沢中学校は、屋外運動場夜間照明使用料は30分1000円ですね。今までと変わりが無いと思うんですが、平成29年度の使用団体数、使用時間、照明使用料の合計についてお伺いしたいと思います。

○スポーツ課長【杉山秀久】 平成29年度の使用実績についてお答えを申し上げます。石田小学校の使用団体数は10団体で、使用時間数は200時間、照明使用料の合計につきましては40万円となっております。中沢中学校の使用団体数につきましては9団体、使用時間数は256時間で、照明使用料の合計につきましては51万2000円ということで、合計といたしまして使用団体数は19団体、使用時間456時間、照明使用料は91万2000円となっております。

以上です。

○委員【越水清議員】 照明の使用料ですが、30分1000円、それなりにかかるなという気持ちはあるんですが、ともかくこの要綱を見ると2時間1こまとなっていると思うんですが、2時間1こまといいますと、つまり、4000円と。使用料30分1000円ということですが、基本的には2時間1こまですので、30分1000円というのは余りなくて、2時間使えば4000円という、単純な質問で申しわけないですが、それでよろしいですか。

○スポーツ課長【杉山秀久】 夜間照明の使用料につきましては30分100

0円でございますので、2時間使用いたしましたら4000円になります。

以上でございます。

○委員【越水清議員】 30分単位という使い方はないとしたら30分1000円というのは設定はどうかのかなと思いますけれども、承知いたしました。

次の質問をさせていただきます。体育施設開放に関する規則に登録団体の代表者は管理指導員2人を届け出、教育委員会や各学校ごとに委嘱するとなっております。管理指導員の職務については規則どおり遂行されているのでしょうか。

○スポーツ課長【杉山秀久】 管理指導員の職務につきましては現行の規則で規定してございまして、体育施設の利用中における適正な管理指導、利用許可時間の遵守、利用後の体育施設の原状回復及び清掃の指導点検、体育館の開錠施錠、管理指導員日誌の記録、その他開放校の校長または教育長が指示した事項となっております。おおむね規定どおりの遂行をされていると考えておりますけれども、学校現場からは、一部の団体が利用時間を守らない、管理指導員日誌をなかなか提出してくれない、また、ごみを持ち帰らないなどの報告も聞いてございます。

以上です。

○委員【越水清議員】 私も管理指導員みたいなのをやったことがありますので、なかなかご苦労もあるのかなというふうに思っています。

次の質問ですが、各開放学校ごとに運営委員会を置くということは先ほどお話をしましたけれども、教育委員会が委嘱する委員のうち、事務局の職員というのはどなたですか。

○スポーツ課長【杉山秀久】 各学校ごとに開放に関係します運営委員会を置くことになっておりまして、今言われました事務局の職員というものはスポーツ課の職員が教育委員会から任命されるという形で、スポーツ課の職員ということになります。

以上です。

○委員【越水清議員】 それはよく理解できました。最後に、使用料の支払い方法についてご説明ください。

○スポーツ課長【杉山秀久】 使用料の支払い方法についてでございます。この使用料につきましては使用日の属する月の翌月10日までに許可申請書等に基づきまして1カ月分の使用料の納付書を送付させていただきたいと思っております。使用料は納付期日までに使用料をお支払いいただく形でお願いしたいと思っております。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 3点質問させていただきます。学校施設の開放は伊勢原市の運動不足を補うものとして大きな役割を發揮してきているというふうに認識しておりますが、今度の学校施設有料化の方針は大きな後退につながらないか、私たちが意見を聞いて回ったときに校庭でグラウンドゴルフをしている方から、高齢者のグループですけれども、有料化されたらグラウンドゴルフをやめる



しかない、こういうふうに言っていました。こうした声にはどう応えるつもりか。1点目です。

2点目は、平成27年度体育館の利用者13万8000人、グラウンドゴルフは5万9000人利用しています。団体では8500団体に上ると資料に出ています。2018年度、今年度の利用説明会で市の有料化を持っているという説明はありましたけれども、先日の議会で部長から意見はなかったというふうに言っていました。正確には質問は受け付けなかったというのが事実かと思うんですけども、どういうことなのか、伺いたい。私も参加しておりましたが。

3点目は、当初案で示したものと今回の提案は変更されています。中学生以下の子どもたちの利用は無料になるというふうになりました。しかし、市民全体では127万円の負担が残っています。市民に変更になった点について、どう周知するつもりなのか。市民の意見、知らされることを十分やってから決定することが必要だと思いますが、これについてはどう考えますか。

以上3点。

○健康づくり担当部長【井上稔】　まず学校開放における有料化についての市民説明でございまして、それにつきましてはことし2月に学校開放説明のときに公共施設マネジメント課で作成しました素案に基づいて説明をさせていただいたところでございます。そして、その後、スポーツ課への問い合わせとか、ご質問がなかったということをお答えをさせていただいたところでございます。そして、案に対する市民の意見を広聴した中で進めるべきだろうというご意見でございますけれども、これにつきましては、昨年秋とことし4月に公共施設マネジメント課で各地区に出向いて説明会を行っておりますので、一定の説明をしたというふうに理解しているところでございます。

以上でございます。

○委員長【安藤玄一議員】　学校と健康については。

○スポーツ課長【杉山秀久】　学校開放につきましては条例の趣旨でご説明しております。学校教育に支障のない範囲で社会教育その他、公共のために開放するというのを目的としております。市民のスポーツ施設に関する需要は高く、児童生徒を初めとする地域住民の健康増進、体力づくりに親しむ場といたしまして学校体育施設開放の担う役割は大きいものと考えております。

以上です。

○企画部参事【桐生尚直】　3点目の減免の基準の関係でご回答させていただきます。主たる構成員が市内に在住する中学生以下の者で構成された団体に関する減免の基準でございます。小中学校の屋内運動、屋外運動場、上満寺につきましては今回減免の対象、全額減免というふうにさせていただいております。この内容につきましては、ことし春の市民説明会におきましても私どものほうから市民の皆様にご説明させていただいております。そうした中で、基準がわかりにくいというところのご意見もございましたことから、減免基準といたしまして、こ

ういった対象施設を明確にさせていただいたということでございまして、基準の見直しという内容ではございませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】　　じゃ、答えた順番から。市民説明会、今言ったように、2月にやりましたけれども、後から受けましたって、それは言いわけにすぎなくて、その場では、きょうは質問は受けませんというのが私も参加して、受けないんだということをそのとき思いましたけれども、それは本当に、今のは言いわけにすぎなかったというふうに思いました。

それから、学校の大きな役割を担っているという答弁もありましたけれども、高齢者、健康管理を進めていますから、そういうのをしっかり支える役割から見ると、有料化というのは逆行していると考えます。説明会はやったと、ことし4月で済んでいるんだと言いましたけれども、小学校の利用団体にも、全部公民館でやったのについて案内が行っているんですか。

○スポーツ課長【杉山秀久】　　公民館等で案を提出しているものが各団体に行っているかにつきましては、2月の学校説明会の折に資料として提出させていただいて、その中で、細かくではないんですけれども、大まかなところの説明はさせていただいているところでございます。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】　　説明会、先ほど言いましたけれども、学校を利用している人たちに対してこういう方向を持っているという説明はありました。しかし、今度、公民館でこういうふうにするから行けだとか、その場で受けるというのは本当に不十分だというふうに私は参加してて感じました。こういうところ、数も多いので、説明は必要かと思うんですが、そういう認識はお持ちでないですか。学校の運動施設を利用している人たちに。

○スポーツ課施設管理係長【小泉哲郎】　　2月の学校開放の説明会の折に、日程等についてはまだ未定ですが、4月以降に案の説明会を行いますというご案内を出席者の団体様にさせていただいております。

以上です。

○委員【国島正富議員】　　今回の学校施設の開放に関する条例の制定の中で石田小学校の特別教室の使用について確認したいんですけれども、石田小学校の家庭科室、音楽室、ランチルームが有料ということで今までも開放されているんですが、有料となるということなんですけれども、この点について、まず、学校側の負担に何か変化があるのかどうか、1点。

2点目といたしまして、石田小学校は建設時より地域住民に施設開放を前提として開校し、これまでに特別教室として家庭科室、音楽室、ランチルームが開放されてきたと承知していますけれども、その所管は学校施設課との説明を受けましたが、特にランチルームや家庭科室の開放時に、そば等のアレルギー食材の調

理に関する配慮や使用後の十分な清掃等が必要と考えますけれども、現状、対応についてまずお聞かせください。

○社会教育課長【小谷裕二】 1点目です。学校の新たな負担はというご質問だったかと思えます。部屋の使用に際しましては、新たにここで使用料が発生いたしますけれども、学校での徴収事務等はございません。セキュリティーや維持管理、鍵の管理等も従来と変わりなく、トータルで事務的な負担は増加しないと考えております。

それからもう1点、ランチルームや家庭科室のアレルギーへの配慮ということですが、私ども、2月の利用団体説明会において担当課から部屋の利用申請に際しては学校から手引書類の配付とあわせて、こういったアレルギーへの注意喚起を行っております。また、使用団体による実際の使用後の清掃、さらに学校による改めての再清掃、そういったことも指導して徹底しております。

以上でございます。（「了解」の声あり）

○委員【中山真由美議員】 それでは2点質問いたします。屋外運動場の整備について、今後の整備について、ふだんは学校の授業で使用している状況ですので、今後使用料をいただくには特に屋外施設はどのような整備を考えているのか、もう少し具体的に説明をしてください。

2点目としましては、石田小学校は平成11年に建てられた新しい学校のため、地域に開かれた学校として、当初から家庭科室、音楽室、ランチルームを開放しています。今回の条例で、他の学校施設の家庭科室、音楽室、ランチルームを開放できるようにしなかった理由を伺います。

○スポーツ課長【杉山秀久】 屋外運動場の今後の整備についてでございます。基本的には教育施設を学校の教育に支障のない範囲でお借りしておりますので、教育委員会で整備していくものと考えてございます。そうした中、学校施設の開放で使用する際に支障となるものに対しましては対応する必要があると考えておりまして、使用団体からの要望がありましたら、学校や教育委員会と調整いたしまして、できることから改善に努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○社会教育課長【小谷裕二】 ほかの学校施設の開放をしない理由はということでございます。石田小学校特別教室は、開設当初からセキュリティー等、一般の方々が誤って通常の教室のほうに入ってしまうないように、特別教室だけの利用ができる建設がなされました。石田小学校より古いほかの学校につきましてはこのような設計、構造がなされていないため、今後も開放はしない考えでございます。

以上です。

○委員【中山真由美議員】 まず、屋外運動場の整備について再質問します。何か支障がある場合は教育委員会で整備していくということなんですが、使おうとしていた段階でどのような形でそれを連絡して、その後、整備をしていただけ

るのか、確認いたします。

○教育部長【谷亀博久】 基本的には教育委員会といたしましては、学校教育に支障がある場合はまず直すということで前提としております。それ以外としても学校開放のスポーツ利用団体から要望がありましたら、その内容によりですけれども、検討して整備が必要であれば整備するというようなこととございます。

以上です。

○委員【中山真由美議員】 教育委員会の方々の判断によるということによろしいのか、確認するのが1点と、もう1点は、石田小学校以外の他の学校施設はセキュリティーの関係で今後も開放することはないということですが、住民からの使用したいという要望はあるのかということを確認させていただきます。

○教育部長【谷亀博久】 ものによると思うんですけども、学校教育に必要なものであれば私どもでやりますし、学校開放に特化した設備等であれば、スポーツ課にお願いするようになると思います。

以上です。

○委員長【安藤玄一議員】 市民からの要望については。

○社会教育課長【小谷裕二】 石田小学校以外のほかの学校をあけてほしいといった要望につきましては現在のところ聞いておりません。

以上でございます。

○教育部長【谷亀博久】 公共施設等総合管理計画にございますけれども、学校施設について長期的なスパンで見たときには、少子化が進んでいく中で各学校において地域の拠点としていろいろな学校教育以外の部分でも施設として開放するという方向性が示されておりますので、現段階では考えておりませんが、将来的にはそういった方向性になるかと思っております。

以上です。

○委員【相馬欣行議員】 私のほうからは学校の野外運動場について質問させていただければと思います。今回の公共施設の使用料の見直しについては受益者負担の適正化というところで、前回、9月4日の議案審議の中でも光熱水費という部分で考えるというところで話がありました。その中の回答として、トンボ等も含まれるという話がありました。備品等も含んでいるのかどうか、確認すると、公共施設の適正な維持管理の必要性、本当に屋外運動場のほうに実施しているのか、必要性があるのか。その辺について再度確認させていただければと思います。

○スポーツ課長【杉山秀久】 2点の質問をいただきました。まず1点目ですが、備品に関することとございます。屋外運動場の算定につきましては、学校開放における光熱水費がかかっていないこととございます。グラウンドの凹凸等をならす道具のレーキやトンボなどの消耗品、施設の管理瑕疵があった場合の対応するスポーツ保険、登録手続などの職員人件費を管理運営経費として、使用料の算定をさせていただきます。

○委員長【安藤玄一議員】 受益者負担の屋外の必要性について。

○企画部参事【桐生尚直】 学校開放の屋外運動場の受益者負担の適正化の必要性についてお答えさせていただきます。受益者負担の適正化につきましては公共施設の受益者負担に関する基本方針に基づいて取り組みを進めているものでございまして、この基本方針の中で学校開放の屋外運動場につきまして対象施設としての位置づけがございまして、学校開放の屋外運動場につきましても、先ほど所管課長からご説明させていただきましたとおり、管理運営経費の一部といったものが発生しておることから、こういった部分にご利用いただく方に一部をご負担いただくということで、受益者負担の適正化の取り組みが必要であるといった考えのもとに取り組みを進めさせてきていただいております。

以上です。

○委員【相馬欣行議員】 例えば平成29年度の決算をやっていますけれども、小学校の運動場の、学校の先生以外で管理費ってかかっているという判断をしてよろしいですね。その金額の確認はこの場で出るかどうか、突発に言っているの。ということはそういう金額がかかっているという解釈をしてよろしいかどうか確認させてください。

○企画部参事【桐生尚直】 受益者負担の適正化の取り組みを進める上で、各施設の具体的な使用料の算定につきましては、基本方針の中に対象と見る経費、それから算定式がございまして、こういったもので学校開放の屋外運動を考えると、対象となる経費が、維持管理経費といったものがございまして、そうした中でこういった使用料を設定させていただいております。

以上です。

○委員【相馬欣行議員】 わかりました。先生以外の方が学校のグラウンドを整備している経費については決算の中で確認させていただきます。

それと、トンボ等も先ほど入っていたんですけれども、会議室等についても、備品とかそういうものは全て計算に入っているという考え方でよろしいでしょうか。

○企画部参事【桐生尚直】 ご質疑いただいております内容のとおり、学校開放の屋外運動場の維持管理経費の中に消耗品費も含めた中で使用料の算定を行っております。

使用料の算定につきましては、基本方針に基づく共通のルールの中で算定しておりまして、会議室の使用料算定に当たりまして、備品といったものは算定の中に含めてございます。

以上です。

○委員【相馬欣行議員】 了解しました。算定基準自体というのは、施設ごとに備品といってもどこまで取り入れるかとか、作業自体も多分、大きく違ってくるんだと思います。そこをしっかりと基準の中に網羅しておかないと、そもそもの算定基準自体が変わってくる可能性もある。イコール金額が変わってくる。こ

これはこれからの中で見直しをしていくという部分も先ほどから言っていますし、そういった場合についてはここが変わるということになりますから、しっかりとその基準の中に何をというところまで具体的にに入れていただかないと、今考えている方は理解しているかもしれませんが、仮に5年後、10年後の中でもしっかりとその部分がぶれないような対応をしていただくようお願いしたいと思います。

最後になりますが、確認なんですけれども、備考に2団体で使用する場合は50円とするというふうに書かれているんですけれども、貸出区分が全面となっているのに2団体で貸し出すような場面というのは想定できなかったものですから、その辺について確認させてください。

○スポーツ課長【杉山秀久】 現在の小学校を利用している団体で全面を2つに分けて2団体が利用している実績がございます。屋内及び屋外運動場の両施設でそういった形で行っております。こうした現状も踏まえまして、利用の後退がないように共同使用を規定したものでございます。

以上です。

○委員長【安藤玄一議員】 ほかに。（「進行」の声あり）

続きまして、議案第57号、伊勢原市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について、質問のある方は挙手をお願いいたします。

○委員【橋田夏枝議員】 では、議案第57号について質問します。事前に予約が入っていない、部屋があいている場合は、当日予約、使用というのは可能なのでしょうか。その場合、受付で支払いをすれば可能か、確認します。

○市民協働課長【杉山正彦】 使用したい当日で空き部屋がある場合なんですけれども、受付で使用承認書を提出いただきます。承認後、相当額の使用料が納付されれば使用できるよう、今、準備を進めているところでございます。

○委員【橋田夏枝議員】 その際ですが、ある時間というか、管理人が常にいる状況ではない中で、管理人がいる時間ということによろしいか、確認します。

○市民協働課長【杉山正彦】 管理人が不在のときはそういった対応はできかねますので、いる時間帯のみになります。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 了解しました。次の質問に移ります。今回、後からできた大田ふれあいセンターの名称をなくし、昔からある大田公民館を残すというような形をとりました。なぜコミセンを廃止して、公民館機能を持たせた大田公民館を残すのか、再度、理由について確認したいと思います。

○副市長【宍戸晴一】 本会議場でも類似のお問いかけをいただきまして、私のほうから答弁させていただきました。コミュニティセンターという施設自体が、そもそもが地域の自治会の方たちを中心とするお住まいの方たちによる自主的な管理運営を行うための施設ということで、従前の社会教育施設である公民館とは別のある種の考え方のもとに整備をしてきた経緯がございます。今回の大田ふれ

あいセンター以外の3施設につきましては、施設の整備段階から地元の皆様方との協議を進めまして、施設が完成した後、管理運営委員会を設置して、地域の委員の皆様による自主管理というのがコミュニティセンターの原則になっております。

ただ、大田ふれあいセンターにつきましては、設立当初から設置場所が現大田公民館のすぐ隣接地というところもございまして、それ以外のコミュニティセンター3館とは異なりまして、地元の皆様の自主的な管理運営によるコミュニティセンターという形ではなく、形の上では市の直営によるコミュニティセンターとしてこれまで推移してまいりました。したがって、いわゆる地方自治法の改正で指定管理者制度というような制度が組み込まれまして、管理運営の権限自体をどうするのかといったときに、大田ふれあいセンター以外の3施設につきましてはそれぞれの管理運営委員会を指定管理者としてご議決をいただいた上で、管理運営の権限自体を地元のほうに委ねているという取り組みを進めてまいりました。

大田ふれあいセンターにつきましては、先ほど申し上げましたように、そういう条件が整いませんでしたので、形の上では市の直営の施設でございました。今回、両施設の機能を統合するということを考えましたときに、公民館自体というのが地域におけるコミュニティー活動の拠点であるという性格をあわせ持っております。それから、大田ふれあいセンターにつきましては地域住民による自主的な管理運営による施設という他のコミュニティセンターとは異なる性格づけがございましたので、統合いたしますとコミュニティー活動の拠点である公民館、その意味を改めて確認させていただいた上で、機能としては公民館の機能に統合する。ただし、施設的にはふれあいセンターのほう新しい施設でございますので、箱といたしますと、ふれあいセンターの箱を残して、そこを公民館として地域のコミュニティー活動の拠点としても使っていただく、そういう整理をさせていただいたところでございます。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 大田ふれあいセンター、コミセンですね。そちらの箱を使ってそこに大田公民館と統合したというのは、今の説明はわかるのですが、これも考え方、自治体によってさまざまではないかと思えます。公民館を残すやり方もあれば、例えば海老名市みたいにコミセンを残して公民館をなくしていく自治体もある中で、伊勢原市としてはコミセンは1つなくなったわけですね。まだ決まってないですけども、なくなる方向にあり、そこに公民館を各地域、各地区で1つということで、コミュニティー機能は残したまま、大田公民館を持っていくという考え方でいいのか。そこはすごく重要だと思うんです。公民館は社会教育事業の一環で始まりましたね。コミセンは地域のコミュニティーというのを重視してつくられていった経緯があると思うんですけども、そこをコミュニティーを残しつつ、大田公民館を残したということによろしいですか。確認します。

○教育部長【谷亀博久】 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。今回有料化に当たりまして、市民の皆さんに負担があるということで、その他の部分についてはできるだけ今の状況推移、それをそのまま余り動かさないような形で使用料と統合については話を進めております。

今後の話として、今委員ご指摘のとおり、公共施設等総合管理計画に位置づけられておりますとおり、コミュニティセンターと公民館の機能統合とか、そういったことを今後検討していきましようということになってございますので、それは次のステップということでご理解いただければと思います。

以上です。（「了解」の声あり）

○委員【宮脇俊彦議員】 2点伺います。コミセンの夕方、5時から10時までの管理者不在になる件についてですが、現金の管理責任は、昼間は誰で、夕方は誰が責任者ですか。それが1点。

2点目は築39年の今の大田公民館ですけれども、耐震もできてて、鉄筋ですから、60年と考えれば、20年は普通にやれば維持できるという施設です。そうすると、大田公民館を解体するのは公共施設をできるだけ有効に活用する、こうした精神に反するんじゃないかということです。大田コミュニティセンターは、昨年2万7000人が利用しています。コミセンが4つありますが、最大の利用施設です。インターネット予約ができるために、多くの皆さんの利用要望に込えている貴重な施設だと思いますが、そうした実情を理解しない提案ではないか。

以上2点、お願いします。

○市民協働課長【杉山正彦】 現金の取り扱いは市の業務になりますので、昼間、夜間、かかわらず市の責任になります。

以上、1点目の答弁です。

○社会教育課長【小谷裕二】 大田公民館と大田ふれあいセンターの統合整備事業につきましては、公共施設等総合管理計画に掲げる機能集約や統廃合、維持管理、運営コスト削減、受益者負担の適正化など、多角的な取り組みの中の一つとして進めていることは既に申し上げてきたとおりでございます。さきに述べた公共施設等総合管理計画に掲げる基本方針の一つである、施設総量の縮減を図るため、隣接する大田ふれあいセンターと統合し、また、消防署南分署、コミュニティ防災センターの多機能化を図ることにより大田公民館を廃止することとしました。この取り組みで大田公民館の通常の維持管理費や大規模改修の経費、将来の建てかえ経費の削減を図ることが可能と考えております。

それから、公民館につきましては、公民館側の主体的な社会教育事業を行うことがふれあいセンターとは異なる部分でございますけれども、住民の活動の場の提供や地域社会を育むための施設という部分では、広くふれあいセンターの機能も含む施設として、公民館として残すことで、これまでのふれあいセンターの機能を損なうことなく継続できることから、大田公民館として継続していくことにした次第でございます。



以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 市というのは市民生活部のことを言っているんじゃないかと思うんですけども、市の責任だということですが、誰もいないんですけども、何か事故があったときは、先日の4日の答弁では、市民団体、管理している皆さんが、それで了解しているからと答弁されていましたが、これは市の責任だということとで不在でも問題はないということですか。

○市民生活部長【齋藤浩人】 現金管理に関するトラブルの話だと思います。基本的には券売機自体の盗難防止をしっかりとやりたいなと思っております。そのためには券売機を移動できないような措置が考えられます。例えば床に固定したり、壁に鎖で固定したり、券売機自体の強固な固定を図るとというのがまず1点でございます。あとは券売機の鍵の管理につきましてもしっかりとっておかないと、盗難等が起こるおそれがあるといった中で、管理運営委員会ともいろいろ協議をさせていただくんですけども、基本的には鍵の管理をしっかりとっていくといったようなことを考えてございます。具体的にはこれから詰めていくという話になります。こうした取り組みをしても、万が一ということが委員のご指摘かと思うんですけども、そういった場合は警察署の方のお力をかりながら、事件の解決、再発防止に向けた取り組み、こういったものも進めていこうというふうに考えてございますので、今、できる限りの安全対策を講じていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員【宮脇俊彦議員】 もともと秦野市とか、伊勢原市でも武道館とか、総合運動公園に券売機があります。それはそこに事務所がちゃんとあって、常時人がいるところにあるということだと思うんです。コミュニティセンターはもともと受付の中に常時人はいません。みんな掃除をしたり何かして、用があれば、「おーい」と言えばできますけれども、そういう人がいなくてできるような施設ですよ。それから、中も地域の人たちが、勝手にと言ったら怒られますけれども、自由に管理の部屋も行ったたり来たりできるように、よく言えばうまくできているし、そういうものとして管理されてきたのがコミュニティセンターだと思うんですよ。それに今度、現金があって、月1回、もしくは2週に1回かもしれませんけれども、十数万円のお金があそこにあるということなんですよ。全然状況が違いますから、私も施設を管理している管理責任者に聞きましたけれども、私たちは現金については責任を持ちませんというのが基本的な答えです。だから、地域の人たちが管理しているという状況が現金管理で一変するから、何かあったらという、そんな対応だと伊勢原市自身がどういう管理をしているんだという不信感を持たれるんじゃないかと思っておりますけれども、その辺についてはどう考えられますか。

○市民生活部長【齋藤浩人】 券売機の中の現金の盗難というご指摘かと思うんですけども、利用者が夜間に施設の中にいるという状態の中で、夜、玄関の

鍵についてはできれば全て閉じるような形を今考えてございます。したがって、夜間に利用者があったとしても外からの侵入はできないということで、外部からの盗難というのは、利用者が使っている時間帯はないという体制はとっていききたいなと思っております。当然、使用が終わった後は、利用者は鍵を閉めて帰るといったこととなりますので、その中での盗難というのは起こる可能性は低いと我々は思っております。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 副市長に伺いますけれども、市の施設の中で、管理者が誰もいなくて、市民は使っている。現金が場合によっては10万円から20万円近いお金が券売機の中にあるということで、管理できると、それが責任ある市の施設管理だと考えられるのかどうか伺います。

○副市長【宍戸晴一】 多額の現金が機械の中にとどまった状態が長く続くという事態には極力至らないような工夫というのは当然しなければならないと考えております。それから、コミュニティセンターの施設につきましては、先ほど他の委員のお話にも少し長々とお話をさせていただいたんですけれども、そもそもが地域の皆様方の自主的な管理運営によって市民活動の場として整備をしてきたという経緯もございますので、今回の有料化に伴っても、そのところの性格は極力変えずに、地域の皆様方の自主的なコミュニティー活動の場としてできるだけ多面的に使っていただくよう、進めてまいりたいと考えております。ただ、先ほどからご指摘のあります、現金の取り扱い等について、セキュリティー上の問題も含めて、どうするのが現実的な対応として可能なのかというところについては、さらに詰めさせていただきたいと思っております。基本的には危険をそのまま放置するようなことがないような対応をとらせていただきたいと思いますと考えております。

○委員【宮脇俊彦議員】 同様に、今、公民館は夕方から、シルバー人材で警備の人が5時から、それはご存じのとおり、ついてて、市の責任が果たしているというふうに思うんですけれども、コミセンについては本当に不在になるということは、市民が不信を考えるとということだけれども、この間、聞いても全然、それは考えてない。このままいけば、そのまま、何かあったら置くということしか考えられないような回答なので、それはきちっと対応して公民館と同じように置くということは必要なんじゃないかと指摘しておきます。

それから、大田公民館についてですけれども、現在は大田公民館もコミュニティセンターも人は同じで、実際はコミュニティセンターに職員と夕方は警備員の人が入っているということで、統合しても廃止しても人件費は変わらないんです。結局、水道光熱費だけなので、年間260万円です。2万7000人の人が一番使っている、7割近く使っている、これをなくすということが信じられない。しかも、今使っている人の1割近くは使えない場合があるというふうに言いながら潰すということはいかがなんでしょうか。それについて見解を伺います。

○教育部長【谷亀博久】 議会でも何度も申し上げているとおり、今回公共施

設等総合管理計画の取り組みの一つとして両施設を統合させていただくということをご提案させていただいています。シミュレーションの結果では、最初の議会で、1割弱程度と申し上げました。ただ、それは今、検討しています月曜の一部の開館ですとか、曜日の変更等を考慮しない数字でございますので、そういったところのご協力を市民の方に投げかけさせていただきながら、両施設の統合をスムーズに行うということで、できるだけ影響を少なくしていきたいと考えているところでございます。

今回の両施設の歴史的な背景は先ほど副市長が申し上げましたけれども、隣接し、また、機能が類似し、その利用形態も同様であるということから、行財政改革推進委員会や議会会派の事業仕分け等においても、両施設の統廃合とか、公民館の管理運営体制の見直し、こういったものに取り組むべきだというようなさまざまなご意見を今までいただいていた経過がございます。今まで両施設とも地域活動の振興についてはそれなりの役割を十分果たしてきたというところは確かに認めるところでございますけれども、これから迎えます人口減少社会、また、少子高齢化、我々が誰も経験したことがないような世界にこれから入っていくということで、公共施設の課題については地方自治体にとっては非常に大きな課題でございます。長期的な展望に立って今回の取り組みを進めているということで、ぜひご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 副市長に伺いたいと思っておりますけれども、少子高齢化とか、人口減少と申しますが、伊勢原市はシミュレーションでは下がる、9万7000人ぐらいになっていきますけれども、実際は10万2400人ぐらいに現時点も維持か、若干ふえているというのが実情で、首都圏は全国とは違ってふえる。減るといふふうに確約しているわけじゃなくて、皆さんも減らないために一生懸命頑張っているはずですから、それを先取りして、利用している人が利用できない状況にするというのは問題があるんじゃないかと思っておりますけれども、副市長はどう思われますか。

○副市長【穴戸晴一】 今回ご提案させていただいております、各種の議案でございますけれども、先ほど冒頭申し上げましたように、過去数年来にわたって積み上げてきたステップの上に提案させていただいているというのが大前提でございます。人口減少時代ということで、伊勢原市はまだ減っていないんじゃないかと。おっしゃるとおりで、市の施策は極力そういう事態を招かないような取り組みというのをできるだけ打ってはおりますけれども、先般の国勢調査の結果などでも伊勢原市よりも西側の自治体というのはほとんど全部、人口減少の状態になっております。ちょうど伊勢原市がぎりぎり境目ぐらいのところでございますが、やはり全国の動きなどを見ていきますと、幾ら市の取り組みを続けていたとしても、大きなトレンドとしてはかなり大きな人口構造の変化というのは避けられない実態だと思っております。それらを見通した上で公共施設の計画等を策定し、総合

計画などについてもそういう見通しのもとに計画を策定してきた経緯もございます。実際問題といたしまして、この後さまざまな制約条件が大きくなってから後手を振るようなことがないような対応というのをとってまいりたいということで、あらかじめ決められたステップのもとに施設の統廃合を含めてさまざまな取り組みを進めていかなければならない時期にあるというふうに理解しているところでございます。

以上です。

○委員長【安藤玄一議員】　　ここで議事の都合により暫時休憩に入ります。

午後 2 時 3 6 分　　休憩

---

午後 2 時 5 0 分　　再開

○委員長【安藤玄一議員】　　再開いたします。

委員の皆様申し上げます。冒頭に申し上げましたが、質疑項目は 3 項目程度に区切って、また発言は簡潔、明瞭をお願いいたします。

では、「議案第 5 7 号、伊勢原市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について」、再開したいと思います。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。（「進行」の声あり）

続きまして、「議案第 5 8 号、伊勢原市立武道館条例の一部を改正する条例について」、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○委員【中山真由美議員】　　それでは、質問いたします。

まず、1 点、整備について。今後の整備について、武道館は今まで使用料をいただきながら、いろいろふぐあいがあり、なかなか修繕できていない状況で、今後使用料が減額する改定になっております。どのような整備を考えているのか、具体的に説明をお願いいたします。

2 点目、特に暑さ対策については、今後どのような対策を考えているのか、ご説明いただきたいと思っております。

○スポーツ課長【杉山秀久】　　2 点の質問をいただきました。

まず初めに、今後の整備についてでございます。使用料は、施設の光熱費などの維持管理費の一部として、利用される市民の方にご負担をしていただくことになっておりますことから、使用料そのものは設備の整備、更新の財源にしておりません。整備につきましては、雨漏りなどの大規模改修などを除いたふぐあい箇所、換気窓ですとかロッカーなどのふぐあいがありますので、そういったところから順次整備を行ってまいりたいと考えてございます。

2 点目の暑さ対策についてでございます。市立武道館につきましては、昭和 6 0 年の施設開設時からエアコンが入ってございません。しかしながら、近年の気象状況などから、暑さに対する対策は必要性を感じてございます。現在につき

ましては、大型扇風機を利用しての対応となっておりますけれども、今後はエアコンの導入に関する調査研究等をしてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○委員【中山真由美議員】 それでは、さまざま整備にお金がかかりますが、なるべく早い時期に整備をやっていただくということで、ご理解いただきました。

次に、使用時間なんですが、午後6時から6時30分は、通常は施設の安全点検のため使用できないが、使用者が使用の承認を受けて使用する場合は1時間の料金をいただくのは、ほかに30分料金の設定がないというようなご答弁が4日でもありましたが、もう少し具体的に説明をいただきたいと思います。どのような点検を行うのかという内容を中心にお願いします。

○スポーツ課長【杉山秀久】 午後6時から6時半の点検の関係でございます。午後6時から6時30分の30分間といたしましては、基本として施設の安全点検等として使用できない時間としてございます。施設が使用できる時間帯といたしましては、今までと同様に午前9時から午後6時、午後6時30分から午後9時30分までとなっております。大会や練習試合等での1日利用など、当該時間帯を含めまして使用時間を承認した場合は、使用料を1時間単位の使用料相当額でお支払いいただく形になります。安全点検につきましては、その30分間で、使用してない各室場があります。柔道場ですとか、剣道場、会議室、そういったところを中心に、畳の状況ですとか、窓の状況、扉等、そういった状況も再度確認していきたいというところで、その時間帯を設けているところでございます。

以上です。

○委員【中山真由美議員】 安全点検に関して、30分というものは何か法律で決められているのか、市のほうで決めた時間なのかというのが1点と、今のご答弁の中にあつた、室場を中心とした点検と扉、これは、要は毎日その30分確認しなければならないのか。使用する方にとっては、よくわかりづらい規定でもあるので、それが1週間に1回とか2回で済むような形であれば、そのように、または1時間たっぷり行って、ふぐあいを直していくような、前向きな点検にしていくのか、そういうお考えはないのか伺います。

○スポーツ課長【杉山秀久】 まず、30分にかかわる法律の規制があるかというところでございますけれども、そういったところは特にございません。午後6時半から開館時間が午後の9時半までということでございますので、1時間単位の使用料を組み込むために、6時半からという形になっています。

あと、前向きな点検というところではございますけれども、過去にガラスが割られていたりというところもありまして、それが点検によって確認できたときもありました。まず、室場が使用されていない時間帯を確保した中での点検をしていきたいところで、その時間帯を設けているところでございます。集中的に点検をしっかりとっていく時間帯を設けたほうが良いというところにつきましては、利用時間が入っていない時間帯もございますので、そういったところで実施をしてい

く形でも考えております。

以上でございます。

○委員【館大樹議員】 1点質問させていただきます。

今、中山委員からの質問に関連するところでございますけれども、武道館につきましては、設備に非常にふぐあいが多いことが、今回の本会議の議論等で改めて理解したところでございます。私も市民の方から、1階の非常口のドアがあかないということで、非常口のていをなしてませんということで、スポーツ課に要望させていただいたところでございます。

今回武道館の使用料が値下げされる中で、維持管理経費に充当される部分も減ることになります。当然減った分は、伊勢原市の持ち出しがふえることとなります。大規模な維持管理経費は、今回の使用料の算定基準には入っていないところかと思っておりますけれども、例えば来年度の予算立てとのかきとにかに、前年度対比という考え方がある中で、よくても大規模修繕費にかかる予算が同水準だったり、あるいは今回使用料の収入が減額しているの、実質削減されるみたいな趨勢があるんじゃないかなと懸念をしているところでございます。質問としては、使用料の収入の減額が、大規模修繕に与える影響をどうお考えなのかということについて、お願いします。

○スポーツ課長【杉山秀久】 大規模改善に与える影響について、ご説明させていただきます。使用料の考え方は、これまでもいろいろとお話がありましたけれども、維持管理経費の一部として、利用される市民の方にご負担していただく考えでございます。使用料そのものが直ちに設備の更新や充実は、現実には難しいのかなというところではございます。また、算定結果といたしまして、使用料が減額になりますけれども、受益者負担に関する基本方針におきまして、受益者負担の範囲には施設の大規模修繕費は対象外になっているということもございませうことから、大規模修繕費とは分けた中で考えていく必要があるのかなと考えてございます。なお、大規模修繕につきましては、公共施設等総合管理計画に基づきまして対応していきたいと考えてございます。

以上です。

○委員【越水清議員】 直接使用料等には関係ないかと思うんですが、施設管理という面で質問させていただきます。武道館周りの敷地内の樹木、この剪定とか整備、これを定期的に行っていただきまして、あそこは高校生も大分通行しますし、そういった通行者の方々の防犯上の安全配慮もお願いしたいと思いますが、見解を伺います。

○スポーツ課長【杉山秀久】 市立武道館の樹木等の整備についてでございます。市立武道館の草刈りや植え込みの手入れにつきましては、年3回、シルバー人材センターに委託をして対応しています。玄関横に大きなクスノキがありまして、そちらにつきましても、安全状況を確認した上で対応してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員【越水清議員】 議案審議で答弁もありました。武道場というと、柔、剣道場がメインかもしれませんが、会議室もあるんですよね。そういうわけで、会議室、今度200円から、1時間100円になりますけれども、使用状況について、再確認させていただきたいと思います。

○スポーツ課長【杉山秀久】 会議室の使用状況についてでございます。武道館の会議室の利用状況につきましては、平成29年度の実績で申し上げますと、179件、2230人の方でご利用いただいております。

以上でございます。

○委員【越水清議員】 ありがとうございます。会議室が今、どのように利用されているかなということに、ちょっと関心がございました。

最後に、武道館の駐車場、建物下にありますよね。ちょっと使いにくいと思うんですが、場合によっては、あそこが満車になってしまっていることがございまして、あの辺は路上は狭いところですし、駐車場の混雑時の駐車場対策について伺いたいと思います。

○スポーツ課長【杉山秀久】 駐車場の対策でございます。武道館の駐車場は、竣工当時から敷地内にあります駐車場、議員おっしゃられたとおり、8台の駐車場となっております。駐車場、スペースも余り広くないことから、区画の車幅も当時のままというところで、駐車しにくいところはございます。利用者の方にはちょっとご不便をおかけしているのかなというところではございます。こうしたことから、現在、近隣にあります土地開発公社の土地を借用いたしまして、約15台の武道館の臨時駐車場を設けて、今、運営させていただいております。また、公共交通機関のご利用ですとか、また、車の乗り合いにつきましても、利用者をお願いしている状況でございます。

以上です。

○委員【八島満雄議員】 今回の公共施設使用料の見直しにつきまして、武道館は使用料を値下げしました。これは、それなりの成果はあると思うんですけれども、旧来の使用料からすると350～60円ぐらいだったのかなと思いますけれども、それについて、今回はこのような措置をしたという点で、1点だけ、以前はどのような算定基準で決められていたのか、何をもって決めたのかだけ、ひとつよろしくお願ひします。

○スポーツ課長【杉山秀久】 使用料の算定でございます。現行料金の設定につきましては、昭和60年に定めておりまして、当時の詳しい資料がありませんことから、その詳細につきましてはちょっとわからない部分はあるんですが、ただ、当時の議会の会議録がございまして、電気料相当額として300円の使用料としたものと記載がございました。昭和59年以前の旧武道館の使用料では、夜間の使用料は日中の使用料に比べて、電気料相当額として、1時間当たり、使用料に300円が加算されていたところでございます。こうしたことから、現行使

用料につきましては、電気料相当額をもとに300円としてございます。（「了解」の声あり）

○委員長【安藤玄一議員】 ほかに。（「進行」の声あり）進めます。

次に、「議案第59号、伊勢原市都市公園条例の一部を改正する条例について」、質疑のある方。

○委員【橋田夏枝議員】 私から、議案第59号について、まず、3点質問します。

市ノ坪公園自由広場は、議案によりますと、年中無休で使用可能とありますが、公園の駐車場も利用可能という理解でよろしいのでしょうか。

2点目、市ノ坪公園自由広場は、個人で使用したい人のためにも、本日は専有で個人の利用が不可なのか、一般の方にわかるような表示があると助かりますが、公園内に設置するお考えがあるのか、お聞きします。

3点目、これまで市ノ坪公園自由広場は、週のうち数日は専有できないで、個人利用優先の日を設けていました。今後、有料化されることで、専有できない個人の利用優先の日を設けるお考えがあるのか、お尋ねします。

○スポーツ課長【杉山秀久】 3点のご質問をいただきました。

まず、1点目の公園の駐車場の利用についてでございます。市ノ坪公園の駐車場につきましては、当該施設の利用に訪れた方の駐車場といたしまして、通年利用できるよう設置をしております。

2点目につきまして、公園に案内等の設置の関係でございます。市ノ坪公園の自由広場の専用使用の表示につきましては、利用しやすい施設として必要と考えてございます。表示方法につきましては、指定管理者とともに調査研究をしてみたいと考えてございます。

3点目の専有できない個人利用の優先日の関係でございます。市ノ坪公園の個人利用を優先する日につきまして、公園という、誰もが自由に出入りして過ごせる広場といたしまして、これまでも多くの方にご利用いただいております。今後も個人の利用を優先する日を設けていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員【橋田夏枝議員】 まず1点目の質問ですが、公園駐車場は、通年利用可能となるようあけてあるということでした。つまり、元旦から大みそかまで1年間通してあいている。一方ですが、テニスコートについては、1月4日から12月28日と、年末年始の6日間は利用できないこととなっております。同じ市ノ坪公園で、隣同士でありますけれども、なぜそういった相違があるのか、まず1点確認します。

○スポーツ課施設管理係長【小泉哲郎】 市ノ坪公園の駐車場の利用日とテニスコートの利用日の差について、ご説明させていただきます。駐車場につきましては、公園という、365日誰もが自由に出入りできる施設として、通年利用とすべき施設と捉えて、駐車場も対応を行っております。テニスコートにつきまし



ては、一部ご要望をいただくことはございますけれども、有料施設として開設する期間という形で差別化をさせていただいております。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 テニスコートは確かに今まで有料、自由広場は無料でした。しかし、この議案によりますと、市ノ坪公園が有料化される方向で、今、動いております。そうしますと、双方有料の運動施設という解釈になるのですが、その点、矛盾がないか、確認します。

○スポーツ課施設管理係長【小泉哲郎】 市ノ坪公園の自由広場が有料化されることについて、テニスコートとの差異に矛盾はないかというご質問について、お答えさせていただきます。市ノ坪公園の有料施設という形の位置づけにつきましては、使用料については、有料公園施設は7日前に支払いをするルール原則になってございます。その関係から、年末年始、施設の管理者が休みの期間であっても対応ができると考えております。ただ、テニスコートにつきましては、やはり施設の性格上、そういった部分で対応が必要な部分があるという考えの中から、この部分については有料公園施設、ほとんどの施設を年末年始休業という形をとらせていただいております。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 今、答弁いただきましたけれども、非常にわかりにくかったという印象を受けます。もう少し研究課題として、今後こういった市ノ坪公園の自由広場が有料化されて運用していく中で、例えばテニスコートに関しても、事前支払いが大前提であれば、利用可能ではないかと思えます。そういったところで、実際、年末年始利用したいという要望も来ているはずですから、その辺と兼ね合わせて検討していただきたいと思えます。

続きまして、市ノ坪公園の自由広場、個人利用優先の日を設ける考えはあるという答弁でした。これは、例えば週のうち何回とか、月どのぐらいとか、そういったことは決まっているのでしょうか。確認します。

○スポーツ課長【杉山秀久】 現在も個人の優先日を設けてございまして、現行では、月に第1、第3の土曜、日曜を指定しているということでございます。第5週があれば、第5週も含めてございます。そういった形で公園利用者の利便を図っているところもありますので、引き続き同じような形で進めていけるような形で検討していきたいと思っております。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 了解です。

続きまして、また市ノ坪公園の自由広場ですけれども、これは、総合運動公園のほうも共通します。自由広場の利用法の解釈ですけれども、団体と個人の捉え方が曖昧であると感じます。例えば、ある野球チームの選手が何人か集まって、自由広場で自主練習を始めたとします。専有していないのですから、そういった場合は個人利用、人数に限らず個人利用と、いわゆる無料という考えでよろしい

のでしょうか。

○スポーツ課長【杉山秀久】 市ノ坪自由広場等々の使用につきましては、専用使用されていない場合は、個人使用が可能となっております。ご質問の野球チームの選手が何人か集まって自主練習した場合などにつきまして、専用使用の申請等がない場合については個人使用になります。しかしながら、同一の競技種目において自主練習をする内容や参加人数が10人を超える場合等につきまして、事故防止の観点などから、専用使用の申し込みをしていただきたいと考えております。各種競技団体を通じて、使用の注意等を周知してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 今の答弁に、10人を超える場合という具体的な人数をお答えいただきました。こういったことは、運用マニュアル、あるいは細かな規定の中で明記されているのでしょうか。現場を管理する方がちゃんとわかるようなルールがあるのでしょうか。

○スポーツ課長【杉山秀久】 団体の登録の要件といたしまして、10人以上が要件となっております。市内在住、在勤、在学者で10人以上という形で団体の要件になっておりまして、その団体と同レベルの人数というところで、10人ということでお話をさせていただきました。

以上でございます。

○委員【橋田夏枝議員】 実際これ、管理していく方が不安を抱えておりまして、私もそういった調査の中で、現場ではこういった不安を感じているんだというところをヒアリングしての質問でしたので、不安を解消していかなければいけないと思います。まだ今の答弁だとちょっと心配な部分があるので、執行するまでに整えていただきたいと思います。

続きまして、市ノ坪公園自由広場では、定期的にグラウンド・ゴルフの利用をしておりますが、利用者からは、有料化されたら芝生の管理ももっとしっかりやってもらいたい。芝が伸びているとボールがとまってしまうという声をいただいております。これに対しての市の見解をお願いします。

○スポーツ課長【杉山秀久】 利用者へのアンケートなどを行いまして、利用時のふぐあいなどを把握いたしまして、指定管理者と調整を図りまして、対処できるものから改善に努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 了解です。

続きまして、最後の質問です。市ノ坪公園自由広場の予約、受付、支払いについては、総合運動公園窓口にて指定管理者に依頼するというところでよろしいのでしょうか。急に予約をとりたいときは、市ノ坪公園内にあります管理事務所にて当日予約をすることは可能なのか、確認します。

○スポーツ課長【杉山秀久】 市ノ坪公園自由広場の予約の受付につきまして

は、現行どおり、公共施設の予約システムから予約、または総合運動公園体育館の受付窓口で、受付はすることとしてございます。使用料の支払いにつきましては、市の体育館の受付窓口でお支払いいただきます。また、市ノ坪公園の管理事務所でも当日予約も可能としております。その際、使用料の支払いも対応することとしてございます。

以上です。

○委員【中山真由美議員】 それでは、1点質問いたします。

トレーニング室についてです。特に他市と同じ使用料に合わせて引き上げなくてもいいのではないのでしょうか。他市よりも使用料が安く、他市の方が多く利用している状況であれば、市内、市外の方の使用料を分けていく方法もあり、他の施設では、そのように市内、市外と分けていく提案も出していますが、なぜトレーニング室はしないのか、市のお考えを伺います。

○スポーツ課長【杉山秀久】 トレーニング室の件でございます。トレーニング室の使用料につきましては、基本方針の算定方法に基づき算定しましたところ、585円の算定結果でございました。算定結果と現行の使用料が乖離している場合につきまして、利用者の負担に極力配慮した金額とするとともに、近隣市の同種類似施設と比べて大きな額にならないよう、バランスを考えた中で、1時間当たり300円としたものでございます。市内及び市外の料金につきましても、本市に隣接しております市におきまして、市内外の料金設定をしておりますことから、設けないことといたしました。

以上でございます。

○委員【中山真由美議員】 基本的にそのほかの近隣市にもお考えを合わせていくということであれば、やっぱり全ての市の施策のお考えをそのように進めていくというふうなことをやっていただきたいと思うのは、市民の声だと思わすね。だから、やっぱりもっと市民に、これはお得だなと思っていただけるように、市内、市外の料金設定でお得感を出すというようなお考えはなかったのでしょうか。

○健康づくり担当部長【井上稔】 先ほどご答弁しましたように、基本方針の算定に基づきまして算定した結果が、現行料金とかけ離れている場合の例外規定ということで、その場合におきましては、近隣市の料金を参考にしておりますので、そういった中で設定したということでございます。

以上でございます。

○委員【宮脇俊彦議員】 では、3点聞かせていただきます。

トレーニングルームが1回200円、現在200円で、これは近隣の平塚市、厚木市などと合わせて上げるということですがけれども、年間3万人で、現在収入が600万円と伺っております。今回、利用が200円から300円に引き上げられるわけですがけれども、私も、利用している人に聞いたところ、厚木市や平塚市から来ている人たちは、もう伊勢原に来る必要はないと言うし、伊勢原の人

は、説明会でも意見が出ていましたが、週3回来ていたけれども、もう3回行ってられない、2回に減らす、そういう意見が説明会でも出ていました。にもかかわらず、この中でも2番目に多い利用収入の100円ですので、3万人で329万円とする根拠は何なのか、まず1点目、伺います。

次は、現金管理について。総合運動公園は指定管理になってはいますが、利用人数、それから、現金について、スポーツ課はどういうチェックをされているのか、教えてください。

それから、3つ目は、市民や利用者、それから運営者の値上げについて声を聞いているのかどうか、聞いていたら、どういうふうに言っているのかについて伺います。

以上3点、お願いします。

○スポーツ課長【杉山秀久】 使用料の収入額についてでございます。平成29年度のトレーニング室の利用者数が約3万3000人となっておりますので、使用料を200円から300円に改定することに伴いまして、収入が330万円増と見込んでおります。

2点目の利用人数のチェックでございますが、トレーニングルームの利用に際しましては、券売機でお金を支払っていただいております。その券売機で人数のカウントがされまして、指定管理者のほうで取りまとめをしているところで、その報告をスポーツ課でチェックしているところでございます。

○健康づくり担当部長【井上稔】 引き上げに関する市民の声を聞いているかについてでございます。何件か、わたしの提案で手元に届いているところでございます。しかしながら、多くの市民が日常的にスポーツに親しむ施設、体を動かす場所として、施設の整備という観点から、維持管理をしていかななくてはならない。持続可能なスポーツ施設を提供する必要を考えております。こうした中、公共施設の受益者負担に関する基本方針に基づき、現行の有料施設につきましても、この観点から受益者の適正化を図るため進めて、結果として値上げ、100円アップということになっております。そういうことから、利用者の負担に極力配慮した中での設定として300円を決めております。

以上でございます。

○委員【宮脇俊彦議員】 1つ目についてですけれども、余りにも安易な、200円から300円になって、そのまま人数がふえたから330万円、利用人数がふえて九百何十万円ということになるかと思うんですけれども、それは余りにも利用実態や利用者の意見を聞いてない。200円から300円になって、そのまま利用が全然変わらない。利用できなくなるよという声が出ているのに、考えられないんじゃないか。私もその管理する方、関係者に聞きましたけれども、本当に1.2倍から前後があり得る数字じゃないかと言っているのに、この過大な利用収入増の計上になっているんじゃないかと思いますが、それについてはどう思いますかということです。

それから、2番目についてですけれども、例えば3万人ですから、100人前後、平均すれば利用者になると思うんですよ。100人で、全部指定管理の方が銀行に持っていくとも言われていましたが、もし90人としたとしたら、それはどこでスポーツ課でチェックして、利用人数がおかしいというのは、どういうふうな点でわかるんですか。それはもう全然向こうが言う数字をそのまま丸飲みでやっているんですか。

そのことについて、2点伺います。

○健康づくり担当部長【井上稔】 まず、料金が過大になっているのではないかについて、お答えします。今回の有料化に向けまして、激変緩和措置を設けています。方針の中で現行の料金の最低1.5倍を限度とするということで規定をしておりますので、それに基づいた設定となっております。

あと、現金管理でございますが、総合運動公園については指定管理者でやっています、当該施設の現金収入については指定管理者の収入となるということで、市の収入ではございません。収入がふえれば、それだけ市が指定管理で委託している経費が削減されるということになります。

以上でございます。

○委員【宮脇俊彦議員】 激変緩和措置がなされているのと、収入増が329万円になるという、どういう計算でそうなるのかわからないので、教えていただけますか。

○健康づくり担当部長【井上稔】 収入見込みでございますけれども、基本方針の中で、前年の実績数値を用いた中で、それに新しい料金設定の額を掛けて得たものでございます。

以上でございます。

○委員【宮脇俊彦議員】 それを聞いているんですけれども、激変緩和措置が1.5倍とするのだったら、300万円じゃなくて150万円で、この収入増をみなすということなんじゃないですか。全然これだったら、100円ふえたから、3万人で300万円ふえたということなんじゃないですか。

○健康づくり担当部長【井上稔】 100円増に伴う使用者の減は、ほぼないだろうという推計のもとで積算したものでございます。

以上でございます。

○委員【宮脇俊彦議員】 計算したのはわかりましたけれども、それは見解が違ふのかもしれませんが、余りにも安易過ぎて、そういうふうにはならないんじゃないかということ指摘しておきたいと思えます。

それから、現金の管理についてですけれども、指定管理者が、例えば機械が、きょうはトレーニングルームは100人利用があったとしますよね。そうすると、300円だから3万円の利用になりますよね。それは、ずっとそのまま残って、そういうチェックができるかということを知っているんです。全部指定管理者がやっているから、そういうチェックは、例えばそれを90人と変更したら、それ

はどこかに異常が出ると思うんですけれども、そういうチェックは伊勢原市がしているのかなということ、スポーツ課がやっているかということを知っているんです。

○副市長【宍戸晴一】 有料公園施設につきましては、先ほど担当のほうからお答えをさせていただいたとおり、利用料金制という制度を入れている施設になっております。他の施設の使用料の場合については、市の歳入として受け入れてという形になりますけれども、利用料金制の場合については、これは民間の営業努力を促すといったような趣旨も含めまして、得られた料金については、その指定管理者の収入になってまいります。したがって、現金の取り扱いについても、指定管理者がみずからの収入として管理をしていく形になってまいりますので、使用料として市の直接の歳入にするお金とはちょっと扱いが違うということをご理解いただければと思います。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 市として、市民なり、あそこを利用する、市民がほとんどでしょうけれども、利用したときに、それがきちっと指定管理者が全部処理しているというのは、私も行ったときに伺いました。でも、それがきちっと本当にそういうふうになっているかということは、関与はしていないということではないんですか。

○副市長【宍戸晴一】 指定管理者との間では、数カ年にわたります基本協定という協定のほかに、各年度ごとに年度協定という協定を締結いたしまして、この年度についてはこういう業務をこういう形で進めていきますよと。それについて、例えば指定管理料としては、例えば今回の利用料金制のものの施設であれば、利用料金のほかに、市からその施設の管理を受託するための費用として、これぐらいのお金ということで、内訳も含めまして、協定に附属する書類ということで、まず、年度の切りかえ時点あたりで調整が行われることとなります。それで、年度の途中につきましても、指定管理者との意見交換等は当然行いますけれども、実際には1年間の活動を経まして、それぞれの年度ごとに指定管理者からの報告を受けまして、それぞれの所管課におきまして、その報告内容について精査して、評価をしていく、そういった取り決めになっております。日々の指定管理者側の現金のやりとりを、市のほうでつぶさにチェックする仕組みにはなっていないところをご理解いただければと思います。

以上です。

○スポーツ課施設管理係長【小泉哲郎】 指定管理者の実績に対する決算の報告について、ご説明させていただきます。年度においてまとめた決算とはなりますけれども、例えばトレーニングルームにおいて何人の利用があつて、幾らの収入があつた、各室場ごとに報告をいただくとともに、支出に基づいては、どこどこからこういうものを幾らで買ったというところまで、決算等で報告をいただいておりますので、そちらのほうでチェックをして、実績評価をしております。

以上です。

○委員【越水清議員】 それでは、質問させていただきます。

まず、総合運動公園のトレーニング室の使用料の中で、現在子ども100円となっていますよね、たしか。あの中で、ふだん、私、見に行って、子どもというのは小学生あたりを言うのかわかりませんが、余り見かけないような気がするんですが、条例改正案では、この辺についてはどのように考えられているのか聞きたいと思います。

○スポーツ課長【杉山秀久】 小人の利用の関係でございます。今回の条例改正におきましては、現行の施設の利用実態と整合を図るとともに、使用者の安全を確保するために、使用できる方を高校生以上としてございます。現行におきましても、運用の中で高校生以上としておりますことから、小人の利用実績はございません。

以上でございます。

○委員【越水清議員】 それで、これから使用料が100円上がるということなのですが、それについて、トレーニング器具のメンテナンスと、あるいは新器具への切りかえ状況についても聞きたいと思います。

○スポーツ課長【杉山秀久】 トレーニング室の器具関係でございます。器具の更新につきましては、平成28年度に7割の器具を更新いたしました。更新した器具といたしまして、ランニングマシンが3台、バイクが5台、その他ウエートトレーニングマシン等が15台となっており、合計で23台の更新をいたしました。

以上でございます。

○委員【越水清議員】 メンテナンスについては、どんなふうに行っているのでしょうか。

○スポーツ課長【杉山秀久】 失礼しました。メンテナンスにつきましては、日常点検や器具の消耗品交換などを、トレーニング室におります専属トレーナーが行っております。

以上でございます。

○委員【越水清議員】 トレーニング室の機器というのは新しいのが進化して、ほかの近隣市とすっかり機械の差が出てしまうようなことがあったりしますので、何だ、これじゃ、使用料高いじゃないかとかいうようなことにもなりかねませんので、そういった切りかえ等もぜひ、この平成28年度のように、機に応じてお願いしたいと思います。

その次に、自由広場の件ですけれども、これから使用料が出てくるんですが、岩盤が出ている箇所があり、非常に危険性があると思いますが、その状況は承知してのことなのでしょうか。また、運動公園が整備されたころは、もっとふかふかした、厚みのある土が転圧されていたんですよ。それが、長い期間の風雨とか、あるいは多目的利用等によりまして、上の方の表面の土がどんどん出てしまっ

飛んでしまって、下にある岩盤が、今、そこここに出ています。それで、特にスパイクを利用するようなスポーツ関係の皆さんには、走っていて、あの石の上に乗ったりしたら、私は大変危険だなと思っていますし、多くの方がそんなことを言っているらしいです。自由広場の土の入れかえ等、これは非常にお金もかかるかもしれませんが、そういった整備も、安全上必要だと思いますが、どのようにお考えか、お聞きします。

○スポーツ課長【杉山秀久】 自由広場の関係でございます。自由広場の一部の岩盤が露出していることにつきましては、こちらのほうでも承知してございます。ただし、今回の有料化の使用料におきまして、設備の更新の財源にはしておりませんことから、岩盤露出などの大規模改修につきましては、今後予定しております総合運動公園再生修復整備方針の中で、ダスト舗装による修復整備を考えてございます。利用者にご不便をおかけしておりますけれども、当分の間、注意喚起等を図ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○委員【越水清議員】 そうですね。ぜひその辺の改良をお願いしたいと思えます。

それから、自由広場がドクターヘリ等の着陸場所になっていると思うんですが、そういったことがありますと、あそこで大会等をやっていた場合には、経過も、それはそこで中止しなくちゃいけないということでございますが、そういったヘリ等の着陸場所になっていることは間違いはないですか。

○スポーツ課長【杉山秀久】 総合運動公園の自由広場につきましては、伊勢原市地域防災計画におきまして、広域応援活動拠点といたしまして、災害時にヘリポートとして使用する役割を持ってございます。また、これまでも山岳救助などの救急搬送といたしまして、川崎消防などのヘリコプターが離発着した経過もございます。

以上でございます。

○委員【越水清議員】 ありがとうございます。

次の質問ですが、とにかく総合運動公園は、特徴、非常に景色がいいとかありますが、何といたっても交通の便が悪いというのが特徴みたいなことを、市民から言われることもございますが、特に大田方面とか愛甲石田方面から訪れる皆さんにとりましては、バスを乗り継いで来たり、そういった利用は大変時間がかかるので、やはり車で来るのは多いと聞いております。そういった中で、駐車場は使用台数にも限りがあります。問題がないときはいいんですが、あそこのトレーニング室に来たら、大会か何か、別の競技がやっていて、結果的には駐車場に入れなかったとかいうようなことも聞いております。そんなふうなことで、実際にバスとか、公共交通機関を利用して、あそこを利用する人はどの程度いらっしゃるのか、わかれば聞いておきたいと思えます。

○スポーツ課長【杉山秀久】 公共交通機関の利用についてでございます。総



合運動公園の来場者全体の公共交通機関の利用率につきましては、現在把握してはおりませんが、平成29年度に実施いたしました総合運動公園を含みます4公園の施設でのアンケート調査では、公共交通機関を利用して訪れた人の割合につきましては、2.6%あったということでございます。

以上です。

○委員【越水清議員】 今のご答弁でも、公共交通機関での来園者は2.6%と聞きますと、相当少ない率となっていると思います。これからまた駐車場については考えていかなくちやいけないのではないかなと思っています。

最後に、自由広場には日没後の一定時間ですけれども、健康志向で、ジョギングあるいはウォーキング等で訪れる方がかなりいますけれども、やはり日没になると使いにくいという感じですので、あの辺に、野球場のような、あぁいった照明じゃなくていいと思うんですが、低い照度でもいいと思いますけれども、夜間照明を設置していくような、そういったお考えはないのか、お尋ねいたします。

○スポーツ課施設管理係長【小泉哲郎】 総合運動公園に整備されておりますジョギング、ウォーキングコースの照明について回答させていただきます。現在進めております総合運動公園再生修復整備方針の中で、ジョギング、ウォーキングコースの一部についてはございますが、夜間でも対応できる照明を設置する形で計画を進めてございます。

以上です。

○委員【越水清議員】 これは、これからの整備計画で、そういった計画を進めているということですので、現在はそういったものが設置されておられませんので、他市へ行けば、いつも夕方に行くと、会社終わりの人、片やご婦人等が夕方、そういった照明のもとでウォーキングしたり、ジョギングしたりという光景が見られるのですが、伊勢原の自由広場の場合には全くそれができないということで、ぜひその辺はお考えいただきたいと思います。

以上です。

○委員【土山由美子議員】 1点確認をお願いいたします。

第12条第2項に、使用期間が翌年度以降にわたる場合においては、納期を指定して徴収することができる、この都市公園条例だけに記載がありますけれども、その理由について説明をお願いいたします。

○スポーツ課長【杉山秀久】 第12条第2項の関係でございます。第12条第2項に規定しております内容につきましては、現行条例に規定されていたものを継続して規定しております。想定としましては、都市公園内に電柱等を設置した場合で、長期にわたりまして使用許可をしたときを想定してございます。今回の有料化に伴う使用料の対象施設とは別の規定となっております。

以上でございます。

○委員【相馬欣行議員】 私のほうからも2点確認をさせていただきます。

まず1点が、伊勢原市総合運動公園の自由広場について、先ほども話がありま

した。予約すると料金がかかり、個人的利用だとお金がかからないの管理方法、行政として公平性が保たれていると考えているのか、それについて確認します。

もう1つが、運動公園の体育館、利用時間、今、午前9時からになっていますけれども、隣接する野球場等が午前8時から利用できることを考えると、この辺の時間のずれについて気になるところですが、見解をお願いいたします。

○スポーツ課長【杉山秀久】 2点のご質問をいただきました。

まず、公平性の関係でございます。受益者負担の原則から、広場の専用という特定の行政サービスを受ける市民が応分の負担をすることによりまして、公平性を確保するという考えに基づきまして、総合運動公園自由広場を登録団体が専用使用の申請をし、許可を得て使用する場合は、使用料をお支払いいただくことといたしました。また、個人利用につきましては、公園施設内にありますことから、専用利用がない場合に、公園という誰もが自由に入出入りして過ごせる広場といたしまして、これまでどおり無料をご利用いただけることといたしました。専用と個人利用の区分を設けることによりまして、公平性が保たれていると考えてございます。

続きまして、利用時間の関係でございます。体育館は有料公園の施設全体の総合窓口の機能を持っておりますことから、体育館の使用時間を早めることにつきましては、管理する指定管理者の勤務時間に影響を与えます。指定管理料の増額にもつながることとなります。野球場につきましては、警備員が開場すればご使用いただけますので、勤務時間に大きく影響することはございません。こうしたことから、使用開始時間につきましては、現状どおりで変更しないことといたしました。

以上でございます。

○委員【相馬欣行議員】 先ほどの答弁の中で、自由広場について、子どもが、例えば6、7人であれば無料ですと。10人以上であれば、団体登録を促すような話がありました。例えば子どもが鬼ごっこしていました。本当にその子どもたちを団体登録をなさいという指導をするのかどうか。それから、先ほどもありました。朝ジョギングをしていらっしゃる方が、通路のほうだけじゃなくて、グラウンドも走っている方がいらっしゃいますし、犬の散歩で来ている方もいらっしゃいます。仮にその人たちが10人以上で走っていたとしたら、それもやはりそういうような指導をするのでしょうか。その辺の基準の考え方について、再度確認させてください。

○健康づくり担当部長【井上稔】 先ほどご答弁した特定のスポーツということで、そのスポーツの内容が安全性を確保できるか。例えば野球とかサッカーですと、ボールが当たってけがをするおそれがあること、バットを振って、それが人に当たる可能性がありますので、そういう競技種目の内容。鬼ごっことかについては、ぶつかる可能性もあるんですけれども、余りけがは大きくなないと考えていますので、特に規制というか、注意喚起は余りしていかないと考えており

ます。

以上でございます。

○委員【相馬欣行議員】 了解しました。

最近通常の都市公園の中で、キャッチボールとかバットを振るとか、それから、サッカー等も、実はやっちゃいけないという公園が多くあるというのはご存じだと思います。子どもたちからすると、自分たちはどこへ行って、自由に遊べるのだらうというところも一つあるのだと思います。もちろん安全というところも、それは管理はしなきゃいけないというのはわからないわけじゃないんですけども、その辺も含めてで、自由な場合、あいている場合については、そういうところも考えながら、しっかりと基準の中に織り込んでいただかないと、子どもたちの自由な場所を、逆になくしてしまう、そんなところもあるかと思しますので、ぜひその辺も考慮していただければと思います。

以上です。

○委員長【安藤玄一議員】 ほかに。（「進行」の声あり）

進めます。「議案第60号、伊勢原市コミュニティ防災センターに関する条例の一部を改正する条例について」、質疑のある方は挙手をお願いします。

○委員【越水清議員】 それでは、質問させていただきます。

まず、大田公民館、大田ふれあいセンターの統合によりまして、施設補完のための追加対応ですが、防災センター内の講習室はどのような内容が使用できるのか。

2点目は、現在の伊勢原コミュニティ防災センターに関する条例施行規則では、開館時間は午前9時から午後9時となっておりますが、使用時間も同様という理解でよいのか。

この2点お願いいたします。

○社会教育課長【小谷裕二】 防災センター講習室の利用につきましては、基本的に、これまで大田公民館の2階の講義室を中心に利用していた団体、すなわちある程度の広さを必要とする体操やダンス、卓球等の利用を想定しております。先般の利用を想定している団体の説明会ですとか、現地の見学会におきましては、実際にフラダンス、卓球等の団体が参加されました。

以上でございます。

○消防本部参事【和田健一郎】 それでは、2点目の開館時間につきまして、お答えさせていただきます。今回の条例の一部改正によりまして、開館時間につきましては変更の予定はございません。したがって、使用時間につきましても、午前9時から午後5時までとする予定でございます。

以上でございます。

○委員【越水清議員】 現在の防災センター利用申込書を見てみますと、利用場所として、講習室と展示室が表記されていると思いますが、有料化は講習室だけということですが、展示室の扱いはどのようになるのでしょうか。

○消防本部参事【和田健一郎】　まず、お答えの前に、先ほどのお答えさせていただきました内容で、午前9時から午後5時までと申しましたが、正しくは午前9時から午後9時まででございますので、訂正させていただきます。

それから、展示室の扱いについてでございますが、今回の有料化につきましては講習室のみでございます。展示室につきましては、有料化の対象でございません。取り扱いにつきましては、これまでと同様と考えてございますが、公民館として利用される皆様に展示室を貸し出すことは考えてございません。

以上でございます。

○委員【越水清議員】　了解いたしました。

今ご答弁で、利用申込書は今後新しくなるのか、あるいは展示室も表記はそのまま残るんですか。

○消防本部参事【和田健一郎】　展示室の内容につきましては、正直申し上げますと、内容的に、以前は防災用品を展示しておりましたが、防災用品につきましては使用期限があるもの多くて、なかなか更新が追いついていない状況でございます。展示室としては残っておりますけれども、実態として、皆様にご披露できるような展示室とはなっていないのが実情でございます。

以上でございます。

○委員【越水清議員】　最後に1点、これは議案審議でも質問があったかと思えます。このことで、講習室の使用に関しまして、火災や救急出動時等の消防活動に影響はないのか、改めて確認させていただきます。

○消防本部参事【和田健一郎】　今回の講習室の使用の拡大に伴いましては、消防といたしましては、これまでの消防活動に支障を来さないことを基本的な立場としております。したがって、使用が拡大いたしましても、消防の本来業務はこれまでどおり確保いたしますので、火災等の災害対応に万全を期してまいります。

以上でございます。（「了解」の声あり）

○委員【宮脇俊彦議員】　3点ほど伺います。

1つは、今、風水害も非常に多くて、防災の役割が強調されているときに、市内の消防署で唯一の防災講習室として存在する消防署の南分署を、公民館の補完施設として位置づけるのは無理があるのではないか。この前の話だと、年間70日以上、防災関連事業で活用されており、今後さらなる強化が求められていると思いますが、これは本当にそれでいいのでしょうか。

2点目は、市民が活動中、事故があった場合、今は公民館とコミュニティセンターって、30mぐらいで、視野でそこが見える関係にありますけれども、今度は大田小学校が真ん中に入って、施設はお互い見えません。300m離れた公民館職員で対応できるのかということです。土日は特に1人と、夕方6時以降は1人になります。

3つ目、火災が発生したときは、消防署員は全部出かけて、消防署自体は無人

になります。職員が不在時、消防署で市民が活動する。いろんな歌や音楽や卓球をやりませけれども、これは問題がないのかどうか、以上3点伺います。

○社会教育課長【小谷裕二】 昨今の異常気象等による災害等で、市民の防災意識が高まり、防災センターでの講習等がふえることも見込まれますが、そうした利用を優先しつつも、現在の防災センターの稼働状況から見て、公民館利用が全く入れなくなってしまうほどふえることは考えにくいと思っております。ご意見として承り、実施後の推移を注視してまいりたいと考えております。

それから、2つ目、南分署と公民館の管理について、300m離れているということでございますけれども、ご指摘のとおり、公民館と防災センターまでは、小学校を挟む形で相当な距離が実際ございます。このような状況を把握していただくために、この5月には2回にわたり、防災センターの利用が想定される団体に対して施設の見学会を実施し、事前の部屋の確認、また、離れている状況等を確認していただいたところでございます。防災センターの利用に当たっては、緊急時、非常時の対応について取り決めを作成しまして、利用者に周知を図るとともに、公民館と南分署で連携した危機管理を行ってまいりたいと考えております。

あともう1点、不在時の対応でございます。基本的に防災センター利用につきましては、2階の講習室を利用させていただくことで、1階の状況とは何ら接点はございません。何らかの事態が起きた場合につきましては、公民館から、距離は実際にあるのですけれども、状況によっては駆けつける、あるいは、駆けつける以外にも、何らかの対応ができないか、非常時の対応について、地区のほかの公民館に電話をするですとか、消防のほかの施設に電話するとか、利用者に周知を図るとして、公民館と消防のほうで危機管理の対応を検討してまいります。

以上でございます。

○委員【宮脇俊彦議員】 土曜日と日曜日は、市の指定管理の人がいて、日中もずっと1人でやります。午後5時以降も10時まで1人になりますけれども、大田公民館には、ご存じのように現金があります。これは、何かあったときに、例えば消防署の分室に出かけなくちゃならないときは、日曜の昼間はどうされるんですか。

○社会教育課長【小谷裕二】 確かに、今、宮脇委員が言われるように、そういった事態も想定されます。基本的には、館内、室内においても、土日1人等の管理状況においては、事務室、券売機等の近くを離れて、ほかの部屋に行ったりすることもございます。ただ、今回の場合は、施設を離れて遠くの防災センターのほうまで出かけてしまうというケースも想定されることから、今言われた券売機等の管理等につきましては、既に券売機を置いている施設等も参考にして、どのような場合にどの程度距離が離れるのか、どういった対応ができるのかを、消防を含めて対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員【宮脇俊彦議員】 先ほど言いましたように、ほかの施設は、人が常時

事務所にいるという状況で、複数いる中で現金管理機はあるんですよ。今回はそういうのがない施設で、常時人がいるようなところじゃないところに、もともと現金管理を想定してないところに現金を置いて、外に行くんですけども、それはそういうことでいいと考えられているのか。これは、教育長に伺いたいと思いますが。

○教育長【鍛代英雄】 お答えします。先ほどほかの議案のご質疑の中でも、同種のご質問がありました。ただいまも職員が答えましたように、基本的には事故等が発生しないように最善を尽くすということで対応したいと思います。また、その後、状況に変化がもしあれば、それに合わせて適切な対応を模索していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員【宮脇俊彦議員】 先ほどもちょっとありましたけれども、副市長は、何とかそれは考えなくちゃいけないと言いましたけれども、事故があってからでは遅いので、危機管理はもうちょっとしっかりやる必要があるんじゃないかと思えますけど、もう一回、いかがでしょうか。

○教育長【鍛代英雄】 申しあげましたように、基本的に簡単に移動ができないようにとか、そういうように設置をいたしますので、基本的には大丈夫だと思っております。

以上でございます。

○委員長【安藤玄一議員】 ほかに。（「なし」の声あり）

続きまして、「議案第61号、伊勢原市公民館条例の一部を改正する条例について」、質疑のある方は挙手をお願いします。

○委員【宮脇俊彦議員】 では、3点ほど伺います。

公民館は、もともと社会教育施設として、有料化はなじまない。市民が成人してから学んだり、議論したり、交流したり、スポーツをやるということ、これは市が保障するのが行政の責務だと思いますが、どう考えますか。これは、1点目。

2点目は、市が後期基本計画で掲げた市民と行政がともに力を合わせて歩むまちづくりと述べる中で、公民館の有料化は、それとは整合性がないのではないかと思います。それについてどう考えられるか。

それから、中央公民館の展示ホールは、連続2日以上、丸一日利用すると、2日目以降は半額となると、今回最終案で変更になっております。その影響額はどれぐらいで、それに対して、今、4日、5日と利用されている方がいますが、そういう人たちはどういうふうに対応しているか、声は聞かれたのかどうか、伺います。

以上3点。

○社会教育課長【小谷裕二】 まず1点目、公民館としての機能の、その役割と後退にならないかということかと思えますけれども、有料化、統合事業による

市民の負担が全くないとは言えないことは確かでございますけれども、基本方針に基づき、社会教育機能が後退するほど過度な市民負担にならないよう、近隣自治体との料金バランス等も考慮して料金設定がなされました。また、これらにより、公民館、公共施設を将来にわたり市民活動の重要な拠点として維持していくために必要な取り組みとして進めているところでございます。

2点目として、後期基本計画との整合性というご指摘でございます。総合計画の後期基本計画における社会教育、公民館については、特に暮らし力の項目で、市民が生涯にわたって学習できる機会を充実させ、さまざまな世代の交流や地域の活性化を促すとしております。有料化することで、また、施設を統合することで、このような目的と整合しないのではというご指摘かと思えます。有料化も統合事業も、公共施設等総合管理計画に掲げる多角的な取り組みの一環として進めていることは、既に申し上げているとおりでございます。有料化は、受益者負担の適正化、大田公民館統合は通常維持管理費や大規模改修の経費、将来の建て替え経費等の削減を図ることができると考えており、これらにより公民館、公共施設を将来にわたり市民活動の重要な拠点として維持していくために必要な取り組みとしてご理解いただきたいと考えております。

○企画部参事【桐生尚直】 3点目の中央公民館展示ホールの長期使用の料金設定に伴う収入増減見込額の影響につきまして、ご回答させていただきます。平成29年度の利用実績をもとに試算しましたところ、長期使用料金の対象となる利用日数は58日間となっております。そうした中で、収入増減見込額の影響でございますが、素案の時点と比べまして、26万3900円の減になると試算してございます。

以上です。

○社会教育課長【小谷裕二】 こういった公民館で有料化することについて、利用者の声を聞いているのかということだったかと思えます。具体的なアンケートとしては、今、手元に資料がないのですが、数年前に利用者に対して、公民館の有料化に対するアンケートをしたことがございます。たしか平成26年度ぐらいだったと思うんですけども、その際の利用者からの回答では、おおむね有料化に対しては反対ではないと。金額によるという回答がほとんどでございました。それが、極端に言えば、1000円、2000円だったら、とんでもないけれども、数百円の範囲だったら、特に問題ではないのではないかとといった意見がございました。ただし、それにつきましては、数年前のアンケートでございますので、現在こういった基本方針が出てから直接、お聞きはしておりませんが、窓口等で、特に展示ホール等の利用に際して、これからなかなか長い利用については厳しくなっちゃうなというご意見を聞いてはおります。

以上でございます。

○教育部長【谷亀博久】 それでは、今、課長が申しあげましたアンケートの件なんですけれども、これは平成26年度、当時、公民館の有料化について、社

会教育委員会が自主的に意見を出したときに行ったアンケートでございます。賛成が26%、条件つき賛成が31%という中で、この条件つきの賛成の中の4分の3程度が、金額によるというようなことございました。今回は、そういったことで、先ほどから公共施設マネジメント課から申し上げておおり、金額に配慮したということで、有料化を今、実施しているところでございます。

それから、意見を聞いていないと、今、申し上げましたけれども、説明会を公共施設マネジメント課と一緒に、去年の秋、また、ことしの春と2回やっています。その中で、やっぱり展示ホールについては高額だという意見が出されましたし、委員の皆様からも意見をいただいた中で、2日目以降半額ということで、今、提案させていただいているところでございます。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 公民館の役割は、先ほど言ったとおり、認められましたが、説明会でも意見が出たとおり、1時間700円というのは大変重い負担だということで、1日使うと9100円ということで、これは再三どの会場からも意見が出て、それを取り入れた形で、半額にはなりましたけれども、それでも、私もこれが出てから、あそこに行ったときは必ず聞いているんですけども、やっぱり5日とか4日使っても、もう1日、2日というふうにはしか使えない。1日目が9100円となっていますが、その辺はぜひ、そういうふうにとめていただきたいと思えます。

じゃ、次に移ります。2017年の大田公民館と大田ふれあいセンターは両方で4万5000人ですが、2020年の新しい大田公民館の利用者はどれぐらい見込んでいますか。現在が4万5000人ですが。

それから、案で示したものと今回の提案は、こうやって減免もされて、変更が出ておりますが、当初は、これについても市民の声を聞く場を設けると言いましたが、その後曖昧になっていますが、聞くつもりがあるのかどうか。

以上2点伺います。

○教育部長【谷亀博久】 2020年の見込み、具体的にはつかんではおりませんが、先ほど申し上げましたとおり、若干のグループにおいては、机上のシミュレーションですけれども、使えないような状況が発生することが言えますけれども、ほぼ90%以上については使えるという見込みでおります。具体的な数字は、出しておりませんが。

あとは、今、議会でお諮りしている条例が、ここで認められた場合には、すぐに各公民館において説明会を開きたいと思っています。

以上です。

○委員【宮脇俊彦議員】 やっぱり市民が、変更も出ていますので、しっかり聞く必要があることを指摘して、次の質問をします。

現金管理が生じますけれども、これは責任者は誰で、公民館は誰が日々使う金額の確定をされるのか。管理者は誰か。それから、社会教育課については、それ



ぞれの公民館でやったのについては、どういう管理をされるのか。3点伺います。

○社会教育課長【小谷裕二】 現金管理はというご質問かと思えます。地区館、中央館におきましては、それぞれの毎日の現金収入の金額はかなり違っております。極端に言えば、大山は非常に少ない傾向、中央館については、1日でもかなり多いといった状況がございます。それぞれの現金の確認につきましては、毎日ということではないんですけれども、月に2回、あるいは中央館であれば週に1回程度、現金を取り出して、すぐに銀行に納めるような対応をいたします。現金については、事務室内で預かり置くような対応はしない考えでございます。その対応につきましては、基本的には地区館の職員、中央館においては中央館の職員が銀行に納めるといった手続をいたします。

○委員【宮脇俊彦議員】 各館が確認して現金管理をすると、今、答えられたと思うんですが、3番目は、社会教育課としては、そのことについてどういう、チェックなり管理はするんですかという質問です。

○社会教育課長【小谷裕二】 課全体といたしましては、地区館の全館の入金状況、収入状況をつぶさに確認いたしまして、月2回とか、中央館を入れれば毎週とかという形で、社会教育課、私のほうで責任を持って、そういった入金状況を確認したいと思っております。

以上です。

○委員【中山真由美議員】 1点質問させていただきます。中央公民館の会議室Aについて、この特別委員会の意見を受けて検討していると、4日の議案審議でもご答弁がありました。現在の机や椅子を他の場所へ移動して活用し、今後は可動式の机や椅子を設置することですが、具体的な日程と現在の机や椅子を他のどの場所へ移動して、どのように活用するお考えか、伺います。

○社会教育課長【小谷裕二】 中央公民館会議室Aの机等の状況でございます。来年度、できるだけ速やかに、会議室Aの机、特に中央に置いてある円卓部分を中心に、ほかの部署に移動したいと考えています。今の考えといたしましては、図書館2階のAVコーナーをこの機会に改修を考えておりまして、そちらのほうでの再活用を検討しております。時期としましては、最初に申し上げたとおり、来年度できるだけ速やかに対応したいと考えております。ただし、これにつきましては、受け入れる側の図書館の2階の整理状況によりますので、それが整い次第、中央公民館のこういった机を移動したいと考えております。

以上です。

○委員【相馬欣行議員】 1点だけ確認させていただければと思えます。前回の本会議の中でも少し論議されていた中身になりますけれども、大田ふれあいセンターとの機能統合について、先日の青少年センター条例廃止の質疑を含め、機能統合や移転についての市の考え方についてお伺いいたします。現在の行政機能を市庁舎に移転すれば済むかもしれませんが、長年にわたって利用してきた市民の感情に鑑み、使いなれた、安心できる居場所がなくなることへの不安払拭に向

けた配慮が感じられません。ロビーの一角で仲間とのたわいもない会話、通路に飾られた作品、市民は場所への愛着や安らぎ、落ち着く場所、居場所を感じています。楽器を使える場所は、他にもある。前回答弁しておりますが、料金が安い、利用率は、なぜ対応措置を考えていなかったのでしょうか。大田公民館も、開館以降、約40年以上経過する中で、利用する地域住民にとって、安心できる憩いの場として利用されてきたものと考えますし、多様で多くのことが、公民館の部屋またはロビーや通路で育まれてきたものと考えます。そのような、利用者の思いが詰まった公民館であることをしっかり受けとめ、理解し、対応することが大切と考えます。これについての考え方を再度確認いたします。

○社会教育課長【小谷裕二】 今のご指摘のとおり、後半部分、40年間の利用者の思いが詰まった公民館の廃止に対する見解はということにお答えいたします。これまでも申し上げているとおり、現在の大田公民館は、市内で2番目に古い公民館として、昭和55年に建築され、約40年の長きにわたって、大田地区の皆様を中心に、社会教育事業、生涯学習活動、地域コミュニティ推進、それぞれの拠点として利用されてきております。このような利用の目的は、ずっと変わることなく、近年は1万8000人前後の多様な年代の利用者が、自分たちのサークル活動や公民館講座、地域活動などにより来館、利用されております。ここで、現在の大田公民館施設を廃止し、現在の大田ふれあいセンターを新たな大田公民館として利用していただくこととなります。施設は変わりますけれども、大田公民館として継続していくこととなります。今後、これまでの機能と40年間の活動の積み重ねを踏まえつつ、多様化する学習要望に応える社会教育施設として、さらに地域のコミュニティー機能についても改めて充実、強化していく拠点施設として、大田公民館の役割を今後も果たしてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員【相馬欣行議員】 公民館自体、地域の発展のための中心拠点であります。もちろん行政としては、地域自治がしっかりとその拠点を中心として成り立たなければ、伊勢原市は発展もしないし、存続もやっぱり厳しいと思います。そういった面では、しっかりと市民に寄り添いながら、このモットーもしっかりと完成させる。そのことが大切だと思いますので、引き続きその思いで実施していただければと思います。

以上。

○委員【橋田夏枝議員】 私からも、議案第61号について質問いたします。

まず、第9条のほうで、公民館の使用時間が午前9時から午後10時までとありますが、実際は9時半で閉館と認識しております。そうしますと、午後9時から午後9時半の予約の枠がありますが、30分を使用しても、1時間分の料金を支払う計算でよろしいのでしょうか。

○社会教育課長【小谷裕二】 現在、ホームページ等には、使用を午後9時30分までとしております。確実に午後10時までには退館していただくために、

余裕を持った鍵の返却等をお願いしているところがございます。有料化後は、この使用は午後9時30分までですといった案内は削除しまして、通常の1時間単位と同じように、あくまで午後10時まで使用可能、ただし、その中に団体の準備や片づけ、鍵の返却等も含んで、午後10時までの利用をしてくださというここと呼びかけてまいろうと考えております。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 という答弁ですと、実際、予約した方が使えるのは30分、残りは予備の時間という解釈でよろしいのでしょうか。

○社会教育課長【小谷裕二】 あくまでも使用料と合わせて1時間単位での支払いになりますので、午後10時までの使用ができることになります。

○委員【橋田夏枝議員】 若干割高感があるのではないかと思いますけれども、今後有料化した後、やはりデータ等を見ていく必要はあると思います。普通で考えれば、午後9時から午後9時半の利用は減るのではないかという計算になると思うんですけれども。

続きまして、第8条に「施設等を損傷し」とありますが、私の経験からいっても、想定されるのが、例えば公民館の障子に穴をあけてしまう、調理室の食器等を破損することが考えられます。特に幼児、小さいお子さんとともに利用している場合ですと、そういったケースも十分考えられますが、利用者がどこまで責任をとるのでしょうか。

○社会教育課長【小谷裕二】 今、挙げられましたような、障子に穴をあけたりとか、食器を壊してしまうなど、これまでもたびたびございましたが、ここまでは公民館で対応します、これ以上は利用者に弁償してもらおうといった明確な線引きはないのが現状でございます。現実的な対応として、軽微な破損は、当事者に対して嚴重注意の上で、公民館で対応、その他については、ケース・バイ・ケースで考えていきたいと思っております。

○委員【橋田夏枝議員】 今の答弁ですと、現場対応ということでした。

続きまして、第10条ですが、「委員会が特別の理由があると認めるとき」とありますが、こちらでいう委員会というのは教育委員会だと思うんですが、どういった場合に特別の理由と認めるのか、事例を挙げて説明してください。

○社会教育課長【小谷裕二】 現在の具体的な事例といたしまして、中央公民館では美術工芸室に陶芸窯が設置されておりまして、使用される団体については、1時間当たり100円のお支払いをいただいているところがございます。陶芸作品は、作品の状況や完成度合いを調整することがあり、焼き上がり時間をあらかじめ想定できないため、実際の焼成時間をもとに、使用料を後払いという形でお支払いいただいているところがございます。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 前納が基本ですが、後払いというケースも、そういった場合あるということでした。

続きまして、公民館は非常に多岐にわたって利用者が多いです。有料化に向けまして、どのように利用者である市民に周知していくお考えなのでしょうか。

○社会教育課長【小谷裕二】 先ほど別のご質問に対しての答弁と重なってしまうかもしれないんですけども、議会でお認めいただいた後、できるだけ速やかに全公民館で、有料化に係る説明会を改めて開催したいと考えております。もちろんそれ以外にも、公民館は利用者以外の方もいらっしゃると思いますので、周知できるようなチラシ、ポスター等の掲示、あるいはホームページ等も駆使しまして、利用者だけではない周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○委員【橋田夏枝議員】 了解しました。

続きまして、中央公民館を初めとした6地区公民館は、夜間と休日は、現在シルバー人材センターを活用していると思います。シルバー人材というのは時給制でありまして、時間給ですが、こちらのほうも、毎日のことだと、人件費もかなりかさんでくると思いますが、シルバー人材に対して年間どのぐらいの人件費が、公民館でかかっているのか、数字を出してください。

○社会教育課長【小谷裕二】 市立公民館における休日、夜間の施設管理につきましては、シルバー人材センターと委託契約を締結しております。それぞれシルバー人材センターから派遣されている方の勤務実績、勤務時間に応じて委託料を支払うこととなっております。平成29年度の実績といたしましては、市内全公民館、7公民館におきまして、年間約2000万円を委託料として支出しております。

以上でございます。（「了解」の声あり）

○委員【越水清議員】 先ほど他委員からもお話がございましたように、大田ふれあいセンター、あるいは大田公民館の機能統合によりまして、使いなれた利用者にとりましては大変重いことであると、私もそのように思っております。統廃合によるデメリットの面が必ずやあると思いますが、そういったデメリットの面の解消に最善の努力を望みたいと思いますが、見解を私からも伺いたしたいと思います。

○教育部長【谷亀博久】 今回の統合に当たりましては、やはり利用者の方に若干ご迷惑をおかけすることになりますので、先ほどから申し上げますとおり、影響ができるだけないように、例えば消防署南分署2階、コミュニティ防災センターの開放ですとか、大田ふれあいセンターの部屋を少し区切ったり、新しいコーナーをつくったり、そのようなことで、ご負担のないようにしたいと思っております。

やはり大田公民館については、それぞれ子ども時代の思い出とか、大人になってからの思い出とか、さまざまあると思いますが、そういったことを踏まえて、できる限り、今、申し上げましたとおり、統合の影響が少なくなるように進めてまいりました。説明会や見学会、こういったことを重ねながら、地域のご

理解を深めてまいりました。平成28年から、大田地区の自治会長への説明から入りまして、その後、大田公民館の活動推進協議会、これは自治会長や各地区の活動団体の代表の会でございます。そういったところでの意見交換を始めまして、平成29年10月には活動推進協議会、大田地区の自治会長、それから、11月には利用者、市民への説明を行いました。それで、平成30年3月には、2回にわたり、利用者、また市民への説明を行い、5月にはコミュニティ防災センターの見学会や説明を行ったりして、皆様の理解に努めてまいりました。そういったことで取り組んでまいりました。

以上です。

○委員【越水清議員】 現在の大田公民館が駐車場にと聞いておりますけれども、現在の駐車場と、新たに駐車場は、敷地面積915㎡ですか、あれが全て駐車場になるかわかりませんが、どの程度の駐車規模になるのか、伺いたいと思います。

○社会教育課長【小谷裕二】 現在の大田公民館の駐車スペースは12台ほどになっております。あの915㎡の敷地全てを駐車場とした場合、35台程度の駐車が可能と見込んでおります。現在12台ほどなので、20台以上の駐車スペースが増設できるものと考えております。

以上です。

○委員【越水清議員】 今の時代は本当に駐車場が大変重要な一面があると思いますので、質問させていただきました。

それと、総合運動公園に関係あるんですが、あそこにトレーニング室の利用する方がたくさんいらっしゃいますが、ああいった本格的なトレーニング機器でなくて、健康器具ですか、ああいった器具を、トレーニング室まで行けない、あるいは、あれまでの器具はいいんだよということで、ある市では、それぞれの公民館に高齢者の皆さんがちょこっと行って、健康器具でもって健康増進を図るという市もございますが、そういった健康器具の設置等については、どのようにお考えか聞きたいと思います。

○社会教育課長【小谷裕二】 今、議員お話しのとおり、現在ほかの自治体では、公民館という名称であっても、さまざまな機能を複合的に取り入れ、利用者の拡大を図っている施設も見られます。本市の7公民館ですけれども、今、おっしゃられたような健康器具等を常設するスペースの確保は困難と考えております。誰もが気軽に利用できるようにするには、部屋ではなく、ロビーなどのフリースペースに設置できればいいと思われませんが、一番広い中央館でさえも、チラシ等配架スペースで埋められている状態でございます。利用者の動線や安全性などを考慮しますと、現状そういったものを置くスペースとしては厳しいと考えております。

以上です。

○委員長【安藤玄一議員】 ほかにありますか。（「なし」の声あり）

以上をもちまして、議案第54号から議案第61号までの議案8件に関する質疑等が終了いたしました。採決の前に、委員からご意見をお伺いいたします。

では、挙手をお願いいたします。

○委員【中山真由美議員】 それでは、意見を述べさせていただきます。

公共施設受益者負担特別委員会では、公共施設受益者負担に伴う条例の改正について、さまざま議論をしております。その上で、公共施設の有料化見直しに対して意見を述べさせていただきます。

公共施設の使用料有料化や減免基準を設けて、公共施設を持続可能な運営状況に維持管理をめざしているのは、本市だけではなく、全国の自治体の多くが取り組んでいます。しかし、公共施設の有料化に対して、市民に不安を感じさせることがないように、行政は早期にガイドラインを市民へ公開するよう求めます。そして、行政は公共施設を持続可能な運営状況に維持管理をしていく責任もあると考えます。

このようなことから、市民の公平性や少子高齢化などによる将来的にかかる負担を軽減すること等を考慮して、伊勢原市が市民の皆様から住み続けたいと思っただけのように、公共施設の有料化や減免基準に対し、引き続き市民へ丁寧な説明を継続することや、適正な公共施設の有料化や減免基準の見直しに取り組まれること、そして、運営に問題が生じた場合は、速やかに関係条例について見直し等の対応を行うことを要望いたします。

以上の理由により、公共施設受益者負担に伴う条例の改正については、要望を申し添えた上で賛成いたします。

○委員【土山由美子議員】 伊勢原市は、公共施設として小中学校、市役所庁舎、消防署、公民館、コミュニティセンター、市民文化会館、図書館・子ども科学館等を初め、合計116もの施設を有しています。その多くが建設から30年以上経過しているとのことで、今後大規模改修や更新のために多額の費用の必要が見込まれます。現在のところ、伊勢原市の人口は微増傾向が続いており、市税も増加していますが、それ以上に子育て支援、医療、介護、障がい児者にかかわる社会保障費の伸びや生産年齢人口の減少などの要因により、厳しい財政状況が今後訪れることが予測されています。

こうした状況のもと、将来の公共施設のあり方を考える上で、平成28年、公共施設等総合管理計画が提示され、公共施設の機能集約や統廃合、維持管理、運営コストの削減が議論されるとともに、受益者負担の考え方による公共施設有料化の提案が示されてきました。市民が健康増進、趣味や学び、交流のために、公共施設を利用する場合には、電気や水を使用することで経費負担が生じていますし、その施設全体としての維持管理費も発生しています。公共施設を利用する人は、その維持管理に係る費用の一部を使用料として負担することが求められ、それはおよそ維持管理費の半額相当を目安とした算定結果によるとのことです。1時間当たり100㎡未満の部屋は100円、100㎡以上の部屋は200円の料

金設定を基本とし、多くの団体やグループでの使用であれば、それほど負担とならないと思われる料金設定をされました。また、中央公民館展示ホールについては、2日以上連続して全日使用する場合において、2日目以降は1日の使用料が半額相当となり、当初の提案が変更されました。個人利用施設である総合運動公園体育館のトレーニング室の利用料金は、現行1回当たり200円の使用料金が300円に改正されました。また、一定の条件によっては、使用料が全額あるいは5割の減免規定が設けられています。

一方、使用料徴収については、10施設に券売機を設置する計画とのことで、その費用も見込まれ、当初有料化によって見込まれる、およそ1700万円は、はかりかねるところです。しかし、これからも長期にわたり公共施設の維持を考えていく上で、他自治体の実践例からも、今回の有料化案は受け入れざるを得ない提案であると考えます。しかし、今後も市民に対しては説明を尽くすこと、使用料の適正なあり方に関しては、さまざまな視点から検討し、運営面等で見直しが必要な状況が生じた場合には迅速に柔軟に対応することなどを求め、公共施設受益者負担特別委員会の付託内容である条例案に対しては賛成といたします。

○委員【宮脇俊彦議員】 公民館を初めとする公共施設は、戦後、市民の暮らしを守り、そして市民活動を支える大きな役割を果たしてきました。それは、この伊勢原市にとっても、年間、公民館で25万人、コミュニティセンターで7万人、運動施設で20万人を超える人たちが、これを利用している。そのことに示されている。そのことを、伊勢原市がしっかり支援してきた、役割を発揮してきた、こういうふうには言えると思います。

ところが、今回、負担の公平性や受益者負担、そして、財政が厳しい、こうしたことを理由に有料化をすることは、こうした支援を大きく弱めることにつながるのではないかと思います。また、市が現在掲げる総合計画の中で、市民と市との協働の役割の推進ということを掲げていますが、この有料化は、その市の方針とも反すると思います。先日のタウンミーティングの発表で、総務常任委員会報告で、市民団体は今、資金難で苦しんでいる、これが本当の姿ではないでしょうか。資金不足で困っている市民団体に、有料化で負担を求めれば、市民団体の活動が減少に向かうのは当然考えられます。現にそうしたことを危惧する訴えが、市民説明会の中でも出されています。

個人の暮らしから見ても、実質収入の低下と税金、公共料金の負担増で厳しい状況にさらされているのが現実です。今後さらに医療費を初め、負担増が求められようとしています。こうしたときに、さらに公民館を初めとした公共施設の有料化は、市民を苦しめ、市民活動の低下を示すのは明らかではないでしょうか。有料化が実施予定される来年7月、そのすぐ後には、10月には消費税10%の増税も言われており、一層市民生活、市民活動に大きな不安を与えかねない状況になっております。

市民の暮らし、福祉の増進を市政の最も重要な目標とする視点から考えても、

今まで市政が市民活動を支えてきた公共施設無料は、継続すべきと考えます。そのほうが市政の発展につながり、市が策定した第5次総合計画後期基本計画のめざす方向と一致するのではないのでしょうか。

こうした視点から、本案には反対を表明いたします。

○委員【橋田夏枝議員】 私からは、賛成意見として述べさせていただきます。

本日、当特別委員会では、終日公共施設の一括議案に対して議論を重ねてきました。公共施設の統廃合、再編は、建物の老朽化、少子高齢化、増大する社会保障費といった要因を考えましても、喫緊の課題であると思います。子どもたち、孫たちの世代に、今、我々大人たちが責任を持って、今ある公民館を次世代に継承していくという責務があります。有料化に伴う条例改正、受益者負担の原則を考えますと、いたし方ないものと考えます。

しかし、本日の質問と答弁を取り交わす中で、細部には、不透明さ、不明確さが見られました。施行に当たっては、運用マニュアル等の見直しを行い、この半年間でさらに明確なルールをつくっていただきたいと思えます。

以上の理由から、公共施設使用料の見直しに伴う条例制定、改正に3点の附帯意見を申し添えたいと思えます。

1、引き続き丁寧な説明を継続すること。2、施設使用料や範囲、減免規定について、時代の変化や市の重点施策などを鑑み、必要な見直しを進めること。3、運営面で問題が生じた場合には、速やかな対応と関係条例等の見直しを進めること。以上3点を附帯意見と申し添え、賛成といたします。

○委員【館大樹議員】 では、意見を申し上げます。

現代は、課題山積の時代です。それを乗り越えていくには、まちづくりをともに進める喜びや楽しみだけではなく、苦労や負担も皆で共有し、担い合う、分かち合いの社会を築くことが不可欠と言われております。公共サービスの維持や充実に係る受益と負担の適正なあり方を見出し、市全体としての持続可能性の確保をめざす中で、今回の公共施設の受益者負担策は位置づけられているものであります。今回、一連の議案が可決することで、市民負担の公平性と使用料に関する基本的な考え方の明確化、使用料設定の透明性確保が図られます。その意味を尊重すべきであると考えていること、そして、将来にわたって安定した施設サービスを提供できるようにするには、やむを得ないことから、今回の諸議案に賛成の立場とさせていただきますが、先ほど橋田委員がおっしゃった3点について、附帯意見を私も賛同いたします。そのことを申し添えて、意見とさせていただきます。

以上です。

○委員【国島正富議員】 議案第54号から第61号について、賛成の立場で、私の意見を述べさせていただきます。

全国共通の課題として問われてきた公共施設の大規模改修、更新問題とともに、インフラの長寿命化への対応時期到来に向け、本市では平成26年3月に公共施



設白書が策定されました。その結果、現状で見込まれる公共施設やインフラの更新経費は、今後40年間で1550億円という金額が推計されました。人口状況の将来予測は、少子高齢化社会の進展により、生産年齢人口は大幅に減少、全ての公共施設を現状のまま維持することは、財政上困難となり、早期に公共施設等のマネジメントの必要性が明らかとなりました。

平成27年3月、公共施設等総合管理基本方針を策定、計画期間を平成27年から平成56年度の30年間と定め、平成28年3月に公共施設等総合管理計画が策定されました。公共施設等マネジメントの基本方針では、大きく3つ、1つとして、施設総量（床面積）を縮減する。（1）機能集約等による施設総量縮減。（2）市有施設以外の有効活用。大きな2点目として、持続可能な施設運営を行う。（1）既存施設の長寿命化（延命化）とコスト削減。（2）機能集約化等による利便性の向上。（3）受益者負担の適正化と新たな収入の確保。大きな3点目として、施設更新に当たっては、将来的見通しを十分配慮する。（1）将来を見通した施設更新。（2）効率性、経済性の検討。（3）施設更新の財源確保。この基本方針に基づき、公共施設受益者負担の適正化に向け、議論を深め、公共施設使用料の見直しや機能集約等、施設総量縮減による維持管理費の縮減策として、慎重に市民意見も聴取、受益者負担関係条例改正案の今議会提案に至ったと承知するところです。

この間、各計画策定には市民説明会を開催、都度、市民意見を反映、議会にその経過と意見に対する対応を説明。その後、議会意見も聴取するという手法により、公共施設使用料の見直し（案）が慎重に策定されたと承知いたします。使用者の声として、使用料は無料、施設の統廃合については反対の意見も多くあったことも承知いたすところです。しかし、将来的展望における諸課題を踏まえた財政見通しを配慮したとき、次世代に多額の財政負担を担わせることは断固避けなければならないと考えます。

財政が厳しくても、早期に取り組みなければならない事業は、毎年度必ず発生します。今を生きる市民が中長期のまちの姿を共通認識し、市民福祉の維持向上、安全で安心なまちづくりをめざすためにも、応分の受益者負担や公共施設の統廃合による適正配置計画推進は避けて通れない重要案件と言えます。執行者側においても、長年にわたり先送りされた事案を、強い政治判断により推進することは、次世代が安心して暮らせる魅力あるまちを支える財政基盤強化の一助ともなると考えます。担当職員の強い使命感と実行力なくして、事業の成功はあり得ません。庁内挙げての協力を期待し、賛成の意見といたします。

以上です。

○委員【越水清議員】 それでは、私から意見を申し上げたいと思います。

昭和40年から50年ころ建設されました多くの公共施設が老朽化し、耐震対策や改修の経費が多額であり、各自治体の大きな課題でございます。そのために、公共施設白書あるいは公共施設管理計画等を策定するなどして、対策に取り組ん

でおります。人口減少と高齢化が進む中で、公共サービスを次世代に重い負担を残すことなく、持続可能なものとし、公共施設の老朽化対策等への具体の取り組みが求められております。公共施設の土地取得費や建設費など、いわゆるイニシャルコストは、原則として自治体が負担するものであると思います。建設された公共施設には、管理運営にも多額の経費がかかります。財政に余裕があれば、管理運営費も自治体で負担してほしいですが、現状は、多くの自治体はそのような状況ではありません。現在使用料を徴収している公共施設があります。市民に有用な公共施設のこれからを考えると、使用する受益者の方々に管理運営費等の一部を負担していただくことは、市民の税負担の公平性に結びつくものと言えるのではないのでしょうか。有料化については、各施設や使用団体等の特性を考慮するとともに、適切な減免規定を設けなければなりません。有料化による使用料は、該当施設使用に当たる光熱費や設備の充実と、利用者の立場に立ったサービスの向上に還元するものです。

公共施設受益者負担に関する今議会への議案提案までの経緯につきまして、執行者の答弁をいただきました。議会といたしましても、平成29年7月に公共施設受益者負担研究会を設け、さらに平成30年3月に公共施設受益者負担特別委員会を設置し、執行者に対しての意見、提案を提出するなど議論を重ねてまいりました。執行者におかれましては、公共施設受益者負担につき、冒頭申し上げましたように、定期的に施設の状況を把握し、使用状況、使用料や減免の適、不適につきましてチェックし、使用に応じ、幅広い市民の声を聞き、見直しを行うべきであると思います。

今後とも、見直しなどにおかれましても、丁寧な市民への説明をお願いし、議案第54号から61号に対しましての賛成意見といたします。

以上です。

○委員【相馬欣行議員】 私のほうからも、意見を述べさせていただきます。

公共施設の使用料の見直し内容について、勉強会や特別委員会を通じて多くの論議をきょうまで実施してまいりました。今回の公共施設の使用料見直し内容は、市民の理解なくして推進できない、大変大きな改革であり、本市行政運営上の分岐点となる問題だと受けとめ、多くの場面を通じ情報提供を行い、市民の皆様の反応、意見の把握に努めてまいりました。

少子高齢化社会が進展する中、現在の社会保障制度をどう堅持、向上していくかは大変大きな課題であり、財政、人材確保に向けた取り組みが必須の状況です。また、今回の有料化の主要因の一つである、公共施設の建てかえや維持管理も待ったなしの状態にあります。公共施設の一元管理を進めるため作成した公共施設等総合管理計画では、今後40年間の中で必要な経費として、公共施設で903億円、インフラで649億円必要と試算されています。それ以外にも、熱中症対策を進めるためのエアコン設置や中学校給食の推進など、子育て、教育環境の整備に向け、おこなっている施策推進にも多くの経費を必要とします。また、西日本

豪雨や北海道で発生した地震など、自然災害が頻発する中、急傾斜地が多く、2級河川を有する本市として、自然災害への対応は急がれるところであります。

平成28年3月、伊勢原市都市マスタープランがまとめられ、20年後の2035年にめざす将来都市像として、集約型都市（コンパクトシティ・プラス・ネットワーク）をまとめ、快適に暮らせる都市、活力ある都市、個性と魅力ある都市をめざすこととしています。人口が減少する中、市民サービスを堅持しながら行政運営を進めるためには、管理する公共施設の面積自体をコンパクトにし、維持管理コスト縮減をめざす必要があります。

市民の多様な生き方、考え方を網羅し、行政運営を進めるためには、さきに述べたような大変厳しい環境下での政策推進を覚悟しなければなりません。まして本市の厳しい財政状況の中では、選択と集中を基本に、優先順位を明確にして取り組む必要があると考えます。今回の公共施設の使用料の見直しは、今後も公共施設の適正な維持管理を進める理念に基づくものであり、利活用する市民サービスを継続する意味で理解するところです。また、受益者負担の適正化では、有料、無料の施設がある中で、公平性の担保、施設利用の負担の公平性を堅持する意味で理解いたします。

ただし、受益者負担の公平性を選択するならば、全施設に同一的考え方で網羅するのではなく、各施設の特徴を勘案した手法を展開することも可能だったのではないかと考えます。また、パブリックコメントの実施や見直し案の説明の中でも、理解促進まで至らない説明に終始した部分もあったのではないのでしょうか。今回の使用料見直しは、市民のために建設し、市民が利用する施設を、きょう以降も有意義に利用していただくために、最善の方策として提案しているのであれば、説明方法や時間軸で、結論に導く、ほかの手法もあったのではないかと考えます。今回提案されている中でも、青少年センターや大田公民館の解体、日向ふれあい学習センターも含まれていますが、長年にわたって利用してきた市民の感情を鑑み、使いなれた、安心できる居場所がなくなることへの不安払拭に向けた配慮や、市民の各施設への愛着、安らぎ、落ち着く居場所への思いを酌んだ対応も必要と感じています。伊勢原市の将来に、市民が誇れ、子どもたちに安心してバトンタッチできる施設運営の計画をしっかりと示していただくことが大切なのではないのでしょうか。その一環が、今回の提案だと考えています。

るる申し上げましたが、提案内容を理解しつつも、パブコメ、市民説明会や委員会審査、陳情の内容を含め、市民の理解促進にはもう一段の努力が必要と考えます。また、具体的条例の内容、減免基準の内容には、時代背景や本市の重点施策の内容により変化する部分もあり、随時見直しを進める必要もあると考えます。

以上の理由から、公共施設使用料の見直しに伴う条例制定、改定に、以下の3点について附帯意見を申し添え、賛成といたします。

1、引き続き市民への丁寧な説明を継続すること。2、施設使用料や範囲、減免規定について、時代背景や市の重点施策などを鑑み、必要な見直しを進めるこ

と。3、運営面で問題が生じた場合は、速やかな対応と関係条例等への見直しを進めること。

以上です。

○委員【八島満雄議員】 今回の公共施設使用料の有料化については、大変な問題をはらんでいました。しかし、いろいろ議論を挟んで、解決する道はそれぞれにあったと思います。そういう意味で、今、公共施設が、市民の憩いや市民の集いの広場でもあることを深く鑑み、やはり受けとめた上で、公共施設の使用料の発生は、市民活動の後退と考えるのではなく、財政健全化計画や行財政改革計画の未来への投資、いわば孫世代への借金財政の持ち越しを改善するためであり、今後の税収の伸び、あるいは社会福祉費の増大、特別会計への繰出金の増加、インフラへの老朽化対策の整備への増加を抜きにした使用料の議論は、私は空論に近いと思っています。

反面、市は今後も継続的な市民への丁寧な説明と運営上の課題発生については速やかな対応をする責任があります。そういう意味で、公共施設使用料の見直しに伴う条例制定、改正について、以下の3点について附帯意見を申し添え、賛成といたします。

1つ目は、引き続き市民への丁寧な説明を継続すること。2つ目は、施設使用料や範囲、減免規定について、時代背景や市の重点施策などを鑑み、必要な見直しを進めること。3つ目は、運営面で問題が生じた場合は、速やかな対応と関係条例等の見直しを進めること。以上3点について、附帯意見をつけながら賛成の意見を述べます。

以上です。

○委員長【安藤玄一議員】 ほかに発言はございますか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより1議案ごとに採決いたします。

「議案第54号、伊勢原市上満寺多目的スポーツ広場条例の制定について」、本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○委員長【安藤玄一議員】 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

「議案第55号、伊勢原市行政センタースポーツ施設条例の制定について」、本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○委員長【安藤玄一議員】 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決決定

いたしました。

「議案第56号、伊勢原市立学校施設の開放に関する条例の制定について」、本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○委員長【安藤玄一議員】 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

「議案第57号、伊勢原市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について」、本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○委員長【安藤玄一議員】 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

「議案第58号、伊勢原市立武道館条例の一部を改正する条例について」、本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○委員長【安藤玄一議員】 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

「議案第59号、伊勢原市都市公園条例の一部を改正する条例について」、本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○委員長【安藤玄一議員】 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

「議案第60号、伊勢原市コミュニティ防災センターに関する条例の一部を改正する条例について」、本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○委員長【安藤玄一議員】 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

「議案第61号、伊勢原市公民館条例の一部を改正する条例について」、本案

は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○委員長【安藤玄一議員】 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

議案第54号から議案第61号までの議案8件についての審査は、ただいま終了いたしました。宍戸副市長並びに鍛代教育長、そして、執行者の皆様、大変ご苦勞さまでございました。

ここで、職員退場のため、暫時休憩いたします。

午後5時8分 休憩

---

午後5時25分 再開

議 題 陳情第18号 公民館等公共施設の利用料の無料継続を求める陳情

結 果 不採択

○委員長【安藤玄一議員】 再開いたします。

次に、「陳情第18号、公民館等公共施設の利用料の無料継続を求める陳情」を議題といたします。

それでは、本件についての意見等、ある方は挙手をお願いいたします。

○委員【中山真由美議員】 陳情第18号について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

多くの市民団体や市民の皆様が、できるだけ介護や医療費がかからないようサークル活動等を行って、健康寿命の延伸に取り組んでいただいていることは承知しております。しかし、公共施設を使用していない市民もいらしたり、公共施設を継続使用していくには維持費等がかかることも事実であります。行政は、公共施設を持続可能な運営状況に維持管理をしていく責任もあると考えます。市民に不安を感じさせることがないように、行政はさらに公共施設の利用料について丁寧な説明を行うことが必要であり、また、利用料の活用方法についても正当な活用であるかが重要と考えます。公共施設の利用料について、特別委員会でもさまざま議論をしてみました。無料で使用し続けることができればよいとは思いますが、少子高齢化などによる、将来的にかかる負担を軽減することも考えなくてはなりません。このように、公共施設の利用料をいただき、公共施設を持続可能な運営状況に維持管理をめざしているのは、本市だけではなく、全国の自治体の多くが取り組んでいます。このようことから、市民の公平性や将来的にかかる負担を軽減すること等を考慮して、この陳情内容には賛成できないものと判断いたします。

以上の理由により、本陳情は不採択と考えます。

○委員【橋田夏枝議員】 私からも、陳情第18号について、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

戦後、公民館事業は社会教育の一環として始まり、民主的大衆教育普及の上で果たしてきた役割は、極めて大きなものがあると認識しております。しかし、高齢化社会、地域社会の変革とともに時代は劇的に変わり、社会教育の公民館にとどまらず、生涯教育、文化芸術の拠点、趣味娯楽の充実など、利用者の目的も多種多様になりました。本市の公民館利用者を見ますと、熱心に定期的に利用する方もいれば、ほとんど利用したことがない市民も大勢いらっしゃいます。そういった二極化が進む中、受益者負担の考えについて、我々市議会でも研究会発足当時から現在に至るまで議論を重ねてまいりました。その中で、利用者にある程度の負担を求めることはいたし方ないだろうという結論が出ております。

また、高度経済成長期に建てた公共施設は老朽化が進み、公民館も例外ではな

く、修繕、改装費用に多大なる予算が必要とされています。建物の長寿命化を図り、次世代にしっかりと、今ある公民館を継承していくためにも、ある程度の使用料が発生するのはやむを得ないと考えます。

私のかかわっている、ある公民館サークルでは、既に有料化に向けて、どのように会員の負担をすべきか、話し合っているところです。有料化するから解散しよう、活動を停止しようという声は皆無ですし、むしろある程度の使用料を払うほうが当然だと言っている会員さんもいらっしゃいます。公民館の有料化により、市民の活動が衰退することがないように、我々としてもしっかりと見守っていきますので、今回の有料化に対してご理解をいただきたいと思い、不採択とします。

○委員【宮脇俊彦議員】 それでは、陳情第18号に対する賛成の意見を述べさせていただきます。

陳情第18号は、公民館等公共施設の利用料の無料継続を求める陳情です。そもそも公共施設は、市民が納めた税金を使って、市民の福祉の向上のために設けられた施設です。特に公民館は、戦後、大人になってからもさまざまなことを学んだり、話し合ったり、スポーツを行うなどを重視する考えから、社会教育施設と位置づけられ、地方自治体（市町村）が主体となって、小学校区を中心に全国で建設されました。伊勢原市でも、当時公民館の建設費を、市の財政では賄い切れず、不足分を市民から募金を募って建設されました。このことは、市政史料にも出ています。市民の募金を得て建設された、こうした経緯を考えれば、公民館はそもそも有料化などあり得ません。2003年ごろ、国が方針を変え、利用料を取ってもよいとしたため、徴収する自治体が出ていますが、建設経緯を見ても、社会教育施設としての位置づけからも、有料化すべきではありません。

また、現在、市が掲げる総合計画の市民との協働を推進していく、この視点からも、有料化は市の方針に反すると考えます。先日のタウンミーティングで、市民団体が資金難で苦しんでいる、こういう報告がされました。これこそ現実の姿ではないでしょうか。資金不足で困っている市民団体に有料化で負担を求めれば、市民団体の活動が縮小に向かうのは当然考えられます。そうした訴えが、説明会でもあちこちで指摘されています。また、私たちの暮らしの視点からも、実質収入が低下しています。伊勢原市の資料でも、この15年間に課税所得は80万円近く低下しているのが現実の姿です。さらに、今後税金や公共料金の負担が迫っています。これが、私たちの暮らしの実態ではないでしょうか。今後、さらに医療費を初め、負担増が求められようとしています。こうしたときに、さらに市民が無料で使っていた公民館を初めとした公共施設の有料化は、市民に負担を負わせ、そして市民活動に低下を示すのは明らかではないでしょうか。有料化実施、予定されている来年7月、3カ月後には消費税10%の増税も言われています。一層市民生活、市民活動に負担がかかります。市民の暮らし、福祉の増進を市政の最も重要な目標とする視点からも、今まで市政が無料で市民活動を支えてきた公共施設無料は継続すべきと考えます。これこそ市政の発展につながり、市が掲げた



後期基本計画のめざす方向と一致する、こういうふうに考えます。

以上の視点から、本陳情には賛成とします。

○委員【相馬欣行議員】 「陳情第18号、公民館等公共施設の利用料の無料継続を求める陳情」に対し、意見を述べさせていただきます。

先ほど条例に対する質疑や意見の中で申し上げてきたとおり、今回の公共施設の使用料の見直しは、今後も公共施設の適正な維持管理を進める理念に基づくものであり、利活用する市民サービスを継続する意味で理解するところです。また、受益者負担の適正化では、有料、無料の施設がある中で、公平性の担保、施設利用者の負担の公平性を堅持する意味で理解いたします。人口減少や少子高齢化の進展により人口バランスが崩れる中でも、現在の社会保障を堅持していくためには、大きな改革も必要と考えます。現在扶助費の増加に歯どめがかかっておらず、平成29年度決算比で、前年比5億2000万円、5年前との比較で18億8000万円増加と異常な伸びを示しています。社会が変化する中、多様な生き方、考え方を網羅し、行政運営を進めていくためには、さきに述べたような、大変厳しい環境下での政策推進を覚悟しなければならないと考えます。まして本市の厳しい財政状況の中では、選択と集中を基本に、優先順位を明確にして取り組む必要性があると考えます。

今回の使用料見直しは、市民のために建設し、市民が利用する施設を、きょう以降も有意義に利用するために提案されているものと考えています。伊勢原市の将来に、伊勢原市民が誇れ、子どもたちに安心してバトンタッチすることができる施設運営の計画をしっかりと示していくことが大切なのではないでしょうか。なお、具体的条例の内容、減免基準の内容には、時代背景や本市の重点施策の内容により変化する部分もあり、随時見直しを進める必要があるものと考え、公共施設使用料の見直しに伴う条例制定、改正に3点の附帯意見を申し添えたこともつけ加えさせていただきます。

以上を申し上げ、本陳情を不採択とする意見といたします。

○委員【国島正富議員】 「陳情第18号、公民館等公共施設の利用料の無料継続を求める陳情」について、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

陳情趣旨で示されている公民館等公共施設は、誰もが無料のまま使えるようにとのことですが、今議会で提案された公共施設の受益者負担の適正化の取り組みについて、先ほど賛成の立場で、詳細にわたる私の意見を述べさせていただきました。執行者側の議案の提案に対し、順次丁寧に時間をかけ議論し、利用者の意見も十分に配慮し、①有料化の取り組みについて、②有料化による影響について、③使用料の徴収、施設管理について、④料金設定について、⑤減免について等を公共施設総合管理計画に基づき、計画推進過程ごとに順次市民説明会が開催され、議会としても各所に参加、市民の多くの意見も聞き、一部反映。議会としても市民意見をチェックし、議会意見として議論を重ねてきました。陳情理由も十分理解はするものの、今議会で提案されました議案を先送りすることは、もはや議会

としての権能を放棄すると言っても過言ではないと考えております。有料化議案を採択し、公共施設の適正配置と統廃合議論に進めることこそ重要であると認識しております。

よって、本陳情は不採択といたします。

○委員長【安藤玄一議員】 ほかに。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○委員長【安藤玄一議員】 挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

議 題 陳情第20号 公共施設使用料の有料化について市民の意思が反映できる措置を求める陳情

結 果 不採択

○委員長【安藤玄一議員】 次に、「陳情第20号、公共施設使用料の有料化について市民の意思が反映できる措置を求める陳情」を議題といたします。

それでは、本件についての意見等がございましたら、挙手をお願いいたします。

○委員【中山真由美議員】 陳情第20号について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

公共施設の有料化や減免基準については、公共施設受益者負担特別委員会でもさまざま議論をしてみいました。そのまま無料で使用し続けることができればいいとは思いますが、少子高齢化などによる将来的にかかる負担を軽減することも考えなくてはなりません。しかし、公共施設を使用していない市民もいたり、公共施設を使用していくには維持費等がかかることも事実であります。行政は、公共施設を持続可能な運営状況に維持管理をしていく責任もあると考えます。市民に不安を感じさせることがないように、行政はさらに公共施設の有料化や減免基準について丁寧な説明を行うことや、市民へ早期にガイドラインを公開することは必要と考えます。また、利用料の活用方法について、正当な活用であるかが重要と考えます。このように、公共施設の使用料有料化や減免基準を設けて、公共施設を持続可能な運営状況に維持管理をめざしているのは本市だけではなく、全国の自治体の多くが取り組んでいます。

このようなことから、市民の公平性や将来的にかかる負担を軽減すること等を考慮して、この陳情内容には賛成できないものと判断いたします。

以上の理由により、本陳情は不採択と考えます。

○委員【橋田夏枝議員】 私からも、陳情第20号について、反対の立場で意見を述べさせていただきます。陳情にあります陳情理由①から⑤に沿って、意見を述べます。

①子どもが公民館を利用する場合は、確かに減免扱いにならないのですが、子ども対象の内容は、絵画教室や英語教室、生け花教室など、お稽古事教室的なものが多いのが実態です。また、公的な活動などは、団体によっては減免になるものと想定されます。また、図書室等は、今までどおり無料で使えますので、こちらも妥当な判断であると考えます。

②ガイドライン（案）は、現在市のホームページに掲載されていますので、市民への情報公開は進んでいると考えられます。

③減免基準は公益性があるか否かの線引きは難しい側面もありますが、どこかで客観的に判断して明確にする必要があります。有料化直後は、減免か否かで混乱が起きる可能性もありますが、市には丁寧な説明をしていただき、市民もそれに対して柔軟に適応していくことが必要だと考えます。

④総合計画にある自治力、市民協働の考えは非常に重要です。有料化されて、自治力が衰退するのではなく、今後も市民と市側との意思疎通はしっかりと図るべきと考えます。

⑤1700万円という使用料の徴収額は、全体の経費から見たら十分ではございません。しかし、現時点では、金額の問題ではなく、受益者負担の考えを浸透させること、徴収システムを確立すること、減免のルールを明確にすることのほうがはるかに重要ではないでしょうか。結果として算出した金額が1700万円だと考えます。

よって、本陳情は不採択とします。

○委員【宮脇俊彦議員】 陳情第20号は、公共施設使用料の有料化について市民の意見が反映できる措置を求める陳情です。この陳情に、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

この陳情がなぜ出されたのか。それは、今回条例が提案されるまでの市の姿勢にあります。市が公共施設有料化に向けて準備を進めることに対して、有料化を危惧する市民団体から、有料化の説明会開催を求める要求が出されました。しかし、市はこれを拒否しました。そこで市民団体は、出前講座の開催を求めました。この要求は拒否できず、出前講座に3回応じました。その後、市民団体が求めている説明会に応じることになり、昨年11月から12月にかけて、7つの公民館で開催されました。ことし4月に2回目の説明会が7つの公民館で開催されました。しかし、素案が示されただけでした。この説明会の中で出された、有料化は負担が重く、サークルの運営に支障が出る、中央公民館、公民館で卓球をやっていたが、有料化は困る、サークルが運営できなくなる、大田公民館、サークルを維持できなくなる、パソコンサークルなどの意見が出されましたが、答弁は、最終案に生かすとの回答で、とても納得は得られない状況でした。

また、市民が求めた資料についてもなかなか明らかにしませんでした。利用料収入予想を求めたにもかかわらず、やっと明らかにしたのは今年の12月。有料化にかかわる経費を再三求めて、それを出したのは5月。そして、最終案が出たのは、9月議案提案後の8月25日の土曜日、郵送で議員に送られてくる。こうした状況でした。市民には、この最終案については説明もないままです。今回の最終案について、市民には説明は何もされていません。こんな多くの人たちが利用し、役割を果たしている議案を、市民、利用者に説明のないまま議会に提案し、採決を求めることがあってはならない、こういうふうに判断します。

伊勢原市の特徴の一つである市民活動の活発さ、それを支え支援してきた伊勢原市政が、公共施設を無料で使える制度をなくしてよいのか。公民館利用者年間25万人、コミセン7万人、運動施設は判明して、出されている資料だけでも20万人を超えます。大きな影響を持つ、この有料化の議案です。

市民への説明責任を果たし、市民の意思が反映できる措置をとることが必要との趣旨に賛同し、本陳情は採択すべきと判断します。

○委員【相馬欣行議員】 「陳情第20号、公共施設使用料の有料化について市民の意思が反映できる措置を求める陳情」に対し、意見を述べさせていただきます。

先ほど条例に対する質疑や意見の中でも申し上げてきたとおり、今回の公共施設の使用料の見直しは、今後も公共施設の適正な維持管理を進める理念に基づくものであり、利活用する市民サービスを継続する意味で理解するところでありませぬ。減免基準については、説明会や議会の意見を取り入れる調整に手間取り、展開がおくれたことは事実ですが、最終的に示された減免基準は、意見等を反映される内容となっています。また、今回の使用料見直しは、市民のために建設し、市民が利用する施設を、きょう以降も有意義に利用していくために必要な措置として提案されているものと考えています。

なお、提案された内容を理解しつつも、パブコメ、市民説明会や委員会審査、本陳情の内容を含め、市民の理解促進にはもう一段の努力が必要と考えます。また、具体的条例の内容、減免基準の内容については、時代背景や本市の重点施策の内容により変化する部分もあり、随時見直しを進める必要があるものと考え、1、引き続き市民への丁寧な説明を継続すること、2、施設使用料や範囲、減免規定について、時代背景や市の重点施策などを鑑み、必要な見直しを進めること、3、運営面で問題が生じた場合は、速やかな対応と関係条例等の見直しを進めることを採択の前に附帯意見として申し添えさせていただきます。

以上を申し上げ、本陳情を不採択とすることといたします。

○委員【館大樹議員】 陳情第20号について、反対の立場から意見を申し上げます。

陳情理由にありますとおり、子どもやその親から使用料を徴収することについて、対象施設によって違いがあることは理解しにくい部分があると考えます。また、ガイドラインがホームページに掲載されたタイミングを考えますと、市民への情報提供の仕方として、親切、丁寧であったかどうかについて疑問があると言えます。また、減免の対象団体であっても、教養、趣味的な活動のために使用するという、公益性が基準の判断になることへの慎重な検討の必要性をおっしゃっています。公益性の定義が、人によって解釈に違いが出るのが懸念されます。しかしながら、減免についての各団体の意見聴取の機会も、ガイドライン提示後にしたほうが丁寧な手続とは思いますが、既に減免基準の概要については、市民に説明の機会がありました。特段の問題はないと考えます。そして、持続的な施設運営の可能性への問いかけをされています。だとするならば、公共施設等総合管理計画にのっとり、説得力のある資料によって改めて施設運営の可能性を示すべきではないかと考えます。今回の有料化案については、市民の意思が市民向けの説明会、利用者別の説明会が開催されたことによって、一定程度反映できる措置の機会があったと考えております。

よって、不採択の意見とさせていただきます。

以上です。

○委員【八島満雄議員】 私も、陳情第20号に対しまして、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

陳情者は、議会での十分な審議を要望していると思います。これまでの特別委員会での審査の前に、公共施設使用料に関する、1年余りに及ぶ勉強会、あるいは委員同士の協議、審議は十分に、私はあったと思います。そこには、個人的な情報ではありますが、友人や関係団体等々に相談や意見を聞いての時間でした。市民への意見聴取は十分ではないという点では、市民説明会、ホームページ等々の周知方法においては、現実の段階ではやむを得ないものと考えています。今後は、特にわかりにくいところと言われる減免規定のガイドライン、運営面での問題など、さらなる関係条例の整合性を図る努力を執行者側に要望としてつけ加えて、この陳情に不採択の意見とします。

以上です。

○委員【土山由美子議員】 それでは、陳情第20号について、意見を申し上げます。

無料がいいのか、有料がいいのかと問われれば、無料がいいと答える場合が多いかと想像いたします。しかし、子どもたち、市民の将来に、公共施設を市民生活を豊かにするために残すことが必要であると考えれば、維持管理の一部を負担することは理解いたします。ただし、子ども対象の団体利用については、慎重に検討されることが求められます。減免基準についても、ガイドラインで明確に示されることが、もし市民の間から求められるのであれば、対応すべきと考えます。しかし、受益者負担の考えから、市民の間の公平性を考え、一部負担は考え得ることです。

この陳情については、反対といたします。

○委員長【安藤玄一議員】 ほかに発言はありますか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は、不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○委員長【安藤玄一議員】 挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。なお、委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【安藤玄一議員】　　ご異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

　　以上をもちまして、公共施設受益者負担特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 5 時 5 4 分　閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

平成 3 0 年 9 月 1 1 日

公共施設受益者負担特別委員会  
委員長　安　藤　玄　一